

平成22年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

12月6日（月）午前10

時開議

日程第 1 一般質問

第12番議員 松 本 美 子 議員

第6番議員 柳 勝 次 議員

第7番議員 河 井 勝 久 議員

第10番議員 清 水 正 之 議員

日程第 2 請願第4号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進

するための法律の制定を求める意見書」の採択を求

める請願

書

日程第 3 請願第5号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採

択を求める請願

日程第 4 請願第 6 号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を
求める請

願

日程第 5 請願第 7 号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求
める請願

日程第 6 議員派遣について
追加

日程第 7 議案第 7 1 号 工事請負契約の変更について（（仮称）ふれあい
交流セン

ター建設工事）

日程第 8 議員提出議案第 8 号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑
制と再使

用を促進するための法律の制定を求める

意見書

（案）

日程第 9 議員提出議案第 9 号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げ
を求める

意見書（案）

日程第 10 議員提出議案第 10 号 TPPに参加しないことを求める意見書
(案)

日程第 11 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員 (13 名)

1 番 畠 山 美 幸 議員	2 番 青 柳 賢 治 議員
3 番 金 丸 友 章 議員	4 番 長 島 邦 夫 議員
5 番 吉 場 道 雄 議員	6 番 柳 勝 次 議員
7 番 河 井 勝 久 議員	9 番 川 口 浩 史 議員
10 番 清 水 正 之 議員	11 番 安 藤 欣 男 議員
12 番 松 本 美 子 議員	13 番 渋谷 登美子 議員
14 番 藤 野 幹 男 議員	

○欠席議員 (なし)

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
書 記	久 保 か お り
書 記	石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長
高	橋	兼	次	副 町 長
安	藤	實	総	務 課 長
井	上	裕	美	政策経営課長
中	西	敏	雄	税 務 課 長
中	嶋	秀	雄	町 民 課 長
岩	澤	浩	子	健康福祉課長
簾	藤	賢	治	環 境 課 長
新	井	益	男	産業振興課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	都市整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
大	塚	晃		教育委員会生涯学習課長
新	井	益	男	農業委員会事務局長

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 22 年嵐山町議会第4回定例会第7日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に、文教厚生常任委員会に付託し審査願っております、請願第4号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願書、請願第5号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願、請願第6号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願及び請願第7号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願の審査報告が提出されました。お手元に配付して

おきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 松 本 美 子 議 員

○藤野幹男議長 本日最初の一般質問は、受付番号7番、議席番号 12 番、松本美子議員。各種事業についてからお願いいたします。どうぞ。

〔12 番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○12 番(松本美子議員) 皆さん、おはようございます。議長の指名がございましたので、12 番議員、松本美子でございますけれども、一般質問をさせていただきます。

まず、各種事業についてということをお願いいたしますけれども、小項目につきまして9項目ほどございますけれども、順次ご質問させていただきます。

景気の落ち込みによりまして、税源が減少するという中で、事業の見直しや職員の削減、あるいは給料の減と、困難な課題を抱えての実施でございますが、地域の活力も加わりながら、安全と安心を目指してまちづくりに

努力いたしているところだと思っております。

それでは、①に移らせていただきます。各種補助金団体の見直しと廃止や削減を実施するのか方向性を伺います。

②ですけれども、人権政策の考えと確立された各課の人権事業というものがあると思いますので、それらの実施や研修会などへの取り組みをお伺いをさせていただきます。

③ですが、路線バスは、町民の足として利便性を図りながら実施いたしております、またワンコイン等も導入をしながら運行をさせているわけですが、現状と今後についてお伺いをいたします。

④ですが、行政バスについての運行は 95 日というような利用状況というふうに伺っていますが、少し少ないのではないかというふうにも考えがりますので、これにつきます問題点、あるいは今後はどんなふうを考えているのかお伺いをさせていただきます。

⑤になりますけれども、いよいよデマント交通のシステムというものを導入というふうにお考えがまとまりまして、5月より 12 名のプロジェクトチーム等ができ上がり、検討を重ねているということだそうですが、これは福祉の充実、あるいは町民との要望等がございまして、絶対なる足の確保というものが図られてくるのではないかというふうに期待をしているのですけれども、進捗をお伺いをさせていただきます。

⑥ですけれども、子ども手当が支給になりまして、そのときの状況なので

すけれども、9月までの状況と、あるいは現在も申請中があると思われておりますが、10月以降の申請がどうなっているのかお伺いをし、これは給食費、あるいは保育料の滞納というようなものにも充てていくというようなお話でしたけれども、どんなふうに行われているのかお伺いをさせていただきます。

⑦になりますけれども、これは農業問題になりますけれども、平成5年の農業経営基盤強化促進法というものが5年に制定されました。その後、農地の利用状況、あるいは認定農業者の現状、または農地の利用権というものが設定手続等が現実的に行われておりますけれども、この点と、それにただいまでは企業参入というようなものも騒がれており、実際的にも企業が参入いたしているというところもあるというふうに伺っております。現状は、嵐山町はどんなになっているのかお伺いをさせていただきます。

⑧ですけれども、非常に今、厳しい財政ということ、それから自治法ということ、いろんなことが県でしょうか、県のほうの関係、59あるいは60、61号と、議案ということで過日可決はされておりますけれども、三役あるいは職員、議員等の減額等が行われました。これによりましてのことにつきまして可決をいたしましたけれども、再度お尋ねをさせていただきます。

⑨になりますけれども、来年度の23年度でございますが、職員さんの採用というものが行われると思っております。122の報告でも出ておりましたけれども、どんなふうな内容で行われてきているのかお伺いをさせていただきます。

き、また来年度につきましての事業の見直しについてもお伺いをさせていただきます。

以上ですけれども、よろしくお願いをいたします。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①について、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、小項目①各種補助金団体の見直しと廃止や削減を実施するのか方向性を伺うということにつきましてお答え申し上げたいと思います。

現在、町では 38 団体につきまして、団体に対する補助金等交付要綱に基づき補助を行っておりまして、平成 22 年度当初予算では 4,541 万 4,000 円を計上させていただいております。主なものでは、社会福祉協議会に 1,243 万 4,000 円、シルバー人材センターに 950 万円、商工会に 708 万円となっており、この3団体で 2,901 万 4,000 円でありまして、補助金全体の約 64%を占めております。

平成 21 年度の各種補助団体の実績報告を集計してみますと、補助額が約 4,500 万円であったのに対しまして、各種団体の決算額は約 2 億 5,700 万円と約 5 倍の事業を行っていただいております。嵐山町のまちづくりに大きく貢献していただいているところでございます。

団体補助金に対しましては、ご承知のとおり第 4 次行政改革大綱においても、「地域組織の充実を促すとともに町補助金の全面的な見直し」が位置

づけられ、平成 21 年 1 月に嵐山町団体補助金検討委員会から報告書の提出を受けております。

検討委員会からは、①公募方式の採用、②事業費を対象に補助、③補助金の終期の設定、④補助限度額、⑤補助事業の情報公開の基本的な考え方が示されました。

団体に対する補助金等交付要綱にもありますとおり、町はこれまでも公益性のある団体に対しまして補助を行ってまいりました。今後につきまして、これまでの補助の経緯や活動内容、そして検討委員会からの報告を総合的にかんがみ、見直すべきところは見直し、削減していただくものについては削減をさせていただく方向で、補助金等適正化委員会を開催し、町としての方針を現在検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目②について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目 1 の小項目②人権政策の考え方と各課の人権事業についてお答えをさせていただきます。

差別のない住みよいまちづくりを目指して、人権尊重都市宣言を公布し、さまざまな人権意識の解決に向けて人権教育や啓発活動に取り組んできました。

しかしながら、同和問題をはじめ、学校でのインターネットによる悪質な書き込み、子供に対する虐待、女性、高齢者、障害者、外国人などに対する

差別などが社会問題になっています。

町といたしましては、すべての人が、人種や性別、障害のあるなしなどで、差別を受けることなく生活ができる社会を実現するため、各種施策を積極的に推進する考えであります。

次に、各課の施策であります。総務課関係では、職員を対象にした研修会、企業や8土業を対象とした研修会、町民や行政区役員等を対象にした人権・同和問題研修会、比企郡市8市町で開催する人権フェスティバル、そのほか、啓発パンフレットの配布、イベントでの街頭啓発活動及び総合相談、人権相談、法律相談等を実施をしています。

健康福祉課関係では、民生・児童委員研修会、育児相談、高齢者・障害者の相談支援等も行っております。今後も、施策全般に一層の工夫を加えながら、人権行政を推進をさせてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 同じく、小項目②について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 小項目②人権政策の考えと確立された各課の人権事業の実施や研修会への取り組みを伺いますについてお答えいたします。

人権政策の考えについては、先ほどの町長答弁と同様でございます。

教育委員会では、嵐山町教育行政の重点施策において、「人権を尊重した豊かな人づくりを推進する」を掲げ、学校教育・社会教育における人権教育を進めております。町全体としては、嵐山町人権教育推進協議会を設置

し、幼稚園、小中学校、関係各課における事業計画に基づき、連携して取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、今後もさまざまな人権問題の理解と解決に向けて、学校教育と社会教育の連携を図り、事業や研修の充実に努め、人権を尊重した豊かな人づくりを推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目③について、井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 質問項目1の小項目③路線バスは町民の足として利便性を図り、またワンコイン導入しての運行ですが、現状と今後について伺うにつきましてお答えいたします。

現在運行しておりますイーグルバスの路線は、平成18年7月から、ときがわ町とともに赤字の損失補てんを行うことを条件に運行を開始し、利用状況に応じて運行本数の増加や減少を行ってまいりました。昨年10月からは、試行的に100円による市街循環バスを走らせております。利用者数は、全体では平成20年11月の1日平均151.3人が最も多く、平成21年10月からは、運行本数を大幅に減少した影響によりまして、平成22年9月現在では1日平均92.5人となっております。

本年10月4日から、ときがわ町がバス路線の大幅見直しを行い、ときがわ町方面の2路線につきましては1日3本ずつ増加し、日曜祝日も運行することになりました。ときがわ町がゾーン制運賃をとったことによりまして料金

も変更し、嵐山町内は 200 円となっております。

見直し後の利用者数は1日平均 108.1 人となり、市街循環バスも、これまでの1日平均 1.6 人から 3.1 人と若干増加いたしました。しかしながら、全体的に見ても利用者は決して多いとは言えず、継続的に運行していくには、一定の補助を行う以外にないのが現状でございます。

今後につきましては、町でもご存じのとおりデマンド交通の検討を行っているところでありまして、デマンド交通の運行に合わせまして、利用者が少ない路線につきましては適宜見直しを行い、今後の高齢社会に備えた運行形態を構築してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目④について、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 ④の行政バスの運行につきましてお答えいたします。

行政バスにつきましては、嵐山町行政バス使用基準の規定に基づき実施しており、公務の執行もしくは町の附属機関、児童生徒の教育文化活動、町行政の推進に係る補助団体及びこれに準ずると認められる団体が使用することができます。

平成 21 年度の延べ使用日数は 95 日、うち任意団体の使用は 54 日でありました。任意団体が使用するに当たり、燃料費、運転者委託経費等の費用を負担していただくこととなりますが、平成 17 年4月から運転者委託経費について値上げしたことも影響してか、平成 17 年以降は任意団体の使

用がわずかに減少しております。

バスの使用については、公務優先の原則の上で任意団体が使用する場合は、年1回で1日を限度とし、かつ構成員の慰安や観光を目的とする使用は認められず、研修目的での使用に限定されます。

現在定めている行政バス使用基準について、近隣自治体の状況も踏まえ、問題があるのかどうかにつきまして検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目⑤について、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 質問項目1の小項目⑤デマンド交通検討の進捗状況につきましてお答えいたします。

川口議員さんのご質問でもお答えさせていただきましたが、本年5月6日にプロジェクトチームが発足し、これまで5回の会議の中で検討してまいりました。そのほか、埼玉県内でデマンド交通を実施している鳩山町と北本市を視察し、現状について担当課のお話を伺ってまいりました。

こうした中で、嵐山町に合ったデマンド交通システムがどんな形がよいのか、次の会議でまとめる予定となっております。

新年度開始に向けて進めてまいりまたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目⑥について、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、質問項目1の小項目⑥子ど

も手当支給状況ですが、9月末申請者と10月末以降の申請状況と給食費、保育料の滞納者への対策ができたのか伺いますにつきましてお答えをいたします。

最初に、子ども手当の支給状況ですが、本年度2回目を去る10月8日に支給いたしました。支給の人数が1,258人、支給額が1億715万9,000円となっております。

次に、10月以降の申請状況ですが、12人であります。内訳が、出生が2人、転入が5人、転出が5人となっております。

次に、給食費、保育料の滞納者への対策であります。滞納者につきましては、子ども手当を窓口払いにさせていただき、受領時に滞納金額やそれぞれの家庭の事情等を相談させていただき、納入をお願いいたしました。

結果であります、保育料が15件で22万7,300円、給食費が16件で37万8,600円を納入していただきました。

対策ができたかのご質問であります、一定の成果があったものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目⑦について、新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 質問項目1の小項目⑦平成5年農業経営基盤強化促進法の制定後の農地利用状況や認定農業者の現状と農地の利用権設定手続等の状況と、企業参入について伺うについてお答えをいたしま

す。

農業経営基盤強化促進法の制定後の農地利用状況については、農地利用集積円滑化事業が実施されたことにより、農地の利用権設定（貸し借り）の申し出面積が増加しました。

農業経営基盤強化促進法による農地の利用権設定（貸し借り）面積は、平成 22 年 10 月末現在、田の借地面積が約 115.3 ヘクタール、畑の借地面積が約 34.1 ヘクタールとなっています。農地の合計借地面積が約 149.4 ヘクタールです。

続きまして、認定農業者の現状であります。農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度であり、認定農業者の現状につきましては、平成 22 年 10 月末現在 48 人の方が認定されております。

続きまして、農地の利用権設定手続につきましては、毎年5月末日と10月末日の年2回の締切日を定めて、農用地利用権設定申出書の受け付け・受理をしています。農用地利用権設定申出書の受け付け・受理後、次に開催される農業委員会の総会に申出書の内容を議案として提案し、農業委員会の意見を聞き、議決後に公告手続を行い、農地利用集積計画の定めるところにより利用権が設定されることとなります。

続きまして、農地の耕作を目的とした企業参入につきましては、耕作放

棄地の解消対策として、今年度東松山農林振興センターの指導・助言をいただきながら、耕作放棄地解消の取り組みとして大字根岸地内の地主への地元説明会を開催し、農地所有者の理解を得て、2件の農用地利用権設定の申し出が行われました。

農用地利用権設定を行った企業は、株式会社ナガホリという埼玉県上尾市に本社がある農業生産法人です。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目⑧について、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 質問項目⑧の給与等の減額についてにつきましてお答えいたします。

国における三位一体改革をはじめとする地方公共団体のさまざまな変革の中にあって、町では第4次嵐山町行革大綱に基づき、平成17年度に町長等三役、議会議員及び一般職の特例減額を実施いたしました。この特例減額は、町長等にあっては4年間、議会議員は3年間継続され、一般職にあっては、特例減額あるいは昇給停止措置の実施により、財政の健全化を目指したものであります。

平成21年度からは、嵐山町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、町長等の給料を郡内で最も低額に改定し現在に至っております。また、一般職につきましては、埼玉県人事委員会勧告に準拠し、21年、22年と連続して給料月額及び期末勤勉手当の引き下げを行うものであります。

平成 17 年当時の状況は、夕張市の財政破綻を発端に、全国各地において財政危機が論じられ、嵐山町でも例外ではありませんでした。町では、その後の行革の取り組みにより、財政的には依然として厳しいものの、平成 17 年当時ほどの状況ではなく、特例減額につきましては現在のところ考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目⑨について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目 1 の小項目⑨の職員採用と事業の見直しについてをお答えをいたします。

平成 23 年 4 月の職員採用に関しましては、長期の職員採用計画に基づき採用を予定をしております。具体的には、今年度の退職者補充及び来年度以降の退職状況を踏まえた採用とし、また、将来の技術職員不足を見越し、民間企業等におきまして一定の経験を有する技術者を採用する予定であります。

現在の職員採用計画では、平成 30 年度までに、さらに 15 人を削減する計画でございます。社会経済情勢等の変化に伴い、ますます多様化する行政需要に的確かつ迅速に対応するためには、業務の合理化をはじめ、事業を見直すことが必要であると考えられます。

例えば民間でできることは民間にお願いし、限られた職員数で効率的な行政運営に努めることもその一つでございます。今後、どのような業務で、

どのような対応が可能かであるかについては検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 それでは、松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、順次再質問という形になりますけれども、お願いをいたします。

まず、①なのですけれども、各種補助金団体の関係ですからご答弁はいただきましたので、大方わかりましたけれども、私は、今回につきましては、人事院の勧告の関係、あるいは三役、あるいは職員、あるいは議員といういろんな分野で、先ほど町長さんからも答弁あるいはありましたけれども、非常に給料の減額、減額というようなものが出ているわけですから、それぞれが非常に大変な思いをしているわけですね。

そういった観点からお伺いをさせていただきたいと思っていますけれども、補助金につきましては、検討委員会というものがあるから、それに基づいてというような、それを開催をいたしまして、町の方針で検討していくというように今くっつてありますが、それはそのとおりだというふうにも思いますけれども、各団体もしっかりと事業等に取り組み、補助金いただきながら取り組んでいるわけなのですが、ただいま申し上げたように、職員さんやなんかも給料等も下がってきていますので、ここでこの各団体の団体数もお考えに、来年度はならないのか、あるいは補助金もしっかりと減額をしていかないのか、その辺につきまして質問をもう一度させていただければと思ってご質問

をいたします。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 先ほど申し上げましたように、かなり多くの団体数がございまして、ただ、全体の補助金の 64%を占めているのは、社会福祉協議会、そしてシルバー、そして商工会であります。その他は、それぞれの団体がいろんな事業に取り組んでいただいているというふうなことでございます。

これは、以前からも別の議員さんからも質問がございましたけれども、いわゆる補助金の検討委員会で検討されまして、先ほどちょっと申し上げましたように、幾つかの重点項目というのが出されております。

ただ、これも以前答えたかと思うのですけれども、かなり内容的には厳しい内容になっておりまして、すぐこれが全部実行できるかというのは、ちょっとどうかなというふうに考えております。

今年度、補助を出している団体に対して、補助金の検討委員会からこういう点がいわゆる事項として出されておりますよという内容をまず伝えていきたいなというふうに思っております。

そして、来年度から第5次の総合振興計画がスタートするわけございまして、そのテーマが協働のまちづくりということでございますので、やっぱり行政と町民、そしてそれぞれの団体等が、うまくそれなりの力を発揮をしていただくことによって町の行政が進んでいくのかなというふうに思ってお

ります。

したがって、先ほども大方申し上げましたけれども、見直すべきところは見直しをしていきたいと考えておりますけれども、むやみやたらに補助金の減額一辺倒で考えてはいきたくないなというふうに思っております。

いずれにしても、先ほども公募方式というふうなこともございまして、新しい第5次の総振に合わせて、何らかの新たな動きをしていって、その結果によって補助金の額をどうだというふうな形も決めていこうかなというふうに思っております。

いずれにしても、補助金の適正化委員会、私が座長でございますので、再度、いろいろ検討しながら、どこかで一定の方向を出していかなるを得ないのかなというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) やはり事業というものは団体そのものでも、ずっと継続というようなもので行われてきているから、急遽どうこうというような考え方では結びつけられないだろうということは、ごもっともかなというふうに思っております。

そうしますと、一般的には、よくその団体につきまして公益性があるものか、ないものかというような言葉が出てくるかと思います。そういった中で、公益性というものをどんなふう to 考えているのか。各種団体が、各団体があ

りますよね、補助金団体。そういう中で、公益性に、こちらの文書にも、答弁の中にもありますけれども、公益性のある団体というものに対しましては補助金、補助を行ってまいりたいというふうに、一言答弁をお願いします。

私も、この公益性というものをどんなふうに町のほうでは理解をしているのかお尋ねさせていただきます。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 お答えを申し上げます。

今補助を出している団体に公益性がないというものはございません。そこが基本でございまして、いわゆるいろんな形あるかと思うのですけれども、何らかの形で、町のいろいろな事業だとかに協力して、それを振興していただいているということでございますので、どんな団体でも公益性がないという団体については今補助金を出してございません。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、補助金団体の検討委員会というものが組織されていますよね。そういった中で、この検討委員会の任期とか人数とか、どういうふうな形でこの選定を検討委員さんを町のほうではお願いをしているのか、お願いします。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 検討委員会については、一定の提言をいただいております。

ますので、任期とかいうのはございませんので、町が、町長が諮問をしたことについて、検討委員会としての結論をいただいたということでございますので、既に任期というものは終了しております。

以上です。

○藤野幹男議長 人数は。

松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、補助金団体の関係なのですからけれども、現時点では来年度につきましては、これからの予算組みというものがあるので特にお聞きしているのですが、方向性は削減あるいは減額、あるいは縮小、そういうような考え方はお持ちでないということによろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 これから当然、新年度の予算編成に入っていく中で、補助金の適正化委員会が開催をされます。その中で、各種団体の活動内容とか決算書、そういうものを参考にしながら実際の額を決めていくというふうなことでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、来年度、第5次総振もスタートするということで、新しいいわゆる団体の補助の仕方だとかいうものは、来年度の中でできるだけ早く方向を示してやっていきたいなというふうに思っております。

したがって、今回の新しい年度に向かったの予算編成の中では、個々に

それぞれ例えば繰越金がたくさんあるのだとか、そういう団体が仮にあるとすれば、そういうものについては多少の減額というのは考えていかざるを得ないのかなというふうに思っています。

したがって、大幅な検討の段階というのは来年度以降になるのかなというふうに思っています。したがって、これから審査が始まっています新年度の予算編成については、それほど大幅な変更というのは、ちょっと今のところ考えてございません。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、活動状況あるいは予算に対しての状況とか、いろいろな分野を検討しながら適正化委員会をこれから開くということのようですけれども、そうしますと補助金のいただいている団体さんからは、町のほうへは報告書、収支報告書、しっかりと出してあるということでよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それは当然、年度が終わりまして活動の時期が終われば、一定の時期までに決算と、あるいは事業の報告書というものはすべていただいております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、ありがとうございました。

次へ進ませていただきます。

人権政策の②なのですけれども、これは各課で確立がきちっとされまして、事業計画にのっとりながら事業等が実施されているということでございますけれども、何点かお尋ねをさせていただきます。町長さんや教育長さんのほうからご答弁がありました、再度の質問をさせていただきます。

そうしますと、町のほうでの取り組みといたしましては、町長部局のほうでは、実際的にはどのような、年間でも結構ですけれども、町民に対して、あるいは職員に対してとかいろいろあると思うのですが、事業に取り組んでいるのかお尋ねします、まず。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきますが、どんな事業を行ったかということでございますが、ただいまお答えをさせていただきましたように、各課ごとに答弁書に書かせていただいたような事業を展開をさせていただいております。

何より町で目指しておるのは差別のない住みよいまちづくり、これを目指して、各課でできる事業を展開させていただいているというのが現状でございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そのときの参加というような呼びかけというか、そういったものがもちろんありますけれども、そういった中で、職員を対象に、

企業を対象にというようなところもあったかと思うのですが、その辺に職員は全職員という形になってくるのだと思いますが、企業あるいは行政区を対象にした事業等、もちろんあったと思いますが、その辺のところにつきまして、あるいは8土業の方にも研修会があったと思います。そういった中で、どのくらいの人数参加があったのかお尋ねします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、企業研修につきましてお答えをさせていただきます。

議員さん、ご承知のとおりだと思うのですが、就職差別、こういった問題、あるいは全国の統一応募用紙、これの徹底の問題、これらを町内の企業にご理解をいただいて、国が示す方針にのっとって実施をしていただくというふうなことを企業研修でお願いしたわけでございますけれども、平成20年から始めまして2年間実施をいたしました。

最初の平成20年度的时候は、10数社の参加でございました。そういった参加企業数も少ないというふうなこともございまして、21年度は工業団地の花見台工業団地の工業会の火災予防研修と兼ねての研修ということで計画をしたわけでございます。

出席した企業も、その20年度に比べますと大体倍増したわけでございます。今年、平成22年度も同様の研修を考えておりまして、やはり花見台の工業会の研修と同様の研修を考えております。

それから、行政区の区長さんに対する研修というふうなお話でございませうけれども、毎年年初めに行っております人権同和問題研修会、これ、町内を幾つかのブロックに分けて、区長さんも入りますけれども、地域のリーダーの方に集まっていただいて、人権問題について改めて研修をお願いし、住みよい地域社会の実現に向けて認識を高めていただくという研修を実施しております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 一番は、やはり町民の方たち、あるいはどのくらい理解を深めていただけるかということ、それにつきましては研修会等が行われてきている、そのときの研修会に参加した方たちの反応といいたうか、あるいはアンケートといいたうか、何かそういったような対策、ただ一方的に研修会をして、はい、終わりですよと、そういっただけのことを実施してきているということでしょうか、お答えいただきます。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 議員さんおっしゃられるとおり、参加した人たちが、どれほどのこの研修について理解を認識を深めていただいたかというのをアンケートというふうな形で調査すればいいわけなのですけれども、これまでは、年初めの人権同和研修会ときはアンケートをやっていたような気がしますけれども、企業研修では実施をしないできました。今年度は、このアン

ケートについても検討したいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 行政区や何かにつきましては、アンケート等もとった経緯があるということでしたけれども、その内容的にはどのようなものが多かったのか、把握ができていたらお願いします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 先ほどちょっとお答えをさせていただきましたけれども、行政区を対象にした研修というふうなことではなくて、広く地域のリーダーの方を対象にした研修でございます。

また、アンケートもとっていたような気がするのですが、今資料は持っておりませんので、その研修について大方の方は理解を示していたというふうに記憶しております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 私がこういう質問をいたしていると、どうしても部落解放同盟というような形を皆さんお考えになりがちかな、議員さんもそんなふうに思っている方も多いのではないかというふうに思っていますけれども、これはそういった形でなく、全体というふうにご答弁はいただいていますけれども、そういった観点から質問をさせていただきます。

特に総務課につきましては、今ご答弁をいただきましたけれども、各課も

こういったことを実施をいたしているはずですので、お尋ねをさせていただきます。そちらを聞かないと、どうも一方的なような感覚に受け取られると少し困りますのでお願いします。

まず、こちらでの答弁のほうにも、健康福祉課というようなものでは、民生さんあるいは児童委員、民生児童委員さんという形、それから育児の相談、あるいは高齢者とか障害者とか、いろんな分野での人権にかかわる研修会、支援でしょうか、いろんなものを行っていると思います。

そういったところでお尋ねが、まず各課というふうに書かせていただいたのは、各課の人権事業というものが行われているとっておりますので、あえて質問状にも書かせていただきました。もう少しこれを細かく、どんなようなことを行っているのかお尋ねをさせていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今、議員さんお尋ねの問題につきましては、実施計画を平成20年度から5年間の実施計画を定めておりまして、その実施計画に登載をされておるわけでございますけれども、それについて申し上げさせていただきます。

1つは、学校における人権同和教育でございますけれども、これはこども課を中心に生涯学習課とこども課、事業については教養を対象とした研修会、管理職の人権教育研修会、PTAの研修会等、25事業でございます。

2つ目といたしまして、人権にかかわる当時者との交流ということで、こ

れ人権フェスティバル等、総務課、こども課、生涯学習課、関連をしております、こちらが4事業でございます。

3点目が人権にかかわる相談、これ総務課、健康福祉課、産業振興課がかかわっております、総合相談ですとか、児童虐待対策の推進ですとか、これらで12項目でございます。

4点目が支援を必要とする人の自立支援ということで、就学支援、福祉支援、商工業・農業支援、これら5事業でございます。

それから、推進体制の整備、こちらは総務課と生涯学習課が担当しております、人権施策推進審議会等で3事業でございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 20年度の実施計画ができて、それに基づいての実施を行っている、細かくご答弁いただきましたけれども、やはりこれは実施をして町のほうの一方的に実施をするというだけのものであって、ちょっと先ほどのほうにも触れますけれども、その反応みたいなものはやはりいただいていないのですか、ずっと。反応というかアンケートでしょうか、あるいは調査でしょうか、そういったようなものは今まで行ったことはないのでしょうか、ありますか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 ただいま申し上げました20年度からの実施計画の

前に、平成 15 年度から5年間の同様の実施計画がございました。この反応ということなのでございますけれども、これにつきましては、この実施計画に基づいて、この5年間で取り組んできた事業の成果と課題という形で町のほうでは取りまとめをし、それを踏まえて 20 年度からの新しい5カ年の計画をつくっているということでございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、こういったものを実施するときには、やはりもちろん担当課の方、職員さん等もご出席という形になってくると思うのですが、その辺ではこれだけの事業をするということになりますと、ある面では解放同盟の関係も負担になるのではないかというようなご意見等もいただいた覚えもありますけれども、そういう形でも、よそのほかのこの事業に対してもしっかりと取り組んでいるということですので、もちろん職員さんもそれなりに出席をして実施しているということでよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 この事業に職員がどういうふうにかかわっているかということでございますけれども、職員が主体的にかかわっているということでございまして、その目的でございます人権問題の一日も早い解決ということをつなげていくために、そういうふうな職員としても取り組んでいるということでございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 人権問題は、あらゆる方たち、全国民に対してかわっている問題ですので、余り目くじらを立てて、あの団体、この団体ということではなく、これだけの事業が展開、町ではされておりますので、今後とも引き続き後退することのないようにぜひともやっていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に進めさせていただきます。

それと、また②の部分で、教育長さんの部分が残っていたと思うのですが、お尋ねをさせていただきますが、学校教育も社会教育も同様に、町全体をくろみましてこの事業に対しましては行っているということですが、特に子供さんにつきましては、先生そのものもしっかりと取り組んでいるというふうには私も考えておりますが、PTAさんのほうにどの程度浸透させて、こういった形でお願いをしていっているのか、ご答弁がいただければと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 PTAというのは、Pは親でありTは先生である。そういう中で、それは主体的には、教育委員会がこれやりなさい、あれやりなさいでなく、各学校がPTAの研修会等で計画的にやっていると、こういうことであります。

大体人権学習については、ほとんどの学校がそれぞれの実情に応じて

やっていると思います。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) PTAはやっていると思いますということの答弁だと、ちょっと私は答弁が、もう少し具体的なものに踏み込んでいただけるかなと思いましたので、再度質問します。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 任意団体であるPTAに、これやりなさい、あれやりなさいという権限はないのです。しかしながら、人権教育というのはいろんな意味含めて、いじめであるとか、不登校の問題であるとか、心の問題であるとか、インターネットによる被害をどう防ごうとかという情報だとか、それらはそれぞれの学校だとか、それぞれの子供の発達状況に応じて、各PTAが学校と話し合っってそれぞれの特色のある人権教育をやっていて、こういう意味であります。教育委員会として、これやれ、あれやれと任意団体には申し上げられません。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、方向を変えさせていただきます。

PTAさんにつきましては、今のご答弁ということだそうです。

では、先生というふうに切りかえさせていただきますけれども、先生のほうにはどのようなご指導をして、どのように生徒さんのほうには反映しているのかお尋ねします。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 教員には、県費負担教職員ですから、県の教育委員会が主催する人権教育研修会がございます、これは管理職向けと一般教員。

それから、ご案内のように、比企地区人権教育推進協議会が主催する比企地区の人権教育研究集会、これらに参加します。町の教育委員会が主催するものは、町の夏休み中にやりますけれども、教職員全体を集めた人権教育研究会、主に講演が中心です。それから、3町合同の管理職の人権講習会、それから現地研修会等、これらが中心であります。

こういうものによって、とにかく学校教育においては、特化することなく、日々の教育活動全体の中で各教科だとか道徳とか特別活動とか、そういうすべての全体の教育活動を踏まえて、その中で子供たち一人一人の人権感覚を養うと、こういうことが目標でありますので、幅の広い人権に関する研修が今後ますます必要になってくるのだらうと、そんなふうに考えています。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、今ご答弁いただきましたように、職員、教員さんですけれども、この方につきましては、県あるいは3町でしょうか、そういったようなもので現地のほうの関係とかも行っているということは私も承知をいたしておりますけれども、これにつきましては各先生方がお見えになるということになりますけれども、幅広い先生方をお願いをしていると

いうことでしょうか。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 人権教育につきましては幅広いとありますけれども、まず教員になる段階で初任者研修というのがございます、これは県教育委員会が実施する。その中の1こまに人権教育というのがございます。これはもう例年やっているところであります。

それから、各研修会については、すべての教員が計画的に参加できるように、学校のほうで校長先生が参加人数を計画的に出して、どなたも人権に関する研修に出られるように配慮しているはずでございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、PTAさんは任意の団体、あるいは教員さんは県職ということになりますと、町とのかかわり方が少しぼけるのかなというふうに私は思ったのですが、その辺はどんなふうにかかわっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 町とのかかわり、まず、先ほど申し上げました町の教育委員会独自で人権教育の研修会というのは、先ほども申し上げましたように、全職員を対象にした研修会であるとか、3町合同の研修会とか、人権教育を中心になっている先生方を中心にした現地研修会とか、これ直接町が責任を持ってお認めいただいた事業です。

PTAにつきましては、再度申し上げますけれども、任意団体ですけれども、学校の教員の研修を深めていく上には、当然、保護者との連携を持った人権教育をしていかなければいけない共通の場面というのが出てくると思うのです。

ですから、先ほど申し上げましたように、そういう中で学校と保護者が連携してPTAの研修会の中に1こま入れましょうとか、具体的には学区であります玉ノ岡中学校ですと、保護者が子供と一緒に人権学習に参加してとか、こういう学校も実態に応じてやっていると思います。

それは、教育委員会が主催する事業の中で、自然とそれが学校でこういう事業をやろうと出てくるものだと思います。あれをやれ、これをやれということではないのかなというふうに思います。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 細かくいろいろと取り組んで、子供からあるいは先生、あるいはPTAという形で連携をとっての人権対策には力を入れているというようなことでございますので、わかりましたので引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。
おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松本美子議員の一般質問を続行いたします。

それでは、小項目の③の再質問からどうぞ。

松本美子議員、どうぞ。

○12 番(松本美子議員) それでは、引き続き質問をさせていただきます。

③になろうかと思うのです。

○藤野幹男議長 はい。路線バスですね。

○12 番(松本美子議員) はい。路線バスの関係なのですが、ご答弁もいただきましたけれども、特にワンコインの関係が出てきておりますけれども、これは100円ということで、1回の循環が20分くらいというふうに伺っています。

それを4回、1日では行うということですが、ある程度、利用者の要望なり町民にこたえたということでは非常に便宜を図られて、よかったというふうにも私も考えます。

その中で、利用している方たちからの声を何点か伺っていますので、改善ができるようであれば検討していけるというような方向性がどうなのか、ちょっとお伺いさせていただきますが、もう少し路線というのは、なかなか変更するというのは難しいということはわかっていますけれども、範囲がもう少し広がらないだろうかということが1点あるのですが、その辺。

それに伴いまして、お年寄りの方がいる面では利用する方たちが非常に多いようですので、老人カートを持ち込みというのでしょうか、そういった形がもう少し楽にとれないのかなというようなことがあるということなのですが、このことにつきまして、どんなふうな考え方というか、お持ちなのか伺います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

改善できる点があるかということで、2点ほどいただいたわけですが、まず範囲が広がるかどうか、この関係でございすけれども、これはこれを運行するに当たりましては運輸省のほうの許可も必要ということで、なかなかこの停留所1つ動かすのも難しいということもあります。

範囲については、すぐに広がるということとはできないというふうに思いますし、住民の皆さんの要望がどの程度、どの範囲であるのか、それをご要望いただいてから検討すべき点があればしてまいりたいというふうに考えております。

それから、カートの持ち込みの関係でございすけれども、老人カート、基本的には持ち込めるのだと思うのですが、その多分ステップの関係で、カート自体を持ち込むのにちょっと段差があって大変かと、そんなようなことだというふうに私は理解したのですが、ノンステップのバスが運行でき

れば、それは問題がないと思うのですけれども、現状のバスにつきましてはそういうバスではない部分もありますので、今の状況の中でバスの変更をするのはなかなか難しいということもございます。その辺もありますので、その持ち込みに関しては今の状況で続けていただくようになるのかなと。

ただ、先ほどの範囲の広げる問題、それからカートの問題、これにつきましても、先ほどちょっと最初の質問でお答えしましたけれども、デマンド交通を今検討していることでございまして、デマンド交通が開始されるということになるとすれば、そういったことがすべて解決されるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) ご答弁どおりかなというふうにも私も思いますけれども、極力、デマンドがすぐに始まるというようなお答えも出ていましたけれども、この辺も改善ができる範囲内は改善をしていくようお願いをできればと思っていますけれども、よろしくお願いします。

それから、これ今はデマンドのお話しさせていただきましたけれども、いわゆる広域路線バスの関係の全体的なものについてなのですが、現在の乗降数というようなものの乗車状況なのですけれども、これは現金で乗られる方が多いのか、あるいは回数券がどのくらい利用されているのか、あるいは定期の通学・通勤者がどのくらいの利用をしているのかお尋ねさせてい

たきます。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

まず、ときがわのほうの2路線の関係でございますけれども、このときがわ方面の方、来る方は定期を使っている、定期あるいは回数券を使っている方が多いと。町内から乗られる方については、そのままの切符を買っていただいて乗っていただく、そういう方が多いというふうに聞いております。

それから、循環器のほうに行くものでございますけれども、これは回数券、それと普通のその1回の券、定期券は比較的少ないというような状況というふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そういうふうになりますと、なかなか利用する人たちも、どうしても少ないというようなふうにも考えますけれども、この辺はいたし方ないというふうな理解でよろしいでしょうか。お答えはいただけないかなと思いますから、それは私がそう思っているということで、では結構です。

それと、最初からこれを導入するときにも、バスの中あるいはボディのほうに広告というようなもののお話が出ていたかなと思っておりますけれども、現状はどんなふうに今、余り見受けられないかなと、私もバスに乗ってみましたけれども、どうなのでしょう。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 この点につきましては、松本議員さんから予算の場でも決算の場でもご質問をいただいていることをごさいますて、21年度の実績で申し上げますと1件だけございました。コカコーラの宣伝でございすけれども、バスの中に張るやつでございす。これ1万円でございすけれども、各路線、ときがわの2路線、循環器、そして循環バスという形で、広告収入が4万円弱ですけれども、入ってきております。

こういった私がこちらに来てから初めてかなと思うのですが、初めてそのような広告の収入がのせられたと。これを今後も続けていただきたいという話は、いずれバスのほうにも話しているところでございす。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 財源がなかなか厳しいという中での広告、どこの会社も皆さん大変だから、なかなか広告というものが出てこないのかなというふうには思っています。そういう中での4万というものは貴重かなというふうにも思います。

それにつきまして、これはPRなんかはかなり必要かなというふうに思うのですが、あるいは料金にもよって広告を出したいとか出たくないとかというふうにも考えるのではないかなと思いますけれども、この辺の検討というものはお考えになったことはありますか。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 確かにこの広告収入というのは大事なものでございます。赤字を補てんしているわけでございますので、こういった収入で赤字を少なくしていくということは本当に大事なことだというふうに思っております。

先ほども申し上げたようなことも含めまして、今、イーグルバスともその辺のところは話し合いを続けているところでございます。

今後も、そういったような何かいい方策がありましたら、議員さんのほうからご提案いただければ大変ありがたいと思いますし、私のほうも広告収入が上がるような方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) PRなのですけれども、広報なり各毎戸配付なり、工業会へなり、そういうところへは出すというような考え方はないのですか。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 ご指摘いただきましたとおり、広報にも、そして工業会、今確かに花見台工業団地がございますので、工業会のほうにも何らかのPRをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) あと1点なのですけれども、デマンドの関係も絡んできているからというようなお答えもありましたけれども、もちろん路線の見直しというものは非常に路線バスもワンコインだってもちろん大変だというようなことで承知いたしておりますけれども、その辺につきましてとか料金とか、バスを余り利用者が少なければ小型化にしたいとか、そういったあれでしようか、財源にもかかわってくる問題ですけれども、考え方というかお話し合いというか検討会というか、そういうものは実際的には行っているのでしょうか。

○藤野幹男議長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 お答えいたします。

デマンドの関係が、デマンド交通システムの関係が、まだ具体的にこんな方向でという方向性が確実に出ておりません。出た段階で、どの方法かによりまして、バス路線とどんなふうな一緒にできるのか、バス路線を廃止していい部分もあるのか、あるいはすみ分けみたいな形で、バス路線とデマンド交通を2つ有効に働くように実施していくのか、その辺はデマンド交通システムの本格的な体系がはっきりしないとできない部分でございまして、そういった部分が確実に方向性が決まった段階で、こちらのほうも検討してまいりたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、デマンド交通あるいは広域路線バス、

こういった形をしっかりと組み合わせをうまくしながら町民の足のために確保していただき、今後とも運行できますようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次へまいります。

引き続き行政バスの関係なのですけれども、どうも利用者の関係で私は少ないのではないかなというふうに考えておりますが、これは利用する内容的なものが少し難しいのかなというふうなものも考えているのですけれども、各団体等がこちらの報告にもありますけれども、54 日だったと。全体的にも 95 日、あるいは任意の団体では 54 日だというふうに報告いただきましたが、少し少ないのかなというふうにも思っていますけれども、問題点というようなものがもしあるようでしたらお尋ねをします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 行政バスの使用状況、議員さんはちょっと少ないのではないかなこととございますけれども、過去から統計的にとっておりますので申し上げさせていただきますけれども、平成 21 年度の合計の使用日数が 95 日でございます。

このうち有料の使用、これは民間団体等ですね、これが 54 日、それから町あるいは学校等で直接公務使用というものが 41 日ございました。これを例えば 5 年前と比較をいたしますと、平成 16 年が合計の使用日数が 152

日、有料が83日、町等が使用という場合が69日ということでございました。

この当時と比べますと、率にいたしまして有料の場合が30%、町が直接使用する場合が40%と、それぞれ大きく減少しております。この大きな理由というふうなことでございますけれども、まず時代が変化をいたしまして、これまで例えば研修等、遠くに行って先進地を見て視察研修をすると、そういった研修がインターネット等の普及で、研修に行かなくても、現地まで行かなくても情報等を取り寄せることが可能になったというふうなことも一つあるかなと思います。

それから、町のあるいは学校等が直接利用するというふうなことも、これも今申し上げたような、できれば視察に行かないで済まそうと。この間、大きいのはやっぱり第3次の行革ですね。行革の考え方が本当に各方面に徹底がされてきているのではないかというふうに思います。

それから、団体のほうで見えますと、これまで町の基準上、行政バスですから、これ中で車中でお酒を飲むなんていうのは、これは基準としてはだめだよというふうなことになっておりました。でも、なかなか徹底をしていたかという、徹底されないようなこともあったわけでございます。これが町の看板をしょった行政バスというようなことで徹底をするようになりました。

団体によっては、使いづらいというのでしょうか、研修目的であったにしても、道中はできれば和やかにというふうなこともありますので、そういった面が、行政バスを使わないで民間のバスを使っていこうというふうなことで、

切りかえた団体等もございました。

幾つか利用もございまして、この使用の回数が減ってきているのかなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、運行という1日の運行のこのキロ数ですけれども、最大ではどのくらいまでが運行、現実的にはしている団体が多いか、そこら辺のところはどうなのでしょう。おわかりでしたら、すみませんが。

それと、すみません、どのような団体が一番遠くまでというのですか、キロ数をお使いになっているのか。

それに基づきまして、続けて、ではすみませんけれども、同じですからお聞きしますけれども、有料という形になりましたので、料金的なものの設定が少し高いと、ほかのバスを比べれば非常に安いのですけれども、そういう考え方もあるのではないかというふうにも思います。

あるいは、利用者数のその人数の関係でしょうか、もう少し人数も少なくても利用できるというふうになってくれば、もう少し利用者もふえてきて、非常に町民も助かるというふうにも思って私はおりますので、これをお尋ねをさせていただきます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 まず、距離の関係でございますけれども、この行政バスの使用基準というのがございまして、使用基準では1日最大 300 キロと、これは高速道路を利用した場合で 300 キロということでございます。

現在バスが平成 12 年に新しく入っております、このときにこの基準を 200 キロから 300 キロに見直しをしたということでございます。この 300 キロあれば、大体主な先進地等、研修等に利用できるには問題ないのではないかなというふうなことで、この距離にしました。

これ、申し込みの時点で、この片道 300 キロですね、1日利用 300 キロをクリアしていなければなりません。ただ、場合によると、ちょっと当初計画したのよりも距離が出てしまったというふうなこともございます。例えば 335 キロですとか 332 キロですとか。

去年の全体の利用で 95 回の中で 8 回、この基準をオーバーしてしまったというふうなことがございました。それから、料金の改定が高いのではないかと、あるいは人数が基準が少し多いのではないかと、利用勝手悪いのではないかと、利用する立場の皆様から見れば、ちょっとハードルが高いのではないかなというふうなお尋ねだと思います。

先ほども申し上げましたけれども、行政バスという名前がついております。行政が直接行政目的に使う場合、あるいは学校等が学校の教育活動に使う場合、それから公民館講座等で直接その講座でもって使う場合。それ以外として、町の補助団体等、町の行政に協力していただいている団体につ

いては、1年に1回利用ができるというふうな基準になっております。

あくまでも、くどいようでございますけれども、行政目的に入っているバスでございます、このバスがやはり町内にもバスの運行している観光バスもやっている企業もございます。この民業圧迫してはいけないというふうなことが前提でございます。

したがいまして、観光目的でバスを使うのでしたら、どうぞ観光バスをお使いくださいと。町の行政バスは、あくまでも行政の目的で使うのがこの行政バスでございます、その範囲内で人数についても20人以上、以前は20人以上というふうなことでございましたけれども、これも15人以上というふうに改定をしました。

それから、料金でございますけれども、これ1日、平成17年の改定で2万円というふうなことでお願いしてございます。これも、行政バスの年間の運営経費から見れば、町民の皆様からいただいている使用料については、それほど大きくない金額でございます、多くを町が負担をしてご利用いただいているというふうなことでございまして、ぜひこのような基準で今後も運用させていただければというふうに考えております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 行政バスということですから、目的は課長さんが答弁いただきましたとおりかなというふうに私は考えておりますけれども、使う側にいたしますと、もう少し私が質問したような形がとれれば、もっと利用

させていただいたり、あるいはありがたかったりするというふうな考え方が、一部分あるというふうにもお考えをいただければというふうに思っております。

あとは、この予約の関係なのですけれども、予約もやはり動かすというようなことは難しいということでしょうか、現行どおりということでしょうか。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 現在、2カ月前、利用日の2カ月前の初日から予約ができるというふうなことになっておりまして、こういった形で運用してきております。

ただ、この日数については、いろいろ今後のことも考えて、近隣の状況、それから近隣でやっているその状況で問題があるのかどうなのか、いろいろ研究はしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) どうもありがとうございました。

それでは、次へ移らせていただきますけれども、デマンド交通の関係で、再三、前回も川口議員さんのほうからも出ましたけれども、質問をさせていただいておりますのでご答弁もいただきました。引き続きまして再質問ですけれども、させていただきたいと思います。

まず、プロジェクトができて、もう5回というようなことで検討委員会が、会議が開かれたということですが、実際的には会議のその内容なの

ですけれども、委託にするのだから直営にするのか、いろんな意見等が会議の中ですから出てきていると思います。

あるいは、対象者はどういうふうにしようか、あるいは運賃設定、あるいは利用者への補助金とか、いろんな問題等が出たかなというふうに思っていますけれども、今検討中ということですから、ご答弁がここまでのご答弁でできないのかなというふうにも私も思うのですが、今私が再質問しましたような問題点が、検討会議の中では、もちろん会議の内容といたしまして出ておりますか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 いろんな今課題があるわけですが、最初に、どんなふうな内容というか、検討させていただいたかというのを簡単に申し上げますと、第1回目には12人のメンバーがそれぞれの課から出ておりますので、それぞれの立場でいろんな意見交換、情報交換等を行いまして、その後、ニーズ調査や何か、住民意識調査の中でちょっと加えさせていただきまして、その中で何点か出てまいりましたものを検討させていただきました。

そして、12人でただ話し合うだけではなくて、3班に分かれまして4人ずつで検討いたしまして、それぞれの考えのほうをまとめて持ち寄ったというふうな経緯がございます。

そういった中で、今議員さんがおっしゃったような、いろんな対象者だとか、どんな方法がいいだろうとか、車両関係だとか、いろんなことを個々に検討を重ねておりまして、それを最終的にまとめていきたいというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、県内の2カ所の視察というようなご答弁もありましたけれども、この中で、特にこういう点でしたら町のほうへはこれから実施するデマンドにも当てはまるのではないかというような視察の内容には、そういうようなところもございましたか。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 施設先は、鳩山町と北本市のほうを視察をさせていただいたわけでございますけれども、両市町とも本格的なデマンド交通の導入のやり方をやっております、この間もお答えをさせていただきましたけれども、何年間か本当に法定協議会、それからニーズ調査、実態調査等を行って計画などもつくって、その導入に入ったというふうな経緯がございました。

そういった中で感想としましては、本当にその長い期間かけての導入で大変なのだなというのと、あとは経費が大変かかってくるというふうな感想を持ちました。

そうした中で、嵐山町に合った方法が、どんな方法がいいのかというふうなことで検討いたしました結果、必ずしも同じような方向性でもってやることだけが嵐山町に合った方向性ではないというふうに認識をいたしました。

ただ、方法につきましてはまだ煮詰めておりませんので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、今後のスケジュールというようなものも出てきているかなと思いますけれども、来年度の 23 年度には実施をしたいというようなご答弁等もありますけれども、そうしますと、もちろん予算的なものがかかわってくるわけですが、新年度予算には計上予定でしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 あと1回か2回の会議でまとめ上げたいというふうに考えておまして、当初予算のほうにできれば計上したいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 利用の関係なのですけれども、これはもちろん交通弱者ということの人たちに当てはめていくことでしょうか、難病の指定の人とか、あるいは障害者の手帳を持っている人とか、そういった方たちには特に議論をしていただいて、利用の補助の関係になってくるかなと思うので

すけれども、それは一律ですか、あるいはこの方たちには特別にというような考え方を今検討されていますか。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 今、お話の障害者の関係につきましては、障害者施策のほうで生活サポートですとか、福祉有償運送、これは高齢者にも当てはまってくるのですけれども、こういったサービスがございます。ですから、そのサービスとは全く別にこのデマンド交通というふうな形で始めたいというふうに思っております。

ただ、兼ね合いがありまして、必ずしもそういった施策の対象者のことを省くのかというと、それはまた微妙なところがございますので、また具体的にはもう少しお時間をいただいて詰めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) ありがとうございます。デマンドですから、やはり大勢の方たちが、よりよくよい気持ちで利用できるということが私はよろしいかというふうに思いますので、ただいま申し上げましたそれぞれの施策で行っているということもありますけれども、デマンドにも乗りたいというか、そういったまだ体のしっかりある面では手帳を持ってもできるような方も、乗れる方もいると思うのですよね。ですから、そちらのほうでも利用ができるというふうな方法がいいかなというふうに思いますけれども、ご検討いただけ

ればと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に移らせていただきますけれども、子ども手当の支給の関係なのですけれども、ただいまご答弁いただきましたとおり実績等が上がりまして、結果的には保育料も15件でした、給食費も16件で納入がいただけたということですけれども、大変な思いがあったと思いますし、また支払いをしていなかった方につきましては、せっかくいただけるのに未納のほうに回されるのかというふうに、少し困ったなというか、大変だったなというふうな気持ちも残ったのではないかというふうに思います。

そういった中で、また来年度につきましてなのですけれども、この辺のところは、国のほうでは3歳未満の方には、7,000円の上乗せで2万というような方向性を考えているというふうに、これはあくまでも案なのでしょうが、出てきておりますけれども、それには所得制限を考えるか、あるいは課税所得のほうの考え方があるのかわかりませんが、町としましては、これが実施されますとどの程度の影響額が出てくるのかお願いできましたら、ちょっと問題から外れているようでしたら結構です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 来年度のお話ありましたですけれども、ちょっと今現在では、まだちょっと把握しておりません。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それでは、またこれは後でということで私のほうも結構でございます。

それでは、子ども手当の関係から保育料なり給食費なりがこういうふうに入りがなされたということですが、これ以外では子ども手当が支給されるにもかかわらず、納付ができなかったという方もいらっしゃるのでしょうか。

子ども手当をいただいて窓口払いをなされまして、保育料が 15 件で 22 万 7,300 円の納付、それから給食費も 16 件で 37 万 8,600 円だということですが、子ども手当をいただきながら、なおかつまだお支払いが納付ができなかった、その辺ありましたら。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 ご承知のように、子ども手当につきましては、お一人、月に 1 万 3,000 円というふうなことでございます。

10 月に 1 億ちょっとお支払いしたというご答弁をさせていただいたのですが、1 人ですと 4 カ月、6、7、8、9 と、これ 4 カ月ということになりますと、1 人ですと 5 万 2,000 円ほどの支給と、2 人で 10 万 4,000 円と、こういう中から給食費ないし保育料等ご相談をさせていただき、その家庭の状況等も踏まえて、お支払いというか、それをしていただくと、こういうふうなことになるっております。

そういった中で、ちょっと給食費の関係で申し上げてみますと、大変金額を今回お支払いをいただきました。ただ、今申し上げましたように、ある一定の子ども手当の中からお支払いをしていただくわけでございますので、未納部分につきましては、まだ残っておるというふうな状況でございます、ちょっと数字を申し上げてみますと、19、20、21 と、この3カ年で対応いたしました。

この中で、まだ43万5,000円ほど残っているところでございまして、そういった意味では、次回が2月になるわけでございますけれども、そういった中で、やはり私どもとしてはお支払いをいただくような対応をしていきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) ありがとうございます。

それでは、7項目めになるかなと思う、小項目ですけれども、と思いますが、農地のほうの利用権あるいは認定農業者とかいろいろあるのですけれども、やはりこれには利用権は設定されますと、貸し手、借り手のほうにつきましては、メリット・デメリットというようなものがもちろん出てくるというふうにも思いますが、それによってお互いにそういった利用設定権というものが結ばれますと、安心な部分というものもメリットとしてはあるというふうに答弁等もいただいておりますけれども、これは1年に1回というような形でお互いに利用

権を設定をしていかれるのでしょうか。

それと同時に、そのときの再度の更新時のことですが、利用後の設定を結ぶときには、同じ方法で、最初とそっくり書類も同じものでやっていかなくてはならないのでしょうか、それとも簡素化が再度の場合にはできているのでしょうか、お尋ねします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、利用権の設定のことから申し上げさせていただきます。

利用権の設定は年1回かというお尋ねでございますけれども、利用権につきましては、毎年5月末日までの受け付けと10月末日までの受け付けと、この2回受け付けを定めまして、その次の月の農業委員会で議決決定をされたものについて、告示手続をとらせていただいております。

それから、再設定の方法をお尋ねですけれども、再設定につきましては、3年間とか5年間とか、長いものと10年間の利用権設定がされているわけですが、その前に、期限が来ますよというご通知を現在されている農業者と貸している方にそれぞれ通知を差し上げておりまして、その通知を持ってきていただければ、再設定の手続が簡単にできるような形で進めさせていただきます。

ただ、再設定の時期に間に合わないで期限が来てしまいますと、改めて

新規設定をもう一度していただかなければならないというふうになっています。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) あとは、一番農業を行ってまして、事故というようなものも発生があると思うのですね。

そういった中で報告を見ますと、4割ぐらいの方たちの事故は、4割がトラクターの転倒あるいは転落というようなことだというふうに報告にありましたが、そういう事故対策というものは、これは個人そのものがしっかりと対策を練っていかなくてはいけないのですけれども、補償的なものというものはどんなふうになっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 トラクター等で転倒事故についてのお尋ねかと思いますが、事故につきましてはあくまでも個人責任でやっていただく以外に、現在では特に方法がないというふうに承知しております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) そうしますと、この辺はやはりあくまでも個人の責任で実施していかなくてはならない。何かそういった取り組みみたいなものも考えていかないというかそういう、ちょっと言葉があれですけれども、取り

組んでいく方法というか、そういうようなものも今は考えていないというか、
今までも取り組まなかったというか、今後もそのとおりだということでしょうか。

○藤野幹男議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 交通事故等もそうなのですが、保険に加入していただいて、補償、もしも万一の事故のときにはそこで補償をしていただくという方法しか、今までは考えられていなかったのかなというふうに思います。

嵐山営農さんにつきましては、作業従事者が多いということで保険に入られているのかなと思うのですが、個人の方のトラクターなんか、ナンバーがついているトラクターについては、車両保険等も入っていれば、その中でも対応ができるのかなと思っているのですが、トラクターでナンバーのついていないトラクターがあるかどうかちょっとわかりませんが、そういうものについては保険対象にならないと、個人の本当に個人対応にしかなっていかないのかなというふうに思います。

ナンバーのついていないトラクターで、保険の加入している状況にもよりませんが、その中で変わってくるかなというふうに思います。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) もう1点だけすみませんが、企業の参入というように報告いただいていますけれども、これは2件の方が理解を得て申し出が

あったということですが、どのくらいの平米数があるのかわかりませんが、この株式会社ナガホリさんというのですか、この方との契約等は行われているようですが、平米的には2件で間に合っているのでしょうか。

○藤野幹男議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 今回、耕作放棄地対策ということで、以前から嵐山町のほうも荒れている農地を現地のほうを見られた会社でございまして、この会社につきましては、平成21年度に川島町、それから東松山市、そちらのほうを耕作放棄地対策ということで事業を実施した会社でございまして、今回嵐山町のほうでも、荒れている農地を使って農地を活用したいというお話がありました。

それで、こちらが窓口となりまして、地元の農家の方に説明会ということでおいでいただいて、今回2件の方が、それぞれ1つの土地ですが、合わせて合計で1,789平方メートルの農地の貸し借りを5年間ということでしていただくことになりました。

この経過というのは、そのナガホリという会社が平成21年度に東松山市のほうで耕作放棄地対策をやはりやられたわけですが、場所的に都幾川を挟んだ、嵐山の場合は根岸地区ですが、その川を挟んだ反対側に上唐子というようなところがありまして、東松山の上唐子で実施する事業の続きで、嵐山町のほうにもぜひ農地を活用したいという申し出がありまして、地元説明会を行ったという経過がございます。

ただ、耕作放棄地対策をやるのに当たって、農地の条件というものがござい
ます。それは、農業振興地域の中の農用地というふうに設定がされて
おりませんと、現在国で行っている耕作放棄地対策の再生利用交付金とい
うものが支給されないわけございまして、農業振興地域の農用地で事業
を進めているというのが状況でございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 松本議員の残り時間5分となりました。もう4分ございま
す。どうぞ急いで。

○12 番(松本美子議員) はい、わかりました。

それでは、最後になりますけれども、職員さん、三役、議員の関係につき
ましての質問は、答弁をいただいたとおりでございますので結構です。再質
問はありません。

⑨番につきまして、残り時間がないというように議長からいただきました
けれども、申しわけありませんが、時間内だけで結構ですのでお願いします。

122 の報告によって把握はしておりますけれども、今回は 31 名の方が
受験なされたというような報告で、やはりまたその後につきましては、さっき
答弁もいただきましたけれども、民間企業での経験者の方たちが技術職員
ということで8名ほど受験なされたというようなことですけれども、全体的に
は男性、女性、技術職あるいは一般職という形で、何名の採用をなされるの
でしょうか、お願いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 23 年度。

○12 番(松本美子議員) はい。

○岩澤 勝町長 23 年度につきましては、採用者と一般で5名を予定をしております。事務系3名、土木系といいますか、2名の計5名を予定をしております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) こちら、これ男女比は、男女につきましては。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 男女比というのはないですけれども、嵐山町に合った適任者を予定をして選考をいたしました。

結果としては、女性が1名入ったのですか、あとは男性、一般職の事務系のほうに1名、それから土木系のほうはなし、女性なしということでございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 大変長時間使いましたけれども、ご丁寧なる答弁をいただきましてありがとうございました。今後とも、引き続き課題も多いと思いますけれども、よろしく執行していただければと思います。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうも大変ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。午後の再開は1時30分からいたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に、先日、12月3日に行われました畠山美幸議員の一般質問における質問事項ナンバー1の再質問について、岩澤健康福祉課長より調査報告の申し出がありましたので、これを許可します。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 畠山議員さんの一般質問の中で答弁できなかった部分がありましたので、遅くなりましたけれども、お答えをさせていただきます。

ご質問は、町の子宮がん検診の際に、細胞診とHPV、ヒトパピローマウイルス検査を行っているか。また、行っていない場合には、今後行うことができないかというようなご質問だったかと思います。

これにつきまして、議員さんもお案内のとおりでございますけれども、子宮頸がんの原因は、ほぼ100%がヒトパピローマウイルス、HPVであることが判明されています。HPVは多くは性交渉によって感染すると考えられており、性交渉の経験のある女性の半数以上はHPVに感染したことがあると

言われております。

しかし、HPVに感染しても、多くの場合は免疫力によって体内から排出され、1～2年後には陰性になり、子宮頸がんの発症率は1,000分の1くらいだと言われております。

嵐山町では子宮頸がん検診を実施しておりますが、平成22年度より、HPVによる細胞の変化を予測できるベセスダシステムを導入し、以前の分類では炎症性変化と前がん状態が評価できなかったものが、精密検査でHPV検査をすることによって評価できるようになっております。子宮頸がん検診にHPV検査を併用することにより、前がん状態をより確実に発見することが可能で、検診の先進国のアメリカでは細胞診とHPV検査の併診を推奨しておりますけれども、国内ではまだ制度化されておられません。

HPVは、ワクチン接種によって予防可能ですが、感染者に対するワクチンはなく、定期的な抗体検査と子宮頸がん検診で経過を追っていくことになります。HPVの感染率、陰性化の割合、HPV感染者の子宮頸がんの発症率とHPV検査陽性者への十分な支援体制の構築などが検討課題となると思われます。今後、研究、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

◇ 柳 勝 次 議 員

○藤野幹男議長 それでは、一般質問を続行いたします。

続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号6番、柳勝次議員。初めに、質問事項1の行政バスの使用基準についてからお願いいたします。どうぞ。

〔6番 柳 勝次議員一般質問席登壇〕

○6番(柳 勝次議員) それでは、6番議員、柳勝次、議長の許可を得ましたので、通告書に基づき次の大項目2点について質問いたします。

まず1点目ですが、行政バスの使用基準についての質問です。行政バスについては、現在、町内多くの団体が利用しています。さきの決算審査でも昨年度の実績、先ほど午前中、松本議員のお話もありましたが、91日との報告がありました。利用団体にとりましては、安価で利便性のよいこともあり、大変利用度の高い事業の一つと言えるものではないでしょうか。また、住民サービスの点から、その成果は大変大きなものと思われれます。

しかし、現在の利用条件を考えたとき、時代にそぐわない内容になっているのではないかと考えられます。利便性を上げ、より以上の住民サービス向上のために、次の条件を検討されるよう提案いたします。

行政バスについては、松本議員のほうからも午前中ありましたけれども、私のほうは少し具体的に質問をしていきたいと思えます。

まず第1点目ですが、現行の運行距離、1日最大300キロメートル以内を500キロメートルに変更できないか提案するものであります。

その理由としては、高速道路網が現行の使用基準設定当時より格段に

整備されており、500 キロメートル以内でも十分日帰りが可能であると思われます。特に圏央道が中央高速道に接続されたことにより、山梨県、長野方面への時間が短縮したと言えます。

続いて、2点目ですが、利用申し込み予約の時期を現行2カ月前を4カ月前に変更するよう提案いたします。

その理由といたしましては、利用団体の事業計画は年間、もしくは半年前から決定されており、2カ月前にバス利用が不可能になった場合、2カ月間では計画変更の検討が大変難しくなります。もちろん2カ月でも十分という事業も、団体もあると思いますが、一般的により利用しやすいように変更できればと思います。

以上、小項目2点についてお聞きいたします。以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 それでは、質問項目1の行政バスの使用基準について、小項目1、運行距離につきましてお答えいたします。

行政バスの使用につきましては、嵐山町行政バス使用基準に1日の最長運行距離は300キロメートルと規定されています。この基準は、高速道路網の整備により、短時間で遠方への運行も可能になったことから、平成12年4月に現在の300キロに見直したものであります。

行政バスは、直接町の公務を執行するために導入したのですが、町行

政の推進に係る補助団体及びこれに準ずると認められる団体も使用することができます。ただし、この場合は民業圧迫の問題もあり、構成員の慰安や観光を目的とする使用は認められず、原則として研修を目的とする使用に限定しています。

運行距離の拡大は、バスの乗務員への負担増をはじめ、バスの運行管理についても影響を及ぼすこととなるため慎重に判断しなければなりません。また、近年の情報化社会の進展により、いつでも簡単にさまざまな情報を手にすることができるため、遠方への研修の必然性についても考慮しなければなりません。今後、近隣市町村の状況、使用基準を見直すことについての問題点、課題につきまして研究してまいります。

次に、小項目2、申し込み時期につきましてお答えいたします。

現在の基準では、使用の2カ月前の月初めから申し込むことが可能となっております。行政バスに関しましては、公務の執行のために使用することも多く、公務優先を原則としているため、現在の使用基準のように申し込み時期を定めています。

この基準は、長年見直しを行わず運用してきましたが、現在、町の公の施設の予約に関しましては、原則1カ月前からの予約となっておりますが、大会、発表会等のイベントの場合は3カ月前から予約が可能となっております。こうした公の施設の基準を踏まえ、基準を見直した場合、公務の執行に支障が生じるのかどうか等を含め、近隣市町村の状況及び問題点等についま

して検討いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) それでは、第1点目から再質問させていただきますけれども、研究してまいるということなので、見直しを図ってくれるのかなとは思いますが、たしか以前に、ある新聞で読んだのですけれども、執行側の答弁で、すぐ前向きに検討しますとか、あるいは検討します、そして研究しますという、そういうランクがありまして、その答弁によつての実行度が何か何%何%というふうに決まっているような、そんな統計があったのですけれども、研究というとかかなり実行率が低いように思うわけなのですが。

500 キロというと、確かに私もちょっと多いかなとは思つたのですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、遠くへは行かなくても、圏央道が開通したことによつて、この山梨県ぐらゐは2時間ぐらゐでもう到着してしまうのですね。ですから、往復だけの距離を考えますと確かに300 キロ以内ではおさまるのですけれども、ただ県内をあちこち研修してまゐりたいとなると、やっぱり300 キロを結構オーバーしてしまうのですね。私も、私自身ということではないのですけれども、利用しようと思つて、そんな検討したことがあるのですけれども、近いのだけれども、ちょっと県内を回ると300 キロ多くなってしまう。これでは許可にならないなというような経験もしたのでありますけれども。そういう意味で、研究していただけるということなのですけれども、これがせ

めて 400 キロぐらいまで延長できないかなというふうにお聞きしたいのですけれども。

先ほど午前中の質疑の中で、91 日は少ないのではないかというような松本議員から指摘がありましたけれども、この 91 日が少ないかどうかは見方にもよると思うのですけれども、もし少ないとすれば、距離を延ばすことによってもっと利用度が上がるのではないかなというふうにも考えますので、せめて 400 キロぐらいまで延長できないかどうかお尋ねいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 200 キロから 300 キロに変えたのが平成 12 年、このときもかなり高速道路網の整備が図られた時期かなというふうに思っております。今回、議員さんおっしゃられるように圏央道開通いたしまして、中央道方面への利便性が一気に向上したということもございまして、あちら側に研修に行かれる方もかなり多いというふうにも聞いております。この時期に見直すのも一つの方法なのかなというふうに思うわけでございますけれども。

どうしてこの距離が決められているかということなのですが、交通安全上、どこまでがどうなのかというふうなことにつながるわけございまして、その基本となっているのは道路運送車両法、550 キロを超えると、2人運転手をつけることが義務づけられているというふうなことがございまして、

550 キロに行く、500 キロということになりますと、今年の8月のバスの事故でも、2日で1,000 キロ走ったのは過労が原因ではないかというふうなことも指摘をされておるわけでございまして、団体の方をお預かりをして、そして町のバスを使って、仮にも事故があるというふうなことは絶対避けなければならないというふうに考えておりまして、ぜひ今の300 キロというのを我々とすればぜひお願いしたいところでございますけれども、議員さんの方から間の400 キロということでございますので、その辺については担当のほうでもよく研究をさせて、あるいは検討させてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) そうですね、研究から検討してのほうにやっていただけということなのですからけれども、まず、先ほども言ったとおり、このバスを利用するというと、最初から300 キロというと、これではだめだというので利用しない方も出てくるのだと思うのですよね。そういう意味で、延長できれば、恐らく利用者ももっとふえるのかなと思います。

これは行政バスの委託料ですか、固定額というのが何か決まっておるようなので、使っても使わなくもそれだけは払うのですから、利用度が多いほうが住民にとっては、あるいは町にとってもいい方向になるかと思うので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、2点目のほうは検討していただけるということですので、よろしくお願ひしたいのですが、これも私も経験上から申し上げているので、2カ月前になってだめだということになると、本当に再度、もう一度、では民間バスとか、料金の問題とか、いろいろ検討していかななくてはいけないということで、あえて質問したのですけれども、そういう意味ではご検討いただけるということなので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、次の質問に移ります。

続いて、大項目2点目ですが、交通行政に関する質問です。小項目2点について質問いたします。第1点目ですが、旧 254 国道、嵐山三差路の嵐山寄居線の上り方面の右折信号の設置についての質問です。

長年の懸案でありました当三差路の改修も完成してから約2年がたちました。拡幅と嵐山寄居線上り方面の右折ラインができたため、安全面からも大変向上したと思われます。

しかし、せっかくの右折ラインも、右折信号がないために、観察していると、かなり無理な右折をしている車があります。特に夕方のラッシュ時には、下り方面の車が续くため右折が大変難しく、危険な右折を強いられています。ぜひとも右折信号を設置するよう要望しますが、町の対応をお聞ひいたします。

続いて、小項目2点目ですが、庁舎東側の駐車場に緊急時のためのヘリポートが約 65 万円かけて設置されました。しかし、現在そのヘリポートの

上に車が駐車されており、ヘリポートの機能が果たされていないのではないかとと思われます。今度、庁舎南側の駐車場も大変整備されました。いざという時のためにヘリポート場は駐車禁止にすべきだと思いますが、町の考え方をお聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 それでは、質問項目2の小項目1、旧 254 国道、嵐山三差路上り方面の右折信号の設置につきましてお答えいたします。

この嵐山三差路交差点の信号機につきましては、11 月の 24 日の夕方、現場で状況を調査いたしました。そうしたところ、多いときで4～5台右折帯に車両が連なりまして、信号の変わり目で右折するという危険な状況が確認できました。交通安全上、右折信号機の設置が必要と思われますので、小川警察署へ要望してまいりたいと思います。

質問項目2の小項目2、庁舎東側の駐車場のヘリポートにつきましてお答えいたします。緊急時のヘリコプターには、災害時に出動する防災ヘリと、交通事故の負傷者や緊急患者を搬送するドクターヘリがあるかと思います。ご質問の庁舎東側駐車場につきましては、一昨年の地域防災計画の改定により役場を支援物資の集積地と指定したため、県の防災航空隊の指導をいただき防災ヘリのヘリポートとして設置したものです。

防災ヘリのヘリポートは、十分な敷地があれば専用のヘリポートも可能ですが、公共施設に併設する場合は、通常駐車場等に利用し、災害時に緊急用のヘリポートに転用するのが一般的です。したがって、庁舎東側駐車場につきましては、災害時以外は駐車場として有効活用してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) 再質問させていただきます。

三差路のほうはよく調査していただいて、小川警察のほうへ申し込んでいただけるということなので、よろしくお願ひしたいと思います。

ヘリポートの件ですけれども、ご存じだと思うのですが、この夏、志賀の方が急病でドクターヘリを必要とした件がありました。お話では鎌形のグラウンドをヘリポートに使って、そして救急患者を運んだというようなお話でしたが、考えてみると、志賀地区では役場のほうがずっと考えただけで近いというふうに考えますけれども、私もなぜ鎌形のほうまで行ってしまったのかなというふうに思ったのですけれども、今お話ししますと、ここは災害専用のヘリポートだということなので一応は納得したのですけれども、そうはいっても急病というのは1秒を争いますよね。幸い志賀の方は一命取りとめて元気になったというようなお話も聞いておりますけれども、そういうふうに緊急を要するわけなのですが、この急病用のヘリポートと災害のヘリポート、これは法律上ここにもう完全に分けられているのかどうか、あるいは兼用ができ

るのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 防災ヘリとドクターヘリのヘリポートの関係でございますけれども、一般的にヘリポートをつくる場合には航空法の 79 条、ここで、そのヘリポートのことについて定まっております。1つの基準でございますけれども、広さについては、そのヘリの縦横の 1.2 倍。嵐山で今度つくった東側の駐車場のヘリポートは、25 メーターの 20 メーターというふうなことでございまして、この周りの樹木ですとか、あるいは照明灯ですとか、これ移設をし、この面積を確保したというふうなことでございます。

それと、もう一つが床面の強度、これ一般の地面、地球上におりる場合は問題ないのですけれども、建物のヘリポートにおりる場合、これは、そのヘリの総重量の 2.25 倍以上の強度というふうなことが航空法に定まっております。

ただし、緊急輸送等のこの緊急時の離着陸をする場合は制限はないというふうなことも例外として規定をされてございまして、防災ヘリもドクターヘリも緊急時の離着陸ですので、一定の要件さえ整えば問題ないというふうなことでございます。

防災のヘリの場合は、一般的に、周辺の面積が確保されて、災害が発生したときには誘導する人員が配置をされていれば、特段災害用ですから

問題ないわけですがけれども、ドクターヘリの場合は、1つの運用の基準というのが定まっております、ドクターヘリを出動要請をして、こちらにドクターヘリが向かってくるわけですがけれども、その場合、その指定した場所に消防署の車両が行きまして、安全に離着陸が行えるかどうか、そこでまず点検をして、学校の校庭等に子供たちが出ていれば中に入ってもらったり、あるいは防塵対策、水をまいたり、そういった対策をし、機体の誘導まで行うというふうなことでございまして、こちらのほうについては、緊急着陸に支障のないように消防署のほうで対応しているというふうなことでございます。

今年の4月から嵐山町に4回出動要請しております、今議員さんおっしゃられた志賀の方の場合は、このうちの1回でございます。議員さんがご質問いただきましたように、志賀の地元の方からも、どうして役場にヘリポートがあるのに、そこを利用しないのかというのは、そういう声をいただいております。

しかしながら、防災ヘリについては、こちらは駐車場と兼用として指定しておりますけれども、ドクターヘリについては嵐山町は既に7カ所指定してございまして、総合運動公園、鎌形野球場、花見台のグラウンド、それから七郷小学校、これ4カ所に加えて、この11月から玉ノ岡中学校、菅谷中学校、志賀小学校を新たに指定をして7カ所になったということでございます。郡内でも7カ所は東松山市と並ぶ数でございまして、ほかの小川町、ときがわ、滑川は1～2カ所というふうなことでございまして、嵐山町のドクターヘリ

のヘリポートの指定は非常に迅速な対応が可能というふうなことであります。そういうふうなことでございますので、ぜひ対応のほうについてはご理解をいただければと思います。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) ヘリポート7カ所ということで、大変県内でも進んでいるような自治体になっているということで、非常にそれはそれで結構なのですけれども、今の答弁ですと、ヘリポートは兼用はしても差し支えないというふうな判断をしたのですけれども、この緊急というのは、切りもなくあってもしょうがないのですけれども、何カ所もあってもいいわけですよ。ですから、そういう意味からすれば、せっかくないいヘリポートがあるのですから、そういうドクターでも、災害でも指定しておいたほうがいいのだと思うのです。もしできるとすれば、ドクターヘリでもおりられるというような、そういう申請をしたらいかがですかという質問なのですけれども。

防災にしても、車があれば、これはヘリが着陸できないわけですから、防災のためにも、これは駐車禁止にしておいたほうがよろしいのではないかなと思います。当初申し上げたとおり、今度南側の駐車場が整備されまして、大変余裕も出てきたわけですから、その地点を駐車禁止にしても何ら差し支えないと思います。そんなに難しく考える必要はないと思うのですけれども、要はよく道路工事現場で使っていますけれども、赤い三角形のマークがありますけれども、あれをこのちょっと余裕を持ったヘリポートを囲ってお

けば全然問題ないように思うのですけれども、まずドクターヘリも兼用できる
手続をするかどうか。

しないにしても、防災、仮に災害というのは、これいつ起こるかわかりま
せんけれども、いざ物資を運ぼうと思ったら、それは消防署が来て、あるい
は役場の職員が整理しようとすればできますけれども、車がどこの持ち主
かわからないケースもあるわけですね。そういう場合も考えて、駐車禁止
にしたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、お聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 東側のこの駐車場でございますけれども、柳議員さ
んよくご承知だと思うのですけれども、東側のこの駐車場は、健康増進セン
ターの健康相談ですとか、健診ですとか、ここにいらっしゃる専用の駐車場
的に利用しておりますし、フィットネス 21 パークのこちらに来る方の駐車場
というふうなことになっております。これを駐車禁止にして、専用のヘリポ
ートにするというふうなことでございます。

この問題については、ご質問いただきまして、いろいろ県のご指導をいた
だいたわけでございますけれども、仮にドクターヘリが着陸をするような場
合は、その丸にかいたその部分だけで離着陸が可能でございますけれども、
一帯の敷地、全体の駐車場から車両を撤去すると。それは、駐車場内にあ
る細かな砂利やなんかが風によって車に傷をつけたりなんかをするというふ

うなことがないように考えられているというふうなことでございまして、1台でも駐車場に車が、隅っこのほうであったにしても置いてあると、ドクターヘリはその場所を使わないというふうなこともお聞きをしました。そんなことでございまして、兼用というのは非常に難しい。

先ほど申し上げました7カ所、ドクターヘリのヘリポートがあれば、大体迅速な緊急搬送は間に合うのではないかというふうなことでございまして、ぜひそういう点で、この東側の駐車場については、ふだんは一般的な駐車場として利用し、一たん有事の際には、一朝有事の際は災害用に転用するというふうなことで利用を考えておりますので、ぜひその点についてはご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) ちょっとしつこくなって申しわけないのですが、有事の際は災害用にするとはいっても、車がある限りこれは、ドクターヘリは7カ所あるから、そちらを利用しましょうとなりますけれども、防災に関しては、これはもう例えば休日だったら職員とか、あるいは駐車する車もないと思うのですが、これいつ災害というのは起こるかわからないわけですから、1台でもあればというふうなお話もありましたけれども、少なくとも余裕を持った駐車禁止にする必要があるかなと思うのですよね。

考えてみると、もしそういうことであるなら、何で65万円もかけてヘリポートをつくったのだというふうにも考えられるわけですよ。ですから、もしそう

いうことであれば、災害用ではなくても、要は空き地があれば防災用の物資を運ぶヘリポートに緊急的、応急的にすることもできるのではないかなと思うので、改めてヘリポートを 65 万円かけてつくる必要はなかったのではないかなというふうにも思われるわけですがけれども、ちょっとしつこくて申しわけないのですが、町長はその点についてどうお考えかお聞きいたします。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今お話、答弁もさせていただいているような状況で、答弁でも答弁書にも書かせていただきましたけれども、防災計画策定をする中で、支援物資の集積地ということを町のほうに場所を決めました。そういう中でご指導をいただいて、ヘリポートがあるといいのではないかな。そして、そういう中で、駐車場を指定をしていて、いざというときにそのところを使ったらどうかというのが一番の出発点でございまして、そういう状況下であそこのところを設定させていただいたということでございますので。

それと、今ドクターヘリのほうも数が多ければ多いほどいいと思うのですが、そういうような状況の中で、東松山市と同じぐらいな数の設定ができたということで、これも消防署、消防関係の人たちのご指導もいただいたりということもありまして、そういうことの設定ができたということでありますので、当面今の利用の状況でいかせていただければありがたいかなというふうに思っておりますので、ご理解がいただければというふうに思います。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) ドクターヘリについてはそういうことで、もちろん兼用の話はもういいのですけれども、繰り返すようすけれども、災害もいつ起こるかわからないわけですから、そのためにと思って私も質問しているのですけれども、理解するとかしないの問題ではないと思うのですけれども。さっき言ったように、いつ起こるかわからない、そのために私質問しているのですが、町長のお考えもわかりましたので、そういうことについてはちょっと不安を抱きながら、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号9番、議席番号7番、河井勝久議員。

初めに、質問事項1の住民主体の地域づくりについてからどうぞ。

〔7番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○7番(河井勝久議員) 第7番議員、河井勝久です。議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、大きく分けて2点について質問いたします。今、第5次の総合振興計画策定に入っているわけでありましてけれども、住民主体の地域づくりとい

うのは、とりわけこの 10 年間にとっては重要な地域づくりになっていくのだろうというふうに思っているのでありまして、そのための中心的な質問をお願いしたいというふうに思っています。

2000 年に地方分権一括法が施行されてから 10 年、今新政権は、地域主権改革を「住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と定義する地域主権戦略大綱を6月に閣議決定いたしました。地域主権推進大綱に向けて今議論が進んでいるわけでありますけれども、地方自治体の役割と地域住民の参画が一層重要になってくるというふうに思います。地域の力を再生するために、地域経営、協働のまちづくり推進について伺います。

①といたしまして、町は庁舎内の機構改革を行うわけでありますけれども、職員が地域の主体となって活動に入ること、どうやって地域に協力していけるかが大事になると思いますけれども、職員の目線をどのように持ってもらうのかお伺いいたします。

②といたしまして、これまで大半の自治体では、さまざまな政策が上からの指導でつくられ、地域福祉計画も介護計画も当事者、地域住民の参画も行政指導の客体にとどまっているのが実態であります。参画型のものも地域に救われないままに社会にひずみが生まれてきました。子供や家庭が孤立、虐待や介護殺人、孤独死など、地域に気づかれずに孤立する今日の社

会の現実が進みました。解体された地域社会、この道はいつか来た道にしないためにも、新たなコミュニティーを創出、再生させるため、地域社会の再生、住民活動、交流、連携をさらに進める考え方について伺います。

③といたしまして、10月30日に町の子育て支援フォーラムが開かれ、町の取り組み地域発表がされました。地域の子供とともに行う実践報告、子供の人格形成や見守りは、子供の地域環境に子供が希望を持てるまちづくりが進んでいることを感じました。安心、安全のまちづくりも、子供目線で考える発表会や作文などを参考利用して考えることも大切だろうと思います。近所の子供が一緒に遊ぶことによる情報、高齢者とのきずな、防災防犯など共助のまちづくり、地域住民とかかわる子供たちの声を生かした連携するまちづくりについてお伺いいたします。

④に、できることから始めてみる。上からつくるのではなくて、各種計画づくりに町民参加の改革や条例、条件づくりなど、活動の試みを始めてみる。里地里山の保全、農業の再生、川の再生など、ボランティアの集合を試みてもはどうでしょうか。長短期のことが必要と思われますが、その考え方をお伺いしたいと思います。

⑤といたしまして、町の活性化について、今B級グルメなど、まちおこしとして人気を博しております。この試みはないか。また、これは以前も質問しているわけでありますけれども、町の景観百景など町民から募集して、それを観光に役立てていく考えはないかお伺いいたします。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①、②、③及び④について。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、質問項目1の小項目①町は庁舎内の機構改革を行うが、職員が地域の主体となって活動に入ること、どうやって地域に協力していけるかが大事になると思うが、職員の目線をどのように持ってもらうのか伺うにつきましてお答えいたします。

町では、平成18年度より地域の自主的な取り組みによるまちづくり、地域経営の推進と職員の資質の向上並びに意識改革を目的といたしまして地域担当制を設け、職員と地域との連携を深めているところでございます。また、地域が主体的に活動を行うことを支援するため、同じく平成18年度より地域コミュニティ事業補助金を創設をいたしました。現在策定中であります第5次総合振興計画(案)におきましても、地域との協働、地域経営が計画の根幹となっておりまして、今後もその方向は変わりはありません。

また、それを明確にするため、平成23年度より課名も地域支援課と改め、新たに地域を積極的に支援し、まちづくりを活性化するよう今回条例を提案させていただいているところであります。

職員にも事あるごとにこのことは伝えており、今までの事業展開により十分理解をしていると考えているところであります。今後も地域を主体とした視点は決してぶれることなく各種施策を行ってまいりたいと考えております。

次に、小項目②新たなコミュニティーを創出、再生させるための地域社会

の再生、住民活動、交流、連携、これらをさらに進める考え方を伺うにつきましてお答えをいたします。

現在策定中であります第5次総合振興計画(案)におきましては、住民アンケート及び総合振興計画審議会におきましても協働は非常に重要であり、町を活性化するための重要なキーワードであるとの意見が出ております。

これまでも第4次嵐山町総合振興計画後期基本計画におきましても、地域経営を主眼としたまちづくりを行うことを明記をし、各種施策を進めてまいりました。現在のご意見は、これまでの考え方や方法が決して間違ったものではなく、もっと推し進めるべきものだと考えております。

先ほどのご意見にもお答えをしましたが、そのためにも地域支援課を創設いたしました。さらに、これまでも積極的に行っている各種ボランティアをさらに活性化し、その活動をつなげていくため、(仮称)ふれあい交流センターをボランティアの拠点とするよう準備を進めているところでございます。

河井議員さんご指摘いただいているとおり、これからの人口減少社会、そして少子高齢社会を乗り切るためには、人と人とのつながりが重要と改めて感じております。町民の皆様や各種団体がさまざまな観点からつながりを持ち、全体で地域を盛り上げていく地域経営のまちづくりを進めていくことが地域全体の幸せにつながるものだと考えております。

次に、小項目3、共助のまちづくり、地域住民とかかわる子供たちの声を

生かした連携するまちづくりについて伺うにつきましてお答えをいたします。

過日行いました子育て支援フォーラムは、天候が悪いにもかかわらず、予定していた以上の人が参加をしていただくなど大変盛況に行うことができ、子供や子育て家庭の支援に関する情報交換の場として集い、地域に密着した子育て支援の基盤を構築をすることができたものと考えております。

さて、現在、勤労福祉会館を改築をし、（仮称）ふれあい交流センターを建設中であります。この施設の目的は、高齢者から子供まで異世代が同じ施設に集まることにより交流を深めることにあります。そのため、バリアフリーはもちろん、乳幼児が遊べるスペースから高齢者が利用されるような部屋等を取りそろえております。

先ほど来申し上げておりますとおり、これまでも地域経営としての協働のまちづくりを進めているところでありますが、今後もさらに充実させるよう体制を整えまして、コミュニティー活動の進展やボランティア活動の活性化を図りながら、子供から高齢者までの方、すべての人々がつながりを持っていただくまちづくりをこれからも進めていきたいと考えております。

次に、小項目④ボランティアの集合を試みてはどうか。長短期のことが必要とも思うが、考え方を伺いたいについてお答えをさせていただきます。

現在策定をしております第5次総合振興計画(案)におきましても、ボランティア活動の振興は重点施策として位置づけており、その中でボランティア団体や個人ボランティアの活動を支援をし、ボランティア同士の連携を図り、

住民主体のまちづくりの活性化に努めてまいりますと、基本的な方針を決めております。

まさに河井議員さんおっしゃるとおり、ボランティア同士の連携を深める施策を行ってまいりたいとこれからも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目⑤について。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 質問事項1の小項目⑤の町の活性化について、B級グルメなどのまちおこしの試み、また町の景観百景など町民から募集して観光に役立てる考えについてお答えいたします。

町では、町の活性化のために、平成21年に観光協会にB級グルメの検討をお願いしておりまして、現在観光協会では平成21年度に嵐山町のB級グルメを考えるため食の検討委員会をつくり、平成21年度に3回、平成22年に3回の委員会を開き検討してきているものです。

今年の嵐山夏まつりでは、焼きそばとモツを合わせたものを来場者に試食してもらい、ネーミングを募集したところ、168通の応募をいただき、選考の結果、嵐山辛モツ焼きそばと決まり、9月の26日に嵐山溪谷バーベキュー場で開催されたみどりと川の再生埼玉フォーラムin嵐山、また、10月17日に熊谷で開催された比企地域元気アップキャンペーンにも出展し、大好評でありました。また、9月の広報紙の配布に合わせて、毎戸配布で嵐山町

のB級グルメのアイデアを募集したところ、12 通の応募をいただき、食の検討委員会で6通のアイデアに絞り込み、11 月 25 日に試食会を開き、嵐山のB級グルメを検討しているところです。嵐山のB級グルメが早く決まり、まちおこしに役立てばと考えております。

また、町の景観百景など町民から募集して観光に役立てる考えにつきましては、現在観光協会では北部地域の観光マップも研究しておりまして、会議も数回重ね、北部地域の観光マップができ上がる予定です。でき上がれば、嵐山町の全域の観光マップが完成します。今回お尋ねの景観百景というものについても、観光協会、商工会、写真クラブ等の団体とも話し合い、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 大変長い質問でありまして、いろいろと答えも長くなったような感じがするわけでありますけれども、とりわけ職員の関係で、地域主権というのは、地域に住む住民と職員が本当に必要なものは何なのかと、その課題を把握して、行政と地域住民の暮らしにかかわることになるのだらうというふうに思っているのです。それには、行政に携わる職員と住民との信頼関係がなければ、なかなか協働のまちづくりというのは生まれてこないのかなと、そういうことが進まないのかというふうに思っているのですけれども、職員がどれだけ地域の住民の中に飛び込むことができるかどうかとい

うものだろうというふうに思っているのですね。

地域主権改革というものも、上から命令されてやるものではないだろうというふうに思っているのですけれども、それがすべて成功していくというふうにも私も考えてはいないのですけれども、成功していければそれにこしたことはないということです。

第5次総合振興計画、今その案が進められているわけでありすけれども、地域経営、協働のまちづくりがその中心になってくるのかなというふうに思っているのですけれども、地域に入る職員が、地域に入った後に、その課題を役場庁舎内に持ち帰って、行政制度の中に生かしていくということが重要だろうと思いますけれども、地域に飛び込める、先ほども地域課の話も出ていましたけれども、地域に飛び込める職員について、どういう形でやっていくのかお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 職員が地域に飛び込んでといいますか、地域と一体となってまちづくりを行えないか、そういう考え方を職員が持てるかということだと思っておりますが、今お話もいただきましたように、地域経営ということで、町で行う事業を進めていくのですよということで、町では取り組んできているわけでありす。

そして、地域経営というのは何なのかというので、プリントをお渡ししたか

と思うのですが、左側のように、今までの場合には行政と町民というような形であったわけですね。しかし、地域経営というのは、行政と町民のほかにいろんな組織があるわけですね。区があり、先ほどのPTAがあり、婦人会があり、あるいは企業があり、NPOがあり、いろんなものがあるわけですが、町民と行政ということだけでなく、町民と企業だとか、町民と区だとか、あるいは町民とPTAだとか、町民と学校応援団だとか、それぞれのところが絡み合っているといいですか、お互いにやれること、あるいはやってもらいたいこと、そういうようなものをお互いに絡み合わせた中の、いろんな絡みがあるやり方、これが地域経営というものであるわけで、それには役場も住民もすべてのものが絡み合うのには、当然のこととして町も出ていかなければいけないわけであります。

そういう中で、地域経営でなくて、地域担当制という、地域の担当制というのを嵐山町の中でも取り入れました。これも最初に取り組んだときには、地域に行って帰ってくると、それこそいろんな課題、これはもう3年前に言ってあったとか、5年前に言ってあったとか、いろんなものがあって、どこどこ、どこどこ紙が積み積みもって、とてもこんなことやっていたのでは町長できないのではないの、話なんかできないのではないのということから始まりました。

それと、職員の皆さんも地域に行っていかなか褒められることというのは少ないわけでありまして、できれば余り地域に行っていっぱい話は聞いたり

したりしなくて済むような形のほうがいいわけだったわけでありまして、余り好評ではなかったのですが、それが定着をしてまいりました。今では毎月、月初めの区長会で、その地域担当制から上がってくる注文というか、課題というか、町の要望というか、いろんなものについて、そういうようなものを話し合っ出てし合っ出て、連絡を受けて、それで来たものはすぐ政策経営のほうに受けて、それを各課にすぐ流す。そして、各課でできるものはできる、できないものはできない、返事はとりあえずすぐしろということになっておりますので、できること、できないことは、いずれにしても返事をすぐするというこてで今対応しております。

そういう中で、ほとんどそういう区から上がってくるものも少なくなってきました。というのは、それだけ連携といいますか、いろんな情報交換ができてきているのかなというのと、いろんな地域の中にあるお祭りをはじめとして、いろんな事業、そういうものにも職員の出席がここのところふえている、皆さんもお感じになっていることかもしれませんが、ふえてきているというようなこともあつたり、町民の皆さんが逆に町のいろんな事業に参画をしてくださる人たちがふえている。そういうお互いの役割分担をやれるものはやっているというような形になってきている。これが今までと違つた形になってきているのかな、少しずつ浸透してきているのかな、これが地域経営が進んでいるのかなというような感じがしております。

議員さんおっしゃるように、町の職員が地域に出ていく、そういう目線を

持っていけということは当然のことでありまして、現在やっていることをさらに進めていきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) ぜひそういう形で進めていっていただければというふうに思っております。質問事項が極めて抽象的になっておりますので、これはまたこれからのさまざまな総合振興計画の中で1つ計画や何かを立てる中で、いろいろと私もこれから聞いていきたいというふうに思っているわけでありますけれども。

次に、2と3の関係で、これもどういうふうにとらえていくのかなというふうに思っているのですけれども、新たなコミュニティーの創出という形で、それぞれいろんな形でのネットづくりというのが、連携という言葉に置きかえてもいいのかと思うのですけれども、だれでもがそこに参加して、そして住民の具体的に抱えるさまざまな問題をとらえていると。それがやっぱり町長のまちづくりになっていくのかなと、あるいは協働のまちづくりになっていくのかなというふうに思っているのですけれども。

私も、とりわけ子供目線という言葉もちょっと質問の中で出したのですけれども、そういう中で、子供の目から見た、いわゆる将来の町像ですか、そういうものもある程度、私は参考にしていける必要があるのかなというふうに思っているのです。大人の目で見ると、子供の目で見ると、同じ目線で見るとのがかなり違ってくるのだらうなと思っているのですけれども。

子供というのは、成長過程によって、それぞれかなりいろんな物の見方が変わってきますから、そういう面でのまちづくりというのもぜひとらえていくべきだろうというふうに思っているのですけれども、この辺のところで、具体的には前も、町制 40 年のときには子供議会等も開きましたし、そういう中で意見もいろいろと出たろうと思うのですけれども、これから 10 年間、総合振興計画も 10 年間になってくると、相当子供たちも成長してくるわけですから、そういう面でいくと、新たな町のものをどういうふうにつくっていくのかな、どういう希望を持っているのかなというのは、一つとらえる必要があるのだろうと思いますけれども、そのところは具体的にどういうふうに考えているかを聞いておきたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんおっしゃるとおりだと思うのですね。そういう形でまちづくりを進めていきたいと思っておりますけれども、子供の目線、それで子供議会というようなことなのですが、今までもそういうようなことやってきたと思うのですね。

それで、私は今一番ちょっと欠けてきているのではないかなと思うのは、欠けてきているというか、より濃くしていく、太くしていく、強くしていく必要があると思うのは広聴広報、広報だと思うのですね。それをお互いに言ったり聞いたりする、この内容、そういうことをこれからどうパイプを広げていくのか。

それにはどういうことができるのかということになるわけですが、人と人と

の会うこと、会って話をする事、これにまさるものというのではないわけでありまして、いかに交流の場をつくっていくのか、人が集まる場を多くしていくのか、それに尽きる事だと思っております。ですから、そういうものを、場をつくりながら、そして行政にできる広報の充実、こういうようなものに力を注いでいって、町民の皆様方のご意見を吸い上げ、そして行政には何をやるべきなのか、そして行政から町民の皆様に情報提供がどういうことができていくのか。太くなるのか、薄くなるのか、そのところを皆さんのご意見を伺いながらやっていければというふうに考えております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 私は、子供目線という形でいくと、例えば子供広場なんかありますよね。町のほうでは、子供広場をつくる時なんかは、具体的には何歳ぐらいを対象にして子供広場をつくっているのかなと。確かに高学年になってくると、その子供広場で遊ぶ子たちはいなくなるのだろうと思うのですけれども、今非常に子供広場なんかも、そういう面では使われなくなってきていると。そういうことでいくと、子供の対象というのをある程度決めながら町はそういうのを進めてきたのだろうと思うのですけれども、そういうものを子供に問いかけて、子供がこう思っている、こういうものが使い勝手にいいのだとか、いろんなものがあると思うのですけれども、そういうものについて今後検討していく考え方はありますか。

あるいは、もう一つは、例えば道路の信号機で、歩行者用の青赤のラン

プあるわけでありますけれども、あれなんかも、大人で見ると、反対側からの太陽の光なんかだと、さほどランプが変わったのがまぶしくないのですけれども、子供で見ると、その太陽の光が直接、反対側から見るわけでありますから、まぶしく感じてしまうと。そうすると、子供たちは、前のランプが変わっているのか変わっていないのかわからなくて、こういうふういろいろと見ながら、変わったな、変わっていないなという形で道路なんか渡るのですよね。少なくとも信号機のランプにちょっとした日よけとか、あるいは何かの形で変えてやれば、もっと子供たちもそういう面で安心して道路なんか渡れたりなんかするのかなというふうに思っているのですけれども、そういう目を、大人で見てもあそこはというのではなくて、子供の目でも見て、それで安心して渡れるとか、そういう面の配慮というのは必要なかなと思っているのですけれども、そういうこれからの考え方はどうしていくのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 子供の目という視点だということなのですが、例えば公園の中で今まではという話ありました。確かに嵐山町の中の公園なんか見ても、そのの庁舎の公園なんか見ても、今まではそれでよしとされてきて、そういう方向で設置をしてきたのだと思うのですが、大きな子供と小さい子供たちがかけ合っていてぶつつくというか、エリアが同じような状況になってしまっているのではないかとと思われるようなつくりの部分もあると思うのですね。

ですから、今公園なんかで進んでいると言われている外国の公園なんかの場合には、小さい子供はその公園の中で遊ばせて、大人は周りからこうやって見ていて、大人は大人で話をしていて、大人と子供が一緒になって砂遊びをするのでなくて、外でこう見ている。あるいは、大きな子は、そのちびっ子の中に入れないような違ったエリアのところで、もうちょっと動きの活発な、広い動き方をできるようなエリアをつくるとかというようなことになってきている。

また、公園の中も、もっと高齢者といいますか、お年寄りの人たちが動けるような、健康づくりができるようなエリアというものを、子供たちとかかわらないような部分のところにつくったらというような話もあるとか、いろいろなことがあるので、確かに議員さんおっしゃるように、今まではという部分あるかもしれませんが、これからはそういうようなものも広く研究をさせていただいて、町でやる場合にはご意見をお聞きをしながら、情報を交換をしながら、そういう形で取り組んでいく必要があるというふうに思います。

また、今の信号の話ですけれども、ちょっと座って見たこともないのでわからないのですが、どういうことか、もしそういうことがあるとすれば、警察のほうにも話をしなければいけないし、どういう形にしたらいいのか、またそれはそれでまた別に研究をしてみたいというふうに思っております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 信号なんかは、ほんのちょっとの間なのですね。

太陽がこう高くなっていけば変わってくるし、また低ければ変わってくるし、そういう面では、その光の関係によってですから。だけれども、渡ろうとする子供はその時間が待てないわけですから、それは大人が子供の目線までおりて見ると、そういうものがはっきりしてくるのかなと思っているのですけれども、安心な町というのは、そういうことでは子供の意見も取り入れられるという形になってくれば一番いいのかなというふうに思っているのです。

私は、子供の情報というのは、子供たちはうんと持っているのですよね。先ほど質問の中にも、子供たち同士で遊ばせるということが大切なのかなと。というのは、子供同士の情報というのは、食事のときやなんかに、どこどこではどういうことがあった、例えば友達の家庭の状況がこうだとかというのは、ちょちょこと話に出たりなんかすることもあると。そういう情報は隣近所の情報にもつながってくるのだらうというふうに思っているのですね。

かつて震災が起きたところの、地震やなんかのところで、一番早く情報を知り得たのは子供たちの情報だったという形の子供ネットみたいなので、大人よりも近所やなんかの状況が子供同士のネットではっきりしてきたという形もあるわけですから、そういう面で必要になってくるのだらうと思っているのですけれども、これもこれからの課題だらうと思っています。ぜひいろんな面で町は将来に向けての検討課題になっているのかなというふうに思っています。

それから、私はボランティアの集合を試みてはどうかという形で、いろい

ろと先ほども答えられております。これからの連携というのは、とりわけそういうものが大事になってくるのだろうと思います。

1つは、これまで町でも、いろんな条例や計画はつくられてきたわけですね。それは審議会の人に加わってもらったり、いろんな形もあったのですが、何かつくられたものが、上からつくられてくるという、行政主導でつくられてきたような感じがしないではないと。そういうので、行政不信もかなり生まれてきたのではないかなというふうに思っているのです。

これらを解消するために、住民が参加する条例づくりというのが必要になってくるのかなと。それがこの新しい地域経営にもつながってくるだろうし、協働のまちづくりにもつながってくるだろうというふうに思っているのですね。自分たちがそれに参加できるというものを持つということが一番大切なのだろうと思いますけれども、これまで専門家、知識人だけで、あとは町の職員が入ってつくっていくというのではなくて、立場の違う人たちがその中に入って、いわゆる参画しながら議論を進めて、それを自分たちも熟知しながらつくられていくというのが大切なのだろうと思います。

今後、私も、これ何回ももういろんな方が質問しているのですけれども、住民基本条例で、これは検討していきたいというふうに答弁をされているわけでありまして、とりわけこういう住民基本条例なんかは、そういう面では、いろんな人たちがかわりながらつくらないと、ちゃんとした住民基本条例にはなっていないのかなというふうに思っているのですけれども、あ

るいは地域公共サービスの基本条例とか、これからは新しいそういう条例を策定することが出てくるのかというふうに思っているのですけれども、これらについて住民参加をどういうふうに考えていくのか、そののところだけお聞きしてみたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 住民参加、町民の皆さんに、行政に、あるいはまちづくりにいかに関心を持っていただくかというのが大きな課題であります。そして、それらのものに関心を持っていただいて、一言意見を出していただいて、もうちょっと頑張って一歩足を出していただいて、そしてその上で一緒に汗をかいていただいてという形で、少しずついろんな形のところに参画をして、参加をしていただいて、まちづくりと一緒にやっていくというのが理想的な形だと思うのです。

そういう中で、コミュニティー事業というのを今まで地域にお願いをしてきました。それで、その中で、そのやり方というのは、うちのほうでこういうことやりますよ、お年寄りとおれします、運動します、ごみ拾いします、健康事業やります、そういうようなことを地域で企画立案をしていただいて、それで企画課のほうに、政策経営のほうに出していただいて、その事業をやっていたくということをやってまいりました。それが今議員さんおっしゃるようなことの最初かなというふうに思って、そういうふうを考えて事業を起こしてきました。

しかし、一部のところでは、そういうものを一々書いて出すのは面倒くさいのだという話になってきてしまったのですね。自分たちがやるのではなくて、何かやること決めておいてもらって、それでこういうふうにやってもいいのではないのというようなことなのですよ。ですから、ちょっと最初のとずれてきている部分もあるのですが、短兵急にそうやってもなかなかうまくいかないのだなというふうに改めて思っているところですが、できるだけその企画立案のところから、自分たちの町の中では子供たちが多いからこういうことをやったらいい、あるいは少ないからこういうふうな事業のほうがいいのではないかとか、あるいはうちのほうの地域の中ではこういうふうにお祭りが中心になってやっている地域だからこうがいいのではないかとか、うちのほうは祭りがなくて余り人が集まるような機会が少ないからこういうことやろうよという、みんな、こんな狭い町ですけれども、全く違うわけなのですね。ですから、そういう形で企画立案をしていただいた事業をそれぞれがやっていただくのがいいのだろうということで始めたわけなのですが、現状そんなような状況があるわけです。

ですので、このところで新規まき直しをいたしまして、また違った形で地域おこしのあれをどんな形にしてしたらいいのか、取り組んでいきたいというふうに思っているところです。ですので、参加、参画といいますか、何をやるかをやるということを、そういうことが一番町の中に出ていって、それで計画づくりに参加をしてみよう、意見を言ってみようということになってくるのだと

思うのです。

それで、今までも計画、条例づくり、いろんな形で町の中でつくっていく中、今回の総振の中もそうですけれども、町民の皆さんで、おれやってやるよと手を挙げてくださった人には参加をしていただいたり、あるいはいろんな形の人に入っていただくというので、それぞれの組織の代表の人だとか、組織の中の意見がよく聞けるであろうと思うような人だとか、その中のまた男女比、男性ばかりでもあれですから、女性の意見もどれぐらいの人数したらいいのかというようなことでありますとか、すべてのところにそういうようなできるだけ広いご意見が集められるように、お聞きができるような体制でやっておりますので、これからもさらにそういう点を注意をしながらやっていきたいというふうに考えています。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 人間社会ですから、さまざまなことについても積極型の人もいれば、さっき町長が言われるように面倒くさがりの人もいるのだろうと思いますね。積極的にやろうという人たちは、待っている人もいるのだろうと思うのですね。そういう面で、それらの人を具体的にどういうふうにして新しいまちづくり、あるいは地域づくり、そのことがやっていけるのか、これはこれからの課題になってくるのだろうと思いますけれども。今あるさまざまなボランティアの人たちと、新たにそういう面で、また一つの地域づくりができるという形が理想的なまちづくりになっていくのだろうと思います。そういう

面では、いろいろとこれからも検討していただければというふうに思っています。

次に進ませていただきますけれども、B級グルメ、これ今いろんなところで大変まちづくりの活性化には役立っていますね。先日もNHKのテレビ見まして、神奈川県厚木市ですか、全国からB級グルメ集まって、そこにいろんな地域から数十万人の人が来て味わっているわけですね。山梨の鳥モツが1番になったとかという話聞いたのですけれども、それなりの地域努力をしてそういうところに出てくるのだろうと思います。

私も10月の8日の日に視察で松本市に行かせてもらったときがあるので、松本市役所はちょうど松本城のくるわの中にあります。そこに屋台がいっぱいつくられていたのですね。何だろうというふうに聞いて、ちょっとのぞいてみしたら、全国から、あしたからラーメン祭りで、いろんなラーメンの屋台が来てラーメン祭りをするのだという話でしたのですけれども、こういう形でまちおこしをしているのだなと思ったのです。

埼玉でも近所では東松山の焼き鳥だとか、あるいは川島で今ほうとうどんだとか、そういうのを始めていますし、加須でもうどん等始めています。それぞれ、その地域地域で地場の食材を使いながら、そういう面でまちおこしをしていると。

嵐山もこれだけのいろんなものが今やられてきているということであります。一步さらに進めて、町全体でそういうものを作って、そして人を呼び寄せ

るということにつながってくればというふうに思っているのですけれども、そこから辺は商工会やなんかと、あるいは観光協会等もいろいろと詰めて、何年ぐらいにはこういう計画をさらに進めようではないかとかいうことを考えてはいるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

嵐山辛モツ焼きそばにつきましては、観光協会としては嵐山町のB級グルメとして、これで進んでいきたいというような結論に達しております。これを進めるに当たって、2つのイベントに参加したわけなのですけれども、熊谷市に出展したときなのですが、嵐山町に行った場合、これどこで食べられるのですかという質問を大分受けたわけなのです。いかんせん嵐山町はまだお店でやっていないので、試食のところだというお話をして、早くお店なりなんなりで取り組んでもらえれば、また観光協会としてもPRする価値があるのかなというふうに考えておまして、1つは、辛モツ焼きそばを早い機会に進めさせていただければと思っています。

それと、9月に毎戸配布で募集したネーミングの関係については、この間の試食会では1位、2位というものは決めたわけなのですが、今後またそぐわないということであれば、また次の募集をしてというような考え方も中にはありますので、また観光協会とも話し合いながら進めていきたいと考えて

おります。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 食品ですから、食品でも、加工品もあるだろうし、いろいろとあると思うのですよね。最初は、採算を度外視して始めるという人から始まるらしいのですね。それを食べて、ああ、うまかったという形から、どうするのだ、どうするのだという形。それが始まって全体的に広がっていくと聞いているわけなのですけれども、そこまでやれるという人がいないとなかなか厳しいのかなと思っているのですけれども、その辺のところでは、今その問い合わせがあったということでもありますから、嵐山でオオムラサキの酒だとかいろいろと、あるいはムラサキイモの何とかといろんなのあるのですけれども、そのところで、もう一つ進められたものができればというふうに思っているのですけれども、これがこうですよというので、もう少し広報化する、キャンペーンだとかなんとかというのはあるのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 今後の進め方については、1つは、先ほど申し上げましたように、辛モツ焼きそばについては、取り組んでもらうお店を観光協会の会員のお店の中でやってもらうというようなことで進めていかななくてはならないということでございます。そういうお店が出た場合に、観光協会が宣

伝またはPRだとか、よそのイベントに参加するときには応援するというようなことで考えているというふうには考えております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) ぜひ嵐山町のいろんな生産物なり、そういうものを使ってB級グルメをつくって、そして一人でも多くの人たちに来てもらう、そういうものに進めていっていただければというふうに思っているのですけれども。

もう一つの問題は、観光マップ、これができる予定だということでもありますけれども、私、前のときに質問したときは、町の例えば何周年かの記念行事だとか、そういう形でそういうものを検討はしてみたいという形だったのでですね。

いろいろと嵐山のいいところを、春夏秋冬、それぞれ景観も変わってきますし、先日はNHKでしたか、嵐山溪谷紅葉をやっていましたよね。翌日はどっと人が来ているという形だそうです。見た人が、あんないいところがこの近辺にあったのかとか、いろいろと言っていったのですけれども、いかんせん入る道が大変どうのこうのとかなというふうな言った人もいたらしいのですけれども、私は町民がここはいいよとか、ここはこうなのだよという形を再発見するためのものとして、これが推薦できるのだよと、こういうものがあるのだよという形での景観百景というのをつくって、それをさらにマップの中に載せながらやれればというふうに思っているのですけれども、この景観百景につい

ては、いろいろと町民から募集しながら決めていくような考え方はあるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

先ほども答弁したわけなのですが、観光協会だとか商工会、写真クラブと進め方について協議をして、町民の募集なり、そういうもので進められればというふうに考えております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) ぜひそういうものを進めていって、嵐山町のいいところを再発見できるような、そういうものにつくっていただければというふうに思っています。

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。

おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時54分

再 開 午後 3時10分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

河井勝久議員の一般質問を続行いたします。

それでは、質問事項ナンバー2の質問から、河井勝久議員、どうぞ。

○7番(河井勝久議員) それでは、ナンバー2について質問をさせていただ

きます。

自然環境の保護についてであります。私も、子供のころから見ていると、大変動植物も少なくなってきたのかなと、嵐山町から消えているのかなというふうに思っているのですけれども、これからさらに、次の世代にこれがどういう形でこの環境としてつなげられていくのか、今危惧しているところがあります。

生物の環境、保護を主体とする名古屋議定書が確立されました。20世紀に破壊された地球環境を取り戻すことが現世の任務でありますけれども、それにはまず自分たちの住む地域から、生物の多様化の環境づくりを進めることが大切であると思います。町の取り組みについて伺いいたします。

①といたしまして、里地里山の荒廃、河川の汚れなど、生活環境の影響が非常に大きいと思いますけれども、対策はどのように考えているのか。

②といたしまして、自然環境の変化によって動植物の絶滅種がふえております。冒頭申しましたように、嵐山町から消えようとしている動植物はどのくらい推定されるのか、あるいは保護対策についてどうしていくのか、具体的にお伺いいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 質問項目2の小項目①里地里山の荒廃、河川の汚

れなど、生活環境の影響が大きい。対策はどのように考えるかについてお答えいたします。

里地里山の荒廃につきましては、昭和 30 年代後半より、石油燃料の普及により全国各地で同様の状況が進行しており、雑木林では、伐採更新されなくなった樹木が立ち枯れるなどの影響も出始めております。また、農業者の高齢化や輸入作物の増加に起因する農業の衰退は、各地に休耕地をつくり出す結果となり、外来動植物の分布拡大による在来希少種の減少等にも影響を与えています。

町では、こうした状況を打開するため、平成 18 年度に嵐山町里地里山推進委員会を設置し、改善対策が話し合われ、先進地の視察等も含め、里地里山の新たな維持管理の方向性や具体的な手法を検討しているところでございます。今後は、伐採更新で生じた伐採木の利用方法や荒れた土地のボランティアを活用した再生など、持続可能な手法を導入し、里地里山の再生に取り組んでいきたいと考えております。

河川の汚れにつきましては、槻川をきれいにする会（小川町、嵐山町、東秩父村）での清掃活動やさいたま緑のトラスト協会嵐山支部での清掃活動、バーベキュー場下流の川の再生事業のイベントや維持活動等さまざまな活動を通じて、ボランティア活動の広がりが図られるように努めてまいりたいと考えております。

また、水質につきましては、上流域の自治体からの生活排水の流入など

の影響もあると考えられますが、現在実施している水質調査などのデータをもとに、町として可能な対策については実施してまいりたいと考えております。

次に、小項目②の自然環境の変化によって動植物の絶滅種がふえている。嵐山町から消えようとしている動植物はどのくらい推定されるか、保護対策を伺うについてお答えいたします。

嵐山町では、これまで確認されている動植物のうち、埼玉県が選定したレッドデータブックの最新版に掲載された種は、動物類に関しては、哺乳類がムササビ・テン等5種、鳥類がオオタカ・ヤマセミ等15種、両生・爬虫類がトウキョウサンショウウオ・カジカガエル等12種、魚類がヤリタナゴ・メダカ等8種、昆虫類がオオムラツキ・クツワムシ等82種、クモ類がコガネグモ・トリノフンダマシ等5種、甲殻類がテナガエビ・モクズガニ等3種、軟体動物等がオオタニシ・マツカサガイ等8種の合計138種であり、植物類に関しては、コモチシダ・イチリンソウ・センブリ・ヒシ等で65種となり、動植物の合計は203種となっています。しかし、これは記録されている種に限っての数字であり、実際にはこれ以上の種が嵐山町から消えようとしている、あるいは既に絶滅してしまったと推定されます。

これらの動植物が辛うじて生息している町内の環境は、都幾川・槻川といった河川敷や谷津田の最深部にある休耕田の湿地、水生植物の残るため池や用水路、あるいは神社等に残る森やよく管理されてきた雑木林など、町内でも限られた場所であることが確認されています。

保護対策といたしましては、こうした土地を所有、または管理する人に対して、希少生物の保全への理解と協力を得るとともに、希少種の新たな生息の場となる環境の創出を目指して、現在までに「オオムラサキの森づくり」や「里地里山の保全」を目指して、町内各地に確保された自然保護地を、より理想的な形に維持管理を進めていくことが大切だと考えております。具体的には、雑木林の保全管理は、これまでの管理作業に加え、通常は 15 年から 20 年サイクルで実施される雑木林の伐採更新の計画に基づいて順次実施し、樹木の若返りによる雑木林の健全化を目指していきたいと考えております。

また、河川敷など荒れてしまった場所についても、県と協力しながら、かつての環境を復元するための対策等を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 1回壊してしまったもの、一般に環境変化によってなくなってしまったものを取り戻すというのは、大変なことだろうというふうに思っているのです。答弁でも言われているように、高度成長、あるいは化石燃料が使われるようになってからの数十年、この間で日本の自然も環境も大変変わってきてしまったというふうに言われているわけでありますけれども、私も大変な変化が出てきたのかなというふうに思っているのです。やっ

ぱりこれから里地里山再生というのは、いろんな国の政策、あるいは町のいろんな行政が携わっての政策で、少しずつ少しずつ、これは長期的になっていくのだろうと思うのですけれども、変えていかないと、ますます大変なことになっていくのだろうというふうに思っているのですね。

今ボランティアなんかをお願いして、この里山なんかは、どういうふうにしていくのかというのをいろいろと検討されているという話で、既に先進地ではやっているところもありますね。というのは、とりわけそういう人たちを募集して山に入る道を確保していくと。嵐山なんかでも昔は、山仕事のために入っていく、今は町道になるのだと思うのですけれども、そういう道がすべて確保されていたと。やっぱりその道を確保して、それでその草刈りなり、あるいは伐採なりいろいろとしているという話なのですけれども、この前6月のときも私は質問させてもらったと思うのですけれども、やっぱりそういう人たちを募って、というのは募るだけではなくて、その山なら山、ここのところを特別に伐採なんかしたほうがいいのか、あるいは下刈りをしたほうがむしろいいのかというところについては、借り受けるというか、地主と交渉して、そこで一般の人たちがそこに入って、そういう形の保全管理をやると。そのことによって、土地所有者については、自分たちはもう既に担い手がいないからできない、あるいはそういうものを必要としないからできない、支払っていないのだという形でも、やっぱり管理をしてもらえればありがたいという気持ちがあるそうであります。ですから、そういうところでは、そういう人たちを募っ

て、ボランティアの人たちでやるのもいいのかなと。

1人の人間が3.3平方ですか、1坪ぐらい刈っても、10人寄れば相当のところを刈っていったり、あるいは木の葉を掃いたりという形がやれるのだという形で、かなりのことがやれるという形なのだそうですけれども、毎日するのは大変だけれども、例えば1週間に1回だとか、10日に1回をやっていくと、かなりの広い範囲でそういうものが管理保全できるという形になるというふうにお聞きしますけれども、今後、最初のときの質問とも変わりも出てくるのだろーと思いますけれども、そういう形で何らかの形で、そういうボランティアなんかを使っただけの対策を考えると来ているのだろーと思いますけれども、それをやる考えはあるかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 篠藤環境課長。

○篠藤賢治環境課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけれども、嵐山町里地里山づくり条例、これは平成19年に制定された条例でございますけれども、その中で土地所有者、それとそういったボランティア団体、町との三者協定によって借り受けて既に実施しているところがございます。これは、広野2区の先般取得した金皿山の隣接している何筆かをそんな形で管理させていただいております。

今後こういったケースがふえてくれば、もちろんよろしいかなと思うのですが、けれども、この前の里地里山委員会でもお話が出まして、団体にも限度がありまして、広報等募ってみたらどうかとか、そういったご意見もいただいて

ございます。何団体かそういった団体もございますので、情報公開の中でお互いにそのときには助け合おうという、日程が合えばですね。その中でまた一般の皆様にも、ご参加いただけるような仕組みができないかというふうなご検討もしていただいております。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 人に頼むというのも大変なことなのだろうと思うのですけれども、そういう形しか今のあれではできないのかなというふうに思っているのです。それが里山がちゃんとしてくると、そこで水なんかも確保されてくる、いわゆる小川なんかに流れ出す、それがやがては大きな川になっていくわけですが、そういう意味でいくと、里山の大切さというのはずっとこれまで言われてきたわけでありましてけれども、私は、できることから始めてみようというふうに最初に提言したと思うのですけれども、やっぱりそれはいろいろと対策等検討委員会なんかでやってきているわけですが、とにかくやってみようという気構えを持つかどうかの問題だと思うのですけれども。たとえ10人でも集まれば、それから始める。その輪が二重三重に広がってくれば、大きな力になっていくのだと思います。

なぜ里山が必要なのかということ、やっぱりみんなで勉強してみること、必要なだろうと思うのですけれども、その辺のところで、本当に小さなことから始めてみようという気構えというのを持つ必要があるのかと思うので

すけれども、今までの形からさらにどういう形にしていくのかというのは、いろいろと検討してみたことはありますか。

○藤野幹男議長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 なかなか先ほどお答え申し上げました三者協議の中でやっていくという、それが責任の所在ということもございますし、今後、広がれば、とりあえずそういった活動が広がって、1つずつ少しでも多くの里山が保全されればいいかなということで今進めておりまして、そのほかの方策については、当面は考えておらないということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 今までのその里地里山の問題は、常に問題化されて、議会の中でもいろんな議員さんたちが質問し、あるいは具体的には、どういう形にしていこうかということで議論がされてきていると思います。今度、さらに一歩前へ進むときに来ているのではないかなというふうに思っているのです。そういう面では、ぜひこれから次の世代に向けて、やっぱりこれを保存すること、保全することが大事なのだということをみんなに理解してもらおうということにつなげていっていただければというふうに思います。

環境の問題というのは、やっぱりこういうものが一つ一つ解決されてこない、全体的な環境のものにつながっていかないのだろうというふうに思っ

ているのですけれども、そういう面で、ぜひいろんな対策はこれから進めて
いていただきたいというふうに思っています。

例えば町が相手と地権者ですね、そういうところに入るための交渉という
のは、相当大変なことなのではないでしょうか。その辺は1つお聞きしておきたいと思
いますけれども。

○藤野幹男議長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 所有者に入るというのが難しいかというご質問でござ
いますけれども、その前に入るに当たって、どれだけのボランティアの方
たちをそこに確保できるかという、その前段階の問題がなかなかクリアでき
ないということで、最初に答弁申しましたように、いろいろなイベントとかそう
いったものの中で、ボランティアの皆様方をより一層ご参加いただくように呼
びかけていくというのが当面のお話でございまして、ある程度それが確保で
きた段階で、例えば町内のあそこの雑木林はどうだろうというような話にな
るかと思うのですけれども、それが確保されないうちに交渉というのは、ちょ
っと今の段階ではできかねると、私どもの立場から言うことができかねるとい
うのが現状だと思えます。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) どのくらいの人が集まれるかというのは、大事な
だと思いますね。小千代山が取得されて、もう下草が刈られて、木の葉掃き

等もする、いろんな形でボランティアの人たちが始めて、相当変わってきましたね。さらにまた進めなければならないのは、今のある木をある程度年代がたっていますから、それをまた伐採して再生をしていくという形も当然必要になってくるのだらうと思いますね。それに隣接するところもかなりシノやぶみたいいになっているのですけれども、やっぱりそこだけではなくて、その周辺、あるいは緑のトラストの3号地も、かなりその地域だけはなっているのですけれども、全体的には大変やぶの状況でありまして、この前もちょっとそこに来た人に、案内したときに、何でこことこことがこんなに違うのですかと、ちょっと寂しいですねという話を言われて、これは個人所有でもうどうにもならないというか、そういう状況で、今は木材なり、あるいはまきや炭を必要としないからこうなっているのですねという話をしたのですけれども、やっぱりちょっと寂しいというか、残念ですねという話を聞かされたのですけれども、やっぱりそういうことでは、少しずつ少しずつやると。

毎年毎年同じところを同じようにやれというのではなくて、やっぱり3年、4年のサイクルをつくりながらそういう形をやっていくと、かなり再生してくるという形なのですけれども、そういう面では、小千代山なんかは一番いい例だろうと思うのですね。ああいうことを考えると、やっぱり人を集めてそこでやっているということも大切なのだと思うのです。

一つ小千代山の話をちょっと聞きたいのですけれども、今、相当木も大きくなりまして、下草も刈られてくると木の葉なんかはかなり堆積していると。あ

の木の葉を何とかもらえないのでしょうかと。というのは、農家の人ではない人たちが、今植木づくりだとかいろんなことをやっているんで、町のああいいうのも、ちょっともらえるのでしょうかねとかというふうで、その辺も聞いてみていただけませんかということを知られたことがあるのですけれども、その辺はどうなのですか。

○藤野幹男議長 篠藤環境課長。

○篠藤賢治環境課長 お答え申し上げます。

先般、里地里山委員会の中でも、その論議がされました。実は、萌芽更新、更新するというブロック的に、小千代山なり蝶の里公園、あのあたりも含めてなのですけれども、ブロック別に更新しなくてはいけない時期だと。先ほども最初にお答えしましたように、15年から20年で更新させていきたいという話の中で、その木の処分をどうするかという話も一つありました。委員さんの中には、そのままそこで腐らせるというか、土に戻すのがいいだろうという方もいらっしゃいますし、木の葉も含めて、先ほど来お話し申しました活動日に募集をして、今まきストーブの方もだんだんふえてきている状況もありますので、そういった欲しい人に、半日なり1日なりのボランティア活動に対して上げられないかとか、そういった話も出てございまして、今後詰めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 里山里地の問題というのは、これからのますます課題になってくるのだらうと思います。それに付随しまして、例えば動植物が絶滅化していると。最近ハズメが少なくなってきたと、それはもう住宅環境が変わってきたからだというふうに分析している学者もいるのですけれども、確かにハズメは本当に少なくなっていますね。水田がなくなるとカエルがいなくなって、カエルを食べるヤマカガシなんかのヘビがいなくなってという形で、最近はその面では、爬虫類なり両生類なりが絶滅してきていると。あるいは、もうメダカなんかほとんど見られない。卵もそうですけれども。そういう形で、ここでは203種というふうに書かれているわけでありましてけれども、実は、山の木を切って木の葉を掃いて日を当てると、センブリだとかほかのものもこう出てくるのですけれども、一時、小千代山なんかは、そういう面ではキンランだとかギンランだとかも、あそこはいつも管理しているというか、ボランティアでやってくれる人なんかに聞きますと、いろんな草木ができましたよという話を聞くと、やっぱり再生をさせるために必要というのは、一体化しているのだらうなというふうに思っているのですけれども。

そういう面でいくと、この地球環境を守るというのは、我々の世代が本当に真剣になってやっていかないと、いろんな動植物も図鑑でしか見られないというふうになってしまうのかなというふうに思っているのですけれども、少なくともそういう面で聞くと、1つでも2つでも回復するような形、それは里山の管理をしていく、あるいは里地を生き返らせるということになってくると思

いますので、ぜひこれからもいろんな形でお互いに協議をしながら、嵐山町がそういう面では新しくなってきたなと、よく見られるようになってきたなと、それでこんなに寄って人が集まってくるという、単なるその環境が空気がいいからというだけではなくて、その空気をよくするためのやっぱり準備というのは、やっぱりちゃんとしてやる必要があるというふうに思うのですけれども、そういう面で今後我々も町も一体となった努力をしてきていければというふうに思っているのですけれども、それは要望、お願いをいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 清 水 正 之 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号 10 番、議席番号 10 番、清水正之議員。初めに質問事項 1 の農業問題についてからお願いいたします。どうぞ。

〔10 番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10 番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず、農業問題についてです。さきの夏の猛暑により、農作物の被害が大変出ているという状況も全国的に聞いています。また、町の支援策、県、国への要請等については、どうするのか、お聞きをしておきたいというふう

に思います。

県では、ブランド米である彩のかがやきについて、この定例議会の中で、2億7,682万1,000円を計上し、助成をするという方針を出しています。町の場合は、どういうふうになるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

2点目は、TPPの問題です。この問題については、さきの国会で、参加した場合にどのくらいの影響力が出るかというものが提示になりました。農業生産においては、4兆5,000億円、そして食料自給率は現在の40%から13%に低下をする。農業の多面的機能としては、3.7兆円の喪失があらわれてくる。また、雇用については、350万人が職を失うだろうというふうに農水省の大臣がお答えになっています。

同時に、日本学会の三菱総合研究所の試算では、農林水産業における多面的機能の貨幣評価ということでは、農業が農業部門で洪水の防止や河川の判定、土壌の侵食等々で8兆円の損失が出るだろうと。林業では70兆円です。表面侵食防止、それから表層崩壊の防止等で70兆円。そして、漁業では、生態系の保全や物質循環の保管、環境保全等で11兆円、実に89兆円の影響があらわれてくるというふうに言われています。

こうした中で、北海道をはじめ、多くの自治体や国民が反対の表明をしています。この事態が始まった11月3日、10月30日からでも、毎日のように決議が上がったり、反対の集会が行われたりということが起きています。

列挙してみますと、11 月の 30 日には、高知県議会が反対の意見書を上げる。12 月1日には、町長も参加したと思いますけれども、全国の町村会長が反対の採決をする。2日には、全国の農業委員会長の代表者会議があつて、ここでも満場一致で反対決議が上げられる。同日、青森県議会も賛成多数で意見書が採択になる。翌3日は、JAの群馬中央会が緊急集会を行い、ここでも反対の決議が上がる。同日、嵐山町の中では、JAの埼玉中央会が要請を町にも出したと思います。議会にも要請が出てくる。昨日、宮城県では 3,500 人の反対集会が起こる。まさにこの議会が始まってからでも、連日こうした動きが全国的に起こっています。これは、とりもなおさず、農家への影響と同時に、農林水産業に与える影響と同時に、国土を守る、そして日本の食料を守るのだという国民からの意思表示だというふうに思います。そこで、町長は、このTPPに対する考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

同時に、先ほど日本の食料自給率が 40%というふうに言いました。この食料自給率がTPP参加により 13%に落ち込む。日本の食卓のわずか 13%しか日本の食物がなくなってしまうというのが状況であります。現在日本の米の食料自給率は 100%であります。例えば米にしても、この自給率そのものが大きく後退をする、65%まで後退するというふうにも言われています。こうした中で、嵐山の食料自給率、現在幾つになっているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、1番との関係もあるのですが、嵐山の食料自給率との関係も出てきますけれども、現在嵐山町のコシヒカリ、キヌヒカリ、アサノヒカリが主流だと思いますけれども、現在作付面積が種別別にどの程度になっているかお聞きをしておきたいというふうに思います。

4点目は、農家に対する所得補償の問題です。前回、1万5,000円では、非常に少ないというふうに私はこの議会の中でもお話をしました。この精算が終わって所得補償、今農家にはその申請書が回っています。現在の段階での所得補償制度、どういうふうになっているか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、5点目は、新規就農者の支援の問題です。菅首相は、国会答弁で、農業の今の状況は高齢化が原因だというふうに言われました。そうであれば、やはり嵐山町そのものがこの新しい新規就農者をどうつくっていくか、そしてそのことがこの反対の実践という形になってくるのだと思います。そういう面では、町の新規就農者の支援をどう考えているか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目1について、新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、質問項目1の小項目1、夏の猛暑による農作物の被害状況は、また町の支援策、県、国への要請等を行うのかについてお答えいたします。

本町の平成 22 年産米の収穫状況は、埼玉中央農協中部営農経済センターからいただきました資料によりお答えいたします。

平成 22 年産米の品種別収穫状況は、コシヒカリとキヌヒカリにつきましては、ほとんどが 1 等米と 2 等米になっております。3 等米が少しありますが、等外米はありませんでした。彩のかがやきにつきましては、すべて 3 等米として検査されたと聞いています。1 等米・2 等米・3 等米以外の米は、等外米として扱われますが、幸い本町の平成 22 年産米については、等外米がありませんでした。等外米にならなければ、共済補償の対象になりません。

次に、大豆の作柄状況につきましては、大変悪い状況にあります。らんざん営農では、作付したほとんどの場所において、農業共済の補償対象になると聞いておりますが、大豆の被害に対する農業共済の補償額については、現在のところ未定であります。

今年度埼玉県で行う大豆の被害に係る被害農業者の認定についての説明会が開催されました。それによりますと、被害農業者の認定基準は、①として、平年の収穫量の 100 分の 30 以上の被害がある。②としまして、農業収入の今年の損失額が 100 分の 10 以上。①かつ②を満たす農家を被害農家として認定できるという内容でありました。

らんざん営農が大豆の被害に係る被害農業者の認定を受けられる条件に該当するか、調査したところ、該当しないと考えております。

次に、野菜であります。害虫の大量発生によりいろいろな農作物に被

害があると聞いております。特に秋冬野菜については、種まき、苗の定植時期が例年になく猛暑と害虫の大量発生が重なったことから、白菜、大根、キャベツ、ブロッコリーなど多くの野菜に影響がありましたが、野菜においては共済加入による補償の方法はないと聞いております。

農産物の被害について、共済補償以外に支援策がないのが現状であり、米・麦・大豆等の農業生産物は、農業共済事業に加入していただくことが、農業経営をしていただく際に大切なことであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目2の①についてを岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目1の小項目2の①TPPに対する町の考え方についてお答えをいたします。

11月9日、菅内閣は、TPPについて、TPPへの参加は決定されなかったものの、関係国との協議開始を閣議決定をいたしました。TPPは、工業製品や農産物、金融サービスなどをはじめとする加盟国間で取引される全品目について、関税を原則的に100%撤廃しようとするものであります。TPPは、原則として例外は認めない貿易自由化の協定であることから、米をはじめ、国内の農林水産業は、壊滅的な打撃を受ける可能性が考えられます。そのため、当町の農業にも大きな影響があると考えて心配しているところであります。

政府が進めている食料自給率50%まで引き上げられるという政策目標

や、来年度から本格的に実施をする戸別所得補償制度とTPPとの整合性をどのように図るのか、とりわけ政策の継続性や財源に疑念を感じているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目2の②から⑤について、新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、質問項目1の小項目2の②町の現在の食料自給率についてお答えいたします。

町独自に町の食料自給率(カロリーベース)の積算ができる関係数値など持っておりません。平成22年10月21日付の埼玉新聞に掲載された食料自給率の記事によりますと、埼玉りそな産業協力財団が、農林水産省の地域食料自給率試算ソフトを利用して、2006年の県内市町村別の食料自給率を算出しております。その資料によりますと、嵐山町の食料自給率は17%になっております。

続きまして、小項目2の③米の品種別作付面積についてお答えいたします。

平成22年産米の品種別作付面積データは、埼玉中央農協中部営農経済センターからいただきました資料によりお答えいたします。

コシヒカリの作付面積が23万7,598平方メートル、キヌヒカリの作付面積が86万5,902平方メートル、彩のかがやきの作付面積は21万6,916平方メートルとなっております。

続きまして、小項目2の④共済補償、所得補償などは、どの程度になるのかについてお答えいたします。

共済補償につきましては、小項目1の夏の猛暑による農作物の被害状況はにおいてお答えさせていただきましたので、省略させていただきます。

次に、所得補償はどの程度になるのかということですが、米戸別所得補償モデル事業には、米価下落に応じた変動払いの制度があります。平成22年産米の概算金は、コシヒカリの1等米が60キロ当たり9,300円、2等米が8,700円、3等米が7,700円です。キヌヒカリの1等米が60キログラム当たり9,100円、2等米が8,500円、3等米が7,500円となっています。彩のかがやきにつきましては、1等米が60キログラム9,000円、2等米が8,400円、3等米が7,400円となっています。精算金は、米の販売が完了しなければ金額がわかりません。

米価下落に応じた変動払いの算定基準は、「平成22年産米の平成23年1月までの間の各産地品種銘柄の毎月ごとの価格を、毎月ごとの報告数量で加重平均した価格を各産地品種銘柄の平成21年産の検査数量で加重平均した価格から流通経費を除いたものを使用する」となっており、未定であります。

続きまして、小項目2の⑤新規就農者の支援はについてお答えいたします。

町では、平成21年度から営農推進員をお願いして、農家への営農相談

や個別指導を行っております。その際に、東松山農林振興センターの農業支援部技術普及担当職員の方と連携をとりながら相談事業を行っており、新規就農者の情報提供もあわせて相互連絡をとっております。

新規就農者への支援は、栽培指導を中心に考えており、場合により土壌診断検査なども行いながら、農業者の育成を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 影響額ですけれども、これは、所得補償との関係がありますが、キヌヒカリについては、すべて3等米ということになるわけですね。このことによって嵐山町の、キヌヒカリではない、ごめんなさいね。彩のかがやきはすべて3等米と。このことによって彩のかがやきの所得補償は、もう3等米の補償しか出ないということになるのだと思うのですね。

同時に、今県が12月1日から県議会が始まっていますが、先ほど言ったように、県そのものが、このブランド米の補償に対して2億7,687万円を計上しているというふうになっています。この県議会が終わり次第、その部分の助成金が嵐山町にもおりてくるかなというふうに思うのですが、その辺の情報は入っていますでしょうか。

この農産物の対象がどのような対象がそれに該当するのか、あるいはどのくらいの補助金が助成をされるのか、その辺の情報は入っていますでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 お答えいたします。

議員さんお尋ねの補償につきましては、高温障害への対応ということであるかと思います。高温障害ということで、米の高温障害の対応につきましては、特別災害の対象市町村が県内 34 市町でございます。比企管内では、滑川町、川島町、吉見町、鳩山町、以上でございます。嵐山町につきましては、彩のかがやきが3等米になった関係で、この対象になっておりません。そのため金額の補償もございません。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 今、課長が答弁したとおりです。嵐山町は、あの猛暑の中でつくられた農作物の損害補償というのは、県も国も一銭もおりてこないということなのですね。郡内では県と同じような形で、県は多分苗代、あるいは種代という形の補助だと思います。その部分を町が補てんしようという動きが出てきています。その情報は、郡内でそうした動きがあるというふうに思うのですが、その情報は郡内でつかんでいるでしょうか。

○藤野幹男議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 県の補助事業の関係するものについては、町でも災害に関係する要綱を定めて、それに対応する必要がありまして、県で

出す対象に対して、県が2分の1、町が2分の1の範囲内ということで対象になるというふうに聞いておりますけれども、比企郡の先ほど申しあげました4市町の状況につきましては、こちらではとりあえず調査はしてございません。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) では、一体この夏の猛暑によって、嵐山町の農作物というのはどのくらいの被害が出ているのでしょうか。金額的にもしわかったら教えてもらいたいというふうに思うのですが。

○藤野幹男議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 大変申しわけありませんけれども、平成21年度と比較してという意味で、今年度の被害額が想定できるかということかというふうに思います。昨年度と比較しまして、今年度、米でいきますと、概算金の金額はどの程度変わっているかというところでしか比較ができないのかなと。ただ、今年につきましては、昨年と違って米の値段そのものも下がっているという状況がありまして、これが単純に比較できるかどうかは、ちょっとわからない状況かなというふうに思っています。

昨年度のちなみに、コシヒカリ、キヌヒカリ、彩のかがやき、それぞれ1等米の金額でございますけれども、概算金で申し上げますと、平成21年度のコシヒカリの概算金が60キログラム当たりで1万1,800円、今年度のコシヒカリの1等米が概算金で9,300円、2,500円ほど下がっております。キ

ヌヒカリにつきましても申し上げますけれども、キヌヒカリの平成 21 年度の概算金が1等米で1万 1,800 円、今年度が 9,100 円でございます。彩のかがやきを申し上げますけれども、彩のかがやきが平成 21 年度の1等米の概算金が1万 1,500 円、本年度の彩のかがやきの1等米が 9,000 円でございます。それぞれコシヒカリにつきましては、1等米で 2,500 円の差額が出ております。キヌヒカリにつきましては、2,700 円の差額が出ております。彩のかがやきにつきましては、2,500 円のやはり差が出ておりまして、これは単純に、ただ今年度については、米の価格そのものも下がっているという状況の中で、総額の計算まではしてございません。

以上でございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 今、課長のほうで答弁がありましたけれども、米についての答弁がありました。しかし、これは全部1等米ですね。では、彩のかがやきについては、嵐山町そのものは3等米だと。すべてが3等米ということでは、去年は多分、ほとんどが1等米になっているのだと思います。そうすると、一番大きいのは彩のかがやきであって、1万 1,500 円が3等米だと幾らになるのですか。

○藤野幹男議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 3等米になりますと、今年度が 7,400 円でございます。昨年と単純に比較しますけれども、昨年、彩のかがやきについては、

すべて1等米でしたので、1万1,500円と7,400円の差が4,100円ほどございます。これでございますと、作付面積が21万6,916平方メートルありまして、単位収量も今年度落ちている可能性もありますので、単純に比較はできないということで、大変申しわけありませんけれども、ご理解をいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今、米については、お話をいただきました。大豆については、共済も該当しないという話でしたね。野菜についても該当しないという話だったと思います。試算そのものは金額的にはわかりませんが、相当農家の収入というのは落ちているのではないかなというふうに推測されるのですけれども、そういう中で、郡内では、多分吉見、滑川あたりは、来年度の作付の苗代ぐらいは、153円か158円だったと思うのですけれども、そのくらいは町で補てんしていこうという動きが徐々に始まっています。町長、町はこうした状況の中で、来年度に向けてそうした援助というのは考えられるでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状では考えておりませんが、先日もその農協さんが来ての話で、嵐山町の場合には、今話もありますように、等外米が幸いなことに発生しなかった。それで、3等米ですと流通経路に乗るわけですが、等外

米だと乗らない、買い手がないという状況なわけですね。それが幸い3等米で、流通経路に乗る3等米でとどまったというのが嵐山町の状況であるわけです。

そういう中で、周りのところでは等外米が大量に発生をしてしまったわけですが、それらについての対応、対策というのがこれからいろいろ出てくるのかと思うのですが、それらをこう見まして、どういう状況なのか検討していきたいと思いますが、現状では考えておりませんし、この夏の暑さについては、農業の問題だけではなくて、先日も工業にしろ、商業にしろ、もういろんなところに同じような影響、いい影響も悪い影響も出ているわけでありますので、それらを広く勘案をいたしまして、町でも考えというか、研究をしていきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) この一般質問の中でも、予算編成これからだという話をされました。ぜひ郡内の状況も注意深く見ていただいて、こうした状況の中で農家を守るという点では、ぜひつけていただければというふうには思います。ぜひ検討を進めていただきたいというふうに思います。

それから、TPPの問題です。町長は、政策の継続性や財源等に疑念を感じるというふうに言われました。今、課長のほうからお話があったように、嵐山の食料自給率が17%、私こんなに低かったのかなというふうに驚いたわけですが、そういう面では、このTPPそのものの影響というのは非

常に大きいというふうに思います。

今、嵐山町は、90%以上土地改良が終了して、もうほとんど土地改良をやるようなところというのはなくなっていると思います。あるとすれば、根岸、將軍沢あたりの一部という形になるのだと思うのですけれども、これだけ多くなって、それぞれの農地を保全をしていく人たちが、農家の人たちがいて、このTPPが参加するようになれば、まさに嵐山の食料自給率そのものも多くなってきているし、果たして農家の人たちが一生懸命農業を続けていこうという意欲すら私は薄れてきてしまうのではないかと。そういう面では、非常にJAの中央農協の請願、議会のほうにも提示が議長あてにありましたので、非常に固い決意だなというふうにも受け取りました。私は、ぜひ町長に参加に反対するという表明をしていただきたいというふうに思うのですね。そのことは、嵐山町の農業を守り、嵐山町の国土とは言わないのだろうけれども、嵐山町の土地そのものも守る。農業だけではなく林業も守っていくということなのだと思うのですね。

これは、ただ単に農業者からの声が上がっているということではないのです。林業者を含めて合板業界、板を合わせるやつですね。合板業界もこのTPP参加に懸念を示していると。同時に、林野庁そのものが、合板の年間生産額が11%減少するだろうと。金額にして490億減少すると。そこで働く人たちが6,000人雇用が失われるというふうに言われています。そういう面では、農家だけではなく、こうした声も出てきているわけですね。

そういう面では、岡田さんが、岡田さんだったと思うのですけれども、1.5%のために98.5%の人たちが犠牲になるのかという話が国会か何かで言われたと思うのですけれども、このTPPそのものは、日本の国土をも守っていく、そういうものであるのだということです。農業がなくなり、林業がなくなり、そうしたことによる懸念が、先ほども言いましたように、89億円も影響するというふうに試算も出ているのですね。そういう面では、ぜひTPP参加反対という表明が、町長できるでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんのほうからも話がありましたけれども、先ほど、先ほどというか、先日の1日、議会を休会にさせていただいて、全国の町村長会議に参加をさせていただきました。その席で現状でのTPPに反対をしていくという決議が全会一致でされて、賛成を私もしてまいりました。

そういう状況下でございまして、現状では、TPPに参加をすると、多大な影響が出ると、農業関係、農林、水産、林業と話がありましたけれども、に高い関税がかかっている分については多大な影響が出るのは、これはもう明瞭でございます。現状ではそういうことで表明を町村会としてはやってまいりました。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 全国の町村会長というと非常に遠い感じがします

けれども、町長もうわかっていると思いますけれども、埼玉県からは、毛呂山町の町長が副だったと思いますけれども、そこに参加をしているわけですね。そういう面では、町長、今全国の町村会長の中で、反対に対する決議に対して賛成をしてきたという表明が今されましたけれども、それが町長の考え方というふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町長として現状では、全国の市町村長会議で賛成を表明をしまいいりました。現状では賛成をしまいいりました。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 答弁が非常に大変苦しいのだらうなというふうに思います。そういう面では、TPPに対する町長の考え方は反対というふうに受け取らせていただきます。

だからこそ、全国の町村会長の反対の決議に対して賛成をしてきたということであろうというふうに推察をいたします。そういう面では、ぜひこの問題を含めて、やはり埼玉県の中央農協があれだけの決議を持って町に、あるいは議会に来たというのは、今回初めてだと思います。そういう面では、今までも農産物の自由化というのは、少しずつ図られてきたわけですが、埼玉県の中央農協が行政や議会にああした要請文を持ってきたというのは、初めてかなというふうに思います。

そういう面では、全国の農業委員会長の集まりの中でも、これは反対の

決議を上げているわけです。農協関係者そのものも大卒の人たちが、北海道から始まったあの決議そのものが、今冒頭に言いましたように、連日ここに来て反対の声が議会でも、それから農協の中からも、そして地域の中からも出てきている。これはやっぱりきちっと受けとめてほしいというふうに思います。

次に進みます。1つは、町の食料自給率 17%をではどうやって引き上げていくかということかなというふうに思うのですね。ちょっと5番とリンクさせていただきたいと思うのですが、今、らんざん営農やしかむらの中で、新しい人たちが農家の農業の働き手として動き始めてきました。そういう面では、ある種の芽が出てきつつあるのかなというふうに思うのですね。その芽をやっぱり大切にしていってほしいと。

今、5人ぐらいかね、5人ぐらい新しい人たちが営農集団のほうに加わって一緒に農業を始めています。発端は、大野さんたちがやっている、しかむらの中からの米づくりから始まってきた人たちです。そういう面では、ぜひその芽を大切に育ててほしいなというふうに思うのですね。そのための若い人たちが、そういう嵐山町の中でも芽生え始めている中で、やはりそれに対する支援をきちとした形で、あるいは生活保障という形までいかないまでも、そういう支援をしてほしいと思うのですが、町長、考え方をちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うのですが。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 非常に難しいことで、返答にちょっと今困っているのですが、けれども、強力な応援というのはしたいと思っているのです。ただ、それがお金でやるべきなのか、何をやったらいいのか。ただ、農業者が、新しい新規就農者が農業についてくれるということについても大変ありがたいわけですし、それと耕地、田んぼ、こういうものが集約をされる方向にいけば、なおありがたいし、いいことだというふうに思うのです。

農家経営の中で、農水省のこれは統計ですけれども、米の農家経営で作付面積が0.5ヘクタール未満だと、年間で13万8,000円の赤字だということです。そして、20ヘクタール以上だと1,200万円超の黒字になっているという農業統計の資料があります。ですので、農地の集約というのは喫緊の課題になっているのです。それがいろんな状況で集まらないのです。それは、農地というものが農家にとってそれだけ大切なものであるということと、手放さない。手放せない。親のものは、親から受け継いだものは、そんなに簡単に手放すことはできないのだという考え方が基本的にあるかなと。それと、農業関係の法律の縛りというものもあると思うのです。

先日もテレビを見ていましたら、企業でこれ参入をしたい、農業に参入をしたい。居酒屋さんとか飲み屋さんというのが、そういうようなところのあれですけれども、そのところの農業に参入をした。そして、先ほどの話もあります農地を自分のところで使えるような形に、今度法律が緩みましたからそういうことができる。しかし、その所得、販売額というのが会社経営の中の

半分を超えないとだめだというのですね。ということになると、それを所有はできない。そうすると、何年まで借りられるかというようなことになると、やっぱり企業としてそのところに深くかかわってつながって、それに会社を頼りにしていくのにはちょっと不安があるというような状況があるとか、いろんな状況があるわけです。

そういう中で、今おっしゃるように、嵐山町の中に何人か新しい就農者ができている。実は私の大学の同期なのですが、その横浜に住んでいる方が遠山でお米をつくっているのだという話をこの前聞いて、えっと言ったのだけれども、そういうような人もいる。しかも自然農法とかというのでやっているという話なのですが、どういうあれなのかわかりませんが、そういう形で少なくとも嵐山町の耕地が荒れない形でこういってくれるというのは、何としても、私どもにとりましては、今を生きる私たちにとってはありがたいことだなというふうに考えております。

ご質問に対してはちょっと難しく、どういう支援ができるのか。そして、そういう支援をやるのが町民全体から見て、公平感というものがどう維持をされるのか、大変難しいところです。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 確かに金銭的な補償をするかどうかというのは、非常に難しいと思います。

では、課長のほうに聞きます。農地を持っていない場合の新規参入の場

合は、嵐山町は農地を取得するということができるのでしょうか。

○藤野幹男議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 できません。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) だとすれば、新規の人たちが、農業をやりたいという人たちが、どういうふうに農地を取得をしていく、あるいは耕作をしていく、その方法については、町はどのような方法があるのでしょうか。

○藤野幹男議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 基本的には、最低耕作面積というのがありまして、50 アール以上でないと、耕作が新規に一遍に 50 アールを借りられないとできないというのが基本的な考え方でございます。

ただ、そうは言っても、それでは全部新規参入をお断りするというような形にしか現実問題にはできないかなというふうに考えておりまして、耕作契約ではなく、農業基盤経営強化促進法の考え方を広く考えまして、耕作放棄地対策、特に農業基盤が整備されたところではないところ、借りる人もいないような状況のところでも借りてやっていただけると、そういう希望があってそういうところ、土地でもいいから、耕作をしたいということであれば、最低下限面積の 50 アールを満たなくても、農業経営基盤強化促進法の考えのもとに昨年度、利用権設定をさせていただいたというふうに認識しております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) かなり無理な話をしているかなというふうには思うのですが、耕作放棄地の土地を新規就農者が借りても、これはちょっと機械も何も持っている人ならともかく、きのうだかきょうの午前中だかで話があって、企業が耕作放棄地を参入するとしてという話がありましたけれども、農業そのものも余りやっていないような人たちが、まして機械も何もないような人たちが、耕作放棄地を借りてどうぞやってくださいというのは、これはかなり無理な話だというふうに思うのですね。

町長、いずれにしても、そういう人たちが芽生えているわけですから、町としてそういう人たちに土地を貸してあげる、あるいは将来、その土地が取得できるようなそういう方法を考えられないでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと不勉強であれなのですが、これはちょっと課長にまた後でレクチャーを受けないといけないのですが、県で農地を、もう高齢化したりとか、あるいは相続を受けたのだけれども、私はほかのところでやっていて使わないのだとかいうような土地を売れるあれができたのですね、県で。それで、それを県は買って、その土地を農業をやる方に売るというような制度もできたのですね。ですので、これからは、農地法の緩みというのは、なかなかこういうふう to 今の時代、緩めてしまうとおかしくなってしまうというのがありますので、なかなか緩みが難しいわけですが、そういうような動きも

あるのですね。使わないものについては、使っていくのだと。そして、これも議員さんもお勉強だと思うのですが、食と農林業の再生実現会議というのができましたよね。この中にもそれが一番大きく強くこれは入っているのですね。農地を使っていくのだと。維持をしていくのではなくて使っていくのだ。使える人が使っていくのだという考え方に立っていこうと。そうでないとせっかくあるものも生きてこないというような考え方というのがありますので、国のほうでもこのTPPを契機に、いずれにしてもTPPがあろうがなかろうが日本農業というのは衰退の方向に進んでいるのではないかというのは、だれもが認識をしている状況なのです。ですから、それをどう考えていくか、TPPに関係なくどう変えていくかというのが大きな問題ですので、そういうものを含めて検討していく必要があろうというふうに思います。今はだから、ちょっと申しわけないのですが、はっきりした考えはありません。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 農地法そのものが非常に難しいと思うのです。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、県や国の制度でそうしたものがあるとしても、もし借りられるのであれば、町が仲介をしてやってほしいというふうに思います。個人が県と、あるいは国との交渉というのはなかなか難しいと思いますから、まず町が仲介人になってそれを進めるという方法をぜひ、国の制度を活用するのであれば、そういうふうにしてほしいというふうに思います。

そういうものが嵐山町の中で芽生え始めているので、ぜひ早目に検討をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

住宅リフォームです。住宅リフォームについては、昨年のたしか 12 月、21 年だから昨年ですか、12 月議会で町長が住民にどういう助成をしていくことが有利なのか、現在検討しているという答弁がありました。

そういう面では、住宅リフォームについては、時限立法という形で廃止になって久しいわけですが、今この住宅リフォームそのものが全国的にも見直されてきています。こういう経済状況だからこそ、余計そういうふうになっているのだと思いますけれども、全国の1割の自治体が、175 自治体の実施をしてきている。市町村だけではなくて、県そのものも制度化されている、例えば秋田だとかというのは、県が制度化している自治体も出てきています。この4月からでも 43 の自治体の実施に踏み切ったという数字も出てきているわけですが、私はぜひ早く実施してほしいというふうに思うのです。

住宅リフォームについては、嵐山町もこの経済効果そのものが非常に高いという形で5年間継続してやられてきたわけですが、件数の問題等もあって、時限立法で廃止という経過をとってきました。そういう点では、現在の進捗状況と、今後どういうふうな形で進めていくのか、その対応についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目2、住宅リフォーム制度についての現在の進捗と今後の対応はにつきましてお答えをさせていただきます。

現在町では、住宅リフォーム助成制度とは別に、木造住宅を対象といたしまして、耐震化の促進を図るための助成制度について取り組みを始めたところであり、平成21年度に耐震診断に係る費用について、また平成22年度から耐震診断により改修が必要とされる耐震改修工事に係る費用を助成する制度の整備が行われたところであります。

ご質問の住宅リフォームの助成制度につきましては、当町では平成14年度から平成18年度までの5年間実施をしております、一定の効果があつたものとして廃止をした経過がございます。この住宅リフォーム制度の事業の目的は、地域経済対策の一環として、町内業者の振興を図るための事業として取り組んできたところであります。

この住宅リフォーム助成制度は、今の経済状況において、有効的な経済対策としてかなり期待ができるものではないかと思われます。よって、住宅リフォーム助成制度を復活をさせ、耐震改修助成制度と組み合わせて、2つの事業の活用を図ることによりまして、より効果が上がる経済対策等の事業として展開していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 住宅リフォームについては復活させるというお話でした。だとすれば、どういう内容で、この制度をいつから行われるのかという点についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

今までは事業費の5%、それから最高限度額 10 万円だったかと思うのですが、20 万円だったかな、そういう形でこの5年間行われてきました。では、今度は耐震の助成制度と組み合わせでということですが、具体的にはどういう内容でいつから実施をするかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今までの場合は、今議員さんおっしゃるとおりでございまして、リフォームに要した費用の 100 分の5以内の金額として、ただし 10 万円を限度ということでやってまいりました。

これを復活をしていくということで答弁させていただきましたが、予算期のところでございまして、どういう形でより効果が出るものか、それと現在実施をしている事業との兼ね合い等も考えまして、これから検討をしていきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 内容も実施時期もまだ未定ということなのでしょうか。

だとすると、せっかく復活させるのだというものが非常に薄れてしまうとい

うふうに思うのです。復活させるけれども、内容もわからない、時期もわからないということでは、これだと何か言葉だけになってしまうかなと。だとすれば、今まで実施をしてきた経過もあるわけですし、内容も今まで、現実の問題として5年間実施をしてきました。

そういう面では、確かに耐震の助成制度と比較検討しなければいけない部分があるのかもしれませんが、既に耐震の助成制度というのは実施が始まっているわけですし、そういう点では4月から実施をするということができかどうか、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 4月からの実施を考えております。

それで、今話しましたように、今までやってきていた内容というのがあるわけですので、それを十分勘案をいたしまして、どういうふうな対応をしたらいいのか考えていきたいと思っております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) そういう面では、4月から実施ということであるとすれば、内容そのものも早く決めていただきたい。ぜひそういう面でのPRも5月の広報に載るような形でPRのほうも進めていただきたいと思います。

次に移ります。

奨学金の問題です。これは高校生なのですが、都立高校なのですけれども、授業料の免除は25万人に上る、埼玉県は全生徒の9.1%だという

ふうに言われています。そういう面では、町の奨学金制度拡大をしていただきました。そういう面では、拡大をしていただいたのですが、非常に使い勝手が悪いというか、難しいという。特に申請のときの連帯保証人がついたり、成績証明書がついていたりということで、これは返済のときにも連帯保証人が必要になってくるのです。私も使わせていただいたのですが、非常に使い勝手が悪いと。これなぜ連帯保証人をつけなくてはいけないのか、なぜ在学証明書だけで済まないのか、成績証明書が必要なのか、その部分がなくなれば非常に申請がしやすいというふうに思うのです。

なかなか今言ったように、就学援助という形での人たちが非常にふえてきている中で、せっかくある奨学金の貸し付けですから、そういう町の利便性というか、そういったものの申請に対する簡素化というのができないかどうかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 質問項目3の小項目、利用促進を図るために申請の簡素化を図るべき。連帯保証人をなくす考えはにつきましてお答えをさせていただきます。

嵐山町奨学資金貸付基金条例第1条に設置目的を規定しております。それによると、経済上の理由により就学が困難な者に対し奨学金を貸し付け、もって有用な人材を育成するためと規定しております。これまで利用促

進のために、高等専門学校への枠の拡大、連帯保証人の住所地条件を町範囲から県内へと拡大させていただいたところであります。さらに、連帯保証人をなくすご質問であります、本奨学資金については、一定額の基金の範囲内において貸し付けを行っており、返済に支障が生じると今後の貸し付けに影響が出てくるのが懸念されます。したがって、現状において連帯保証人をなくすことは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) お聞きをしますけれども、この奨学金制度というのは、いつから始まったのでしょうか。連帯保証人からの返済というものが過去あったのでしょうか、お聞きをしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 いつから始まったかというのは、基金条例、昭和48年3月30日というふうに書いてあります。ですので、そこから始まってきているかなというふうに理解しております。

それから、過去連帯保証人から返済していただいたことがあるかというお尋ねでございます。私が就任以前の関係につきましては、ちょっと承知しておりません。私がこの職についてからは、1件返済をしていただいたケースがございます。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) だとすれば、何件くらいのうちの1件なのでしょう。連帯保証人、確かに県外まで広げたという話ですけれども、連帯保証人、返済期間までに2回、あるいは2人になるのか1人になるのかは別にしても、2度連帯保証人をつける書類が必要になってくるのです。

連帯保証人を頼むというのは非常に困難です。そういう面では、貸し付け要件もあるわけですし、借りる人は町内の人です。そういう面では、連帯保証人制度をなくすということができないものなののでしょうか。確かに県内まで広げたということで、多分親や親戚やそういった人たちを想定をしているのでしょうかけれども、連帯保証人や成績証明書がなくても貸し付けできると、だから使ってくださいよという制度のほうが、より便利に使えるのではないかなというふうに思うのですが。これがあるからこそ、特に連帯保証人があるからこそ、その制度を活用するのを渋るのです。いずれにしましても、県外の場合は親兄弟、そういった人たちを想定しているのでしょうかけれども、まして他人というか、そういう人に連帯保証人を頼むというのは、これはなかなか難しいです。連帯保証人だから余計難しいです。だったら、町内に住んでいる人で、これだけのたかだか1万9,000人もいない部分ですから、どこのだれだというのはもう承知もしているでしょうし、少なくとも圧倒的多数は嵐山の公立の小中学校を卒業している子供たちだというふうに私は思いますけれども、そういう面では連帯保証人というものをなくして、成績証明書なる

ものもなくして、在学証明書だけで済むというふうにして、申請をさらに広げるという方法はとれないものでしょうか。

○藤野幹男議長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 連帯保証人、これの考え方なのですが、けれども、民法上の規定があるようでございまして、保証人とはちょっと違うというふうなこともあります。連帯保証人になりますと、借りている方と同一と、基本的に。そういった観点から、借りる場合と返済、2度にわたって同じというふうな考え方で出発点がそこにあるというふうなことで、2度の関係をお願いをしているというのが実情というふうなことというふうに考えております。

議員さんのほうから、そういったものはなくしてと、理由的なものとして町内に住んでいて、ある程度はわかっているのではないかと、こういうようなご指摘というか、お話があったわけでございますけれども、実際に借りるときには嵐山町に住んでおりまして、現在は他市町村に行っている、そういう方もございます。それで、そういった方が、前にもちょっとご質問があったときにお答えをさせていただいたのですけれども、いわゆる正職というのでしょうか、こういう経済状態もあるのだと思うのですけれども、いわゆるパート的なものしかつけないと、そういう状況の中で親御さんが返済をしていただいていると。ただ、親御さんが年金生活と。そういう中で、2カ月に1遍のということで、私どもとりに行っております。これは町外でございます。

そういう状況があるわけですし、それともう一つ、これまでこういったこと

を仕事でやってまいりまして、いわゆる連帯保証人が一つの担保になっているというのでしょうか、やはりそういった方に迷惑をかけたくないと、だから一生懸命返していくと、そういった一つの担保にもなっているかなというふうに今考えておりまして、そういった意味では、使い勝手が悪いというふうな話がありました。確かにそういったものを外していけば、使い勝手がよくなる部分はあろうかというふうには思っておりますけれども、私どもといたしますと、先ほどもちょっと申し上げたわけですが、一定額の基金の中で捻出してお貸しをしているものですから、そういったものが焦げついてまいりますと、今後の貸し付け、これから有望な人を育てていく、そのもととなる基金そのものに影響が出てくる可能性がありますので、現状としては連帯保証人をなくすというふうな考え方は持っておりません。

以上です。

◎会議時間の延長

○藤野幹男議長 一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○藤野幹男議長 清水正之議員、どうぞ。

○10番(清水正之議員) 民法上の話よくわかるのです。だからこそなり手がなかなかいない。これは兄弟でもそういう部分は出てくると思います。結

局返済そのものを肩がわりせざるを得ないですから。そういう面では、だからこそ、ここでストップしてしまう人たちがいっぱいいるのです。借りるのをここでストップする人たちがいっぱいいるのです。連帯保証人でストップしてしまう人たちがいっぱいいるのです。

せっかく専門学校まで拡大をしてきて、まして今こうした経済状況の中で、子供の進学率そのものがどんどん上がって、ほぼ100%、高校なんて100%近くで、高卒の人たちすら人数が少なくなり、専門学校や大学に行く、ではその原資をどういうふうに集めるかと、みんなここで苦労するのです。公庫で借りてみたりするわけですがけれども、町の奨学資金をそうした部分では、もっと借りやすくして、そういう人たちに十分貸せると。奨学資金の基金は、だって相当あるわけでしょう。そういう面では、目いっぱいとは言わないですがけれども、そういう町からの支援をするためには、この部分をまずなくすことだと私は思います。

連帯保証人制度をなくす、では、どういうふうな形の方法にしていくかというのを検討していかない限り、いつまでも連帯保証人でやっていったら、利用者というのは非常に少なくなると思います。

その辺は、教育長さん考え方はどうですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 私も清水議員さんと同じように、はい、どうぞと、要する

に有能な人材のために、どうぞと言いたいところなのですが、公というか、大切な基金でありますし、お金の貸し借りの問題でありますし、課長のほうから言葉はどうかわかりませんが、担保という話がありましたけれども、そうではなくて同じ町民の子供がという視点で、昨年清水さんからご提案があった枠の拡大です、高等学校の。さらに、保証人の住居については、嵐山は嵐山町以外に埼玉県まで広げた、これ比企で初めてだったのです。今比企では、ほかはみんな地元の市町村に住む方をという限定がありますけれども、川島町と嵐山だけが枠を広げたわけです。それも一つの借りやすい条件の理由かもしれないけれども、努力であります。

それから、もう一つは、せっかくのご提案ですので、なるほどなと思ったのは、清水さんの経験からあった、いろんな申請手続とか、その後の提出のものについて、ここら辺で私ども見直すべきかなというのはあろうと思います。1つは、申請書だとか、いろんな提出物の内容、方法をもっと簡素化できないかというのがあると思います。奨学生の推薦書について、これはどうなのだろうとか、借りた決定通知を町長に報告、町長が決定をしてから、さらにその後、毎年学業の成績証明書をそこから出すのです。それは本当に必要なのかと。そういうものだとか、あるいは連帯保証人が返す場合とか、それから返還の免除届だとか、やたら複雑な書類が多いようです。せっかくですので、連帯保証人はつけますよ。できるところから簡素化してやりたいと。

実は、お金のことについては、本当に学校をはじめ、教育委員会もそうで

すけれども、子ども手当をめぐって給食費の未納と、それから保育料の未納について、子ども手当を窓口払いにさせていただいたのですけれども、職員が説明しても本当にどなって帰っていくような状況です。しかしながら、経済的な問題もある中で、何とか借りやすい状況を今までもやってきましたし、さらにそういう提出だとか、書類上のことで簡素化、省略化できないだろうかということとは、早速前向きに研究ではなくて、検討いたします。

保証人については、いましばらくそのままでやらせていただきたいと。

以上でございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ぜひお願いをしたいと思います。

連帯保証人については、また私も今後の課題としていきたいというふうに思います。

最後です。インフルエンザについてですけれども、インフルエンザについては、早速町のほうでチラシが回りました。高齢者については1,000円の自己負担、新型については非課税世帯無料という形で回覧が回ってきました。内容はこのとおりだというふうに思います。ただ、もう時間が過ぎていますから、それはそれでいいです。

今、私立小やっていると、子供たちが何人かマスクをかけているのです。そういう点では、小学生の朝の立哨で何人かマスクをかけている人が12月に入ってからちょっと見えたのですが、新型について非課税世帯という

ことなのですからけれども、小学生についてはどういう扱いをするのでしょうか。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

〔「1回質問してもらわないと困るのだ」と言

う人あり〕

○藤野幹男議長 そうですね。

○10 番(清水正之議員) 失礼しました。

インフルエンザについて、高齢者を含めてインフルエンザについての対応、それから子宮がんとヒブワクチンについては、さっきの議会で請願が全会一致で嵐山町議会は通ったと。町長そのものは郡内で足踏みをそろえてやるということでした。滑川も実施をするという話で、鳩山、ときがわ含めて、この議会でいろいろな形で状況が出てくると思います。

そういう面では改めて、子宮がんについてはそういう方向性が出ていますけれども、ヒブワクチンも含めて考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、改めて、質問事項4のワクチン接種についての答弁を、岩澤健康福祉課長お願いいたします。

○岩澤浩子健康福祉課長 質問項目4の小項目の①インフルエンザに対する町の対応につきましてお答えいたします。

インフルエンザが本格的に流行するシーズンを迎えまして、昨年の世界

的な流行が記憶に新しいところでありますので、今年はどうなるのか気になるところでございます。

現在嵐山町では、特に目立った流行の兆しはありませんが、マスクをされている方も多くなってきているように見受けられますので、外出先から帰ったときのうがいや手洗いの励行、マスクの着用による感染拡大の防止など、自分でできる予防対策の徹底を今年も町民の皆様に広報していきたいと思っております。また、今月から昨年同様、各公共施設等への消毒液の設置を行っております。

続きまして、小項目の②子宮頸がん、ヒブワクチン接種についての助成の考えにつきましてお答えいたします。

国におきましては、子宮頸がんをはじめ、ヒブワクチンにつきましても今年度と来年度助成を行うことが明らかとなりました。市町村としましては、実施しやすい体制ができたわけですが、再来年度以降の国の動向がわかっておりません。財政的な課題が残りますが、子宮頸がんと同様ヒブワクチンにつきましても新年度から実施できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 具体的な話が出ていなかったもので、これはもう回覧で回ってきたやつなのですが、高齢者のインフルエンザについては 65 歳以上 1,000 円と、基本的に 65 歳以上 1,000 円と、新型については非課

税世帯について無料ということでもいいのですね。それを確認しておきたいと思います。

それで、先ほど言いましたように、子供たちがそういう状況が少し目につき始めたかなというふうに思うのですが、学校等についてはどういう対応をされるのでしょうか、子供たちについてはどういう対応をされるのでしょうか。

これから中学生については受験も控えているということもあって、去年は自治体によっては中学3年生については無料にして実施したというところもあると思いますけれども、その辺の対応についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 65歳以上の方につきましては、生活保護の世帯の方、非課税世帯の方は無料ということで、議員さんのおっしゃったとおりでございます。それで、そのほかの65歳以上の方につきましては、1,000円のご負担ということで、単価そのものは去年は4,800円だったのですが、今年は若干落ちまして4,600円というふうになりましたけれども、ご本人負担というのは1,000円で変わらずで実施をしております。

それから、子供たちの対応ということでございますが、私のほうからどうかなとは思いますが、今のところこども課のほうにお聞きしましたら、特に目立った流行というふうなことはまだ起きていないというふうなことでございます。詳しいことはこちらではわかっていないのですが、町村によ

っては、確かに議員さんおっしゃるように子供に対するインフルエンザの助成等を行っているところがあるというふうには聞いております。ただ、国の補助金等もまだございませんし、財政的な関係もありますので、今後の課題になるのかというふうには思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 朝の立哨でちょっと、12 月に入ってから、私 11 月の担当ではなかったものですから、12 月に入ってから何人かマスクをかけてくる子供たちがいるのです。「どうしたの」と言ったら、「風邪なんだ」という話で、それがインフルエンザかどうかはわかりません。ただ、いずれにしても鳩山では学級閉鎖もあったという話を聞きました。そういう面では、今後の対応について町長どうお考えですか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 特別今年、昨年と変わって対応を新しく何を始めるとか、どうするとかということは考えておりませんし、ただ今月 1 日から昨年同様各公共施設への消毒液の設置というのを、1 日から昨年と同じようにやっていた。昨年あれだけ効果が出たということもありますので、学校においては手洗いの励行、うがい、そして消毒、こういうことをしっかり取り組んでいただきたいということでお願いをして、町民のほうにも周知をしていきたいというふ

うに考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) そういう面では、まだ流行も多分まだしていないのだと思いますけれども、ぜひその辺の対応も含めて考えておいていただきたいというふうに思います。

それから、子宮頸がんヒブワクチンについては、先ほどお話をしたように町長の答弁は比企郡の足並みをそろえてという話をしました。国も今度補正予算が臨時国会で通って、これから国の補助金等もおりてくると思います。同時に、比企郡でということになると、鳩山、ときがわはもう実施をすると、滑川もこの議会で無料で実施をするという話だったそうです。そういうふうになると、まだ終わっていない議会もあるのだとは思いますが、嵐山もぜひそれに乗りおくれなように、町長の言われるように比企郡と同一歩調をとるということであれば、滑川、ときがわ、鳩山と足並みをそろえるということになるのでしょうか、そういう形で実施を進めていく方向であるということでもいいのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ワクチンの接種の医師会との交渉の窓口というのが、今年嵐山町が担当になっているのです、窓口なのです。それで、先日も町村会、首長会議で補助金の会議だったのですけれども、その席で比企医師会

の対応についての考え方というか、意見というのがいろいろ出まして、それでそこまで言わないですけども、嵐山町の対応が甘いというのですか、もっと強く出て、そして比企医師会とのワクチンの価格交渉というようなものをしっかりやってもらいたいような、うしろに感じるような意見も出たのですが、医師会との話し合いというのは大変微妙な部分もありますので、今まで各町村でも経験があるでしょうけれどもと話したのですが、今回に関しては、このところまで嵐山でやらせていただいているので、引き続いて嵐山でやらせていただきたい。そして国のほうでどういうことになるのか、補助金出す出すというような話で、幾ら出すというのもありますし、2分の1出すというけれども、では何を基準に2分の1なのかわかりませんし、そういうことも踏まえて、そしてそれを医師会と話し合いを持って、それで決めた上で皆さんのところに報告を出して相談をしたいと、嵐山に当面任せていただきたいということで、この間お願いをしてまいりました。

そういう事情もありますので、国の動向を見据えた上で、医師会との話し合いを経て、そしてどういう状況に、持ち分がどういうことになっていくのか検討した上で対応をしていきたいというふうに考えるというようなことで、比企で一緒というような考え方でございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 国と地方で全額という報道はされているのです。では、市町村が持つのか、県が持つのか、その辺はまだわかりませんけれ

ども、そういう言い方をしていますよね。

だから、そういう面では実施するところはもう既に表明をしていますし、これから吉見、川島、小川がどういうふうな形になるかわかりませんが、いずれにしても、それを町長嵐山で決めるという形になってくるのでしょうか、でも、十分実施しているところがあるので、実施しているところに倣って、ぜひ交渉を進めていただきたいというふうに思います。終わります。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 5時09分

再 開 午後 5時22分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第2、請願第4号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願書についての件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、請願第4号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願について審査の経過を報告いたします。

まず、当日は傍聴者が1名おりましたので、傍聴の許可をいたしました。そして、紹介議員の河井勝久さんに、請願事項について説明を求めた後、請願者から説明の陳述を求められておりましたので、協議会を開催し、請願者の野原智子さん、江口さん、岡野さんより説明を伺いました。

説明の中で、この意見書の必要なことは、リサイクルは進んだが、ごみは削減されず、ごみが増加したこと。自治体は分別収集と保管に経費がかかり、例えばペットボトル 500 ミリリットルでは、1本を分別収集保管するに關しての費用は5円かかるわけですが、事業者は 0.05 円、あとの残りの 4.95 円は自治体が負担しているということになっています。2004 年の調査で、容器包装リサイクル法についてかかる分別収集は、約 3,400 億円だったのですが、そのうち 3,000 億円が自治体負担、400 億円が事業所負担で、88%自治体が負担している。そのために事業者は使い捨て容器のほう負担が少なく、容器を減らす努力をしていないというふうな説明がありました。そのために製品に分別収集の経費を上乗せするため法改正が必要であるという説明です。

説明者の説明の後、質疑があつたのですけれども、価格に上乗せした分

別収集の管理の経費がどのように反映されるかわからないという質疑が出ました。また、小川地区衛生組合で処理している町村ですけれども、嵐山町では容器包装リサイクル法の対象である製品を分別せず処理をしているということ。それから、東松山市では、手選別で分別しているけれども、経費は出ていないということがわかりました。自治体負担だということがわかりました。

協議会終了後、全会一致で採択となりました。

なお、意見書には、製品に上乗せした分別収集と管理の経費の仕組みがわかるようにするということをバスの中で話し合われました。

以上、請願4号の審議の報告をいたします。

○藤野幹男議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

それでは、本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、請願第4号は委員長報告のとおり採択すべきものと決まりました。

◎請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第3、請願第5号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願についての件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過及び審査結果の報告を求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、請願第5号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願について審査経過と審査結果をご報告いたします。

請願第5号は、請願第6号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願と請願第7号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願とともに、紹介議員の清水正之議員に説明を求めました。その際も1人の方が傍聴をされました。その後、請願者の欠川さん、笠原さんから説明を受けるため委員会を協議会に切りかえました。

請願第5号について、請願者は、高齢者には無年金者が多く、全国で100万人いること、65歳以上の人で月4万5,000円以下の低年金者が900万人いること、最低保障年金の確立を求めているが、最低保障年金が制定されるまで国民年金の国庫負担分、年金額の2分の1を生活支援金として支給するべきであるとの請願の趣旨が説明されました。

質疑では、苦勞して年金を支払っている人と不公平であるとか、生活保護の関係で生活保護を受けようとしていると親族からの援助と生活支援金を行政が選択して、安上がりな行政を行うのではないかなどの質疑がありました。

請願の説明が終わった後、協議会を終了し、委員会を再開しました。

委員会では、採択3名、不採択2名、趣旨採択1名で委員長判断となり、採択といたしました。

以上、報告いたします。

○藤野幹男議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。どうもご苦勞さまでした。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択すべきものと決まりました。

◎請願第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第4、請願第6号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願についての件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、請願第6号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願について審査経過と結果をご報告いたします。

請願第6号については、第5号と同様の手続で審査しました。

請願者の説明は、後期高齢者の負担増についてでありました。

質疑では、国民健康保険制度の破綻を防ぐためにつくられた制度である

ため、一定の負担をしていただかない点と、それから速やかには、平成 23 年度からでは難しいこと、また今制度の設計の見直しが行われていることなどがありました。

協議会を閉会し、委員会を再開し、採択をとりました。賛成1、反対5で不採択となりました。

以上、経過報告と結果をご報告いたします。

○藤野幹男議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。ご苦労さまでした。

本件に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。もう一度どうぞ。不採択すべきものであります。

これより委員長報告のとおり採決いたしますので、よろしいですか。では、もう一度、不採択に賛成の議員。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、請願第6号は委員長報告のとおり不採択すべきものと決まりました。

◎請願第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第5、請願第7号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願についての件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過及び審査結果の報告を求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、請願第7号 最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願の審査経過と結果について報告いたします。

請願第7号は、請願第5号、第6号と同様に清水正之議員の説明を受け、その後協議会に切りかえ、請願者の欠川さん、笠原さんより説明を受けました。

請願者の説明では、最低保障年金制度は財源を消費税に頼らず、大企業の内部留保金を取り崩す法制度にすると9兆円以上の財源を生み出せること、他の先進諸国と日本の年金制度の比較などの説明がありました。す

べての人に最低保障年金として月8万円、その上に新国民年金、新厚生年金、新共済年金の2階建て年金にするというものです。

質疑ですけれども、諸外国の制度は税による年金であること、日本の年金は保険制度の年金であること、保険料を支払っている人とそうでない人の差とかが話されました。

質疑が終わり、協議会を閉会して、委員会で採択をいたしました。本請願については、採択1人、不採択5人で不採択となりました。

以上、報告いたします。

○藤野幹男議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、請願第7号は委員長報告のとおり不採択とすべきものと決まりました。

◎議員派遣の件

○藤野幹男議長 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認め、よって議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告をいたします。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

議案第71号 工事請負契約の変更について((仮称)ふれあい交流センター建設工事)の提出についての件、議員提出議案第8号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)の提出についての件、議員提出議案第9号 高齢者の生活

実態に見合う年金引き上げを求める意見書(案)の提出についての件及び
議員提出議案第10号 TPPに参加しないことを求める意見書(案)の提出
についての件につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思います。こ
れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時36分

再 開 午後 5時39分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第7、議案第71号 工事請負契約の変更について
((仮称)ふれあい交流センター建設工事)の件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第71号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げ

ます。

議案第 71 号は、工事請負契約の変更について((仮称)ふれあい交流センター建設工事)の件でございます。

(仮称)ふれあい交流センター建設工事の施行に関し、変更契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

大塚生涯学習課長。

〔大塚 晃教育委員会生涯学習課長登壇〕

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 それでは、議案第 71 号につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書のほうをごらんいただきたいと思います。工事請負契約の変更について((仮称)ふれあい交流センター建設工事)でございます。

既に契約を締結しております金額が 2 億 4,118 万 5,000 円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額が 1,148 万 5,000 円でございます。

続きまして、今回の変更増額分で 1,647 万 4,500 円でございます。う

ち取引に係る消費税及び地方消費税額につきましては、78 万 4,500 円でございます。

増額後の総請負契約金額2億 5,765 万 9,500 円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額が1,226 万 9,500 円となるものでございます。

続きまして、次のページ、議案第 71 号の参考資料について説明させていただきます。

1、工事名、(仮称)ふれあい交流センター建設工事でございます。

次に、2、工事変更の概要でございます。初めに、図面についてちょっと説明させていただきます。1枚目の図面が、1階平面図の変更後の図面でございます。2枚目の図面が、2階平面図の変更後でございます。3枚目が、外構平面図西側駐車場でございます。4枚目の図面が、1階平面図変更前でございます。5枚目の図面が、2階平面図の変更前でございます。

それでは、1枚目の図面をちょっと見ていただきたいと思います。赤の表示で変更の箇所、それから変更内容をあらわしていますが、ちょっと見にくいので説明させていただきます。

上のほうなのですけれども、5通り、6通りの間なのですけれども、赤字で書かれているのが点字誘導ブロックの移動でございます。6通り、7通りのところですが、点字誘導ブロックの追加でございます。9通り、10 通りのところですが、風除室2の撤去でございます。

続きまして、2枚目の図面、2階平面図の変更後をちょっと見ていただきたいと思います。2通りと4通りの間なのですけれども、上から点検用昇降タラップ追加でございます。中ほどですけれども、男性WC、Bを撤去でございます。下のほうですけれども、間仕切り壁の位置変更、点字ブロックの追加でございます。続いて、4通り、6通りの間、上からですが、点字ブロックの追加、下のほうですけれども、間仕切り壁の位置、扉の変更でございます。6通りと8通りの間なのですけれども、点検用昇降タラップの追加でございます。次に、8通り、9通りの間、上からなのですけれども、男性WC、Aを撤去でございます。中ほどですが、間仕切り壁の移動、扉の変更でございます。下が、倉庫6を会議室2に変更でございます。欄外の部分なのですけれども、上から点字ブロックの追加でございます。中ほどが、女性WC、Aを男性WCに変更でございます。下ですが、間仕切り壁、それから建具、鏡の追加でございます。

それでは、議案第 71 号の参考資料のほうを見ていただきたいと思います。合わせて1階平面図の変更後の図面も見いただければと思います。

(1)ですが、1階の風除室2を撤去するものです。(2)ですが、1階風除室1前に視聴覚障がい者を案内するための音声標識ガイド装置を新設するものです。(3)ですが、1階フリースペースに換気扇を追加するものです。

次に、2階部分になりますが、2階平面図の変更後も合わせて見ていただければと思います。(4)の2階多目的室2の間仕切り壁の位置変更です

が、こちらにつきましては点字ブロックを追加するために間仕切り壁の位置を変更するものです。(5)ですが、多目的室2Bの床を長尺塩ビシートからフローリングへ変更し、固定鏡と鏡を覆う建具を新設するものです。(6)ですが、5枚目の平面図、2階平面図変更前と見比べていただければわかりやすいと思います。2階の男性トイレAを撤去し、女性トイレAを男性トイレに変更するものです。(7)ですが、2階の階段B前の男性トイレを撤去するものです。(8)ですが、2階男女兼用多目的トイレの間仕切り壁の位置変更と扉を変更するものでございます。(9)ですが、2階の倉庫6を会議室2Eに変更し、間仕切り壁の位置変更と扉を変更するものです。(10)ですが、2階に点検用昇降タラップを2基新設するものです。(11)ですが、2階会議室2A、2B、2C、2E、多目的室2A、2BにLAN配管とコンセントを追加するものでございます。(12)ですが、2階会議室2A、2B、2C、2D、2Eの照明器具の撤去と新設でございます。(13)ですが、2階和室A・Bのエアコンの撤去と新設でございます。(14)ですが、2階湯沸室に給気口を追加するものです。

次に、1階部分と2階部分に関係する変更でございます。(15)ですが、風除室1、階段A・B、2階多目的室2A出入り口に視覚障がい者用の点字誘導ブロックを追加し、1階事務室前の点字誘導ブロックを移動するものです。(16)ですが、1階のフリースペース、廊下、男性用トイレ、女性用トイレ、2階の廊下、ホールA、ホールBのダウンライトをLED照明へ変更するものです。(17)ですが、1階南側の柱間、2階北側の外壁にグリーンカーテン用

のワイヤー・フックを設置するものです。(18)ですが、階段A・Bの壁に点字用のピクチャーレールを追加するものです。(19)ですが、1階階段A、1階風除室1、2階ホールA・Bの階段前の誘導灯を誘導音付点滅型に変更するものです。(20)ですが、1階事務室、1階フリースペース、2階和室A・B、2階廊下B、2階会議室2Dに非常照明を追加するものです。(21)ですが、1階ポンプ室、2階会議室2Eに非常用放送スピーカーを追加するものです。(22)ですが、1階調理実習室配管スペース、1階フリースペース、電気配管スペース、1階ポンプ室、2階和室踏み込み部分、2階廊下Aの電気配管スペース、2階廊下Bに自動火災報知設備の感知器を追加するものでございます。(23)ですが、1階ホール、階段A、階段Bに自動火災報知設備の誘導灯用感知器を追加するものです。

次に、3枚目の図面、外構平面図、西側駐車場の図面を見ていただきたいと思います。(24)西側駐車場の整備でございますが、約 441 平米になります。主な工事内容は舗装工事、ブロックフェンス工事、屋外排水工事、植栽工事、白線引き、車どめ設置工事、電気設備工事でございます。14 台分の駐車場を整備するものでございます。次に、(25)ふれあい交流センター前の町道から進入路の部分のL字側溝の切り下げ、敷設でございます。(26)ですが、水道の給水引込管を直径 25 ミリから直径 30 ミリに変更するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。どうぞよろしくご審議のほど、よろしくお

願います。

○藤野幹男議長 ただいま提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ、第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 文教で要望したのが幾つか入っているのかなと思うのですが、どの程度取り入れてもらったのか伺いたいと思いますが。ちょっと急ですので、西側というと、西側駐車場というのはどっちになるのかな、商工会があった場所のあそこに駐車場がありますよね、あそこのところを指しているのでしょうか。あっちが西側になるのですか。ちょっと場所の確認なのですが。

それと、給水引込管、これ水道を25ミリから30ミリに太くするということであるわけですね。ちょっと理由がなぜここを太くする必要があるのか、伺いたいと思うのです。

それと、なぜこれが追加議案になってしまったのですか。通常の議案として出せなかったのか、ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 初めに、文教厚生常任委員会等からの要望事項ということですが、一番初めに多目的室(5)のところなのですが、2階多目的室2Bをフローリングに変更、それから固定鏡、

建具の設置、それからあとグリーンカーテン用のフック等ございます。それからあと、駐車場の位置の関係ですけれども、大塚カメラさんの裏のところでございます。

それから、給水引込管を25ミリから30ミリにということなのですから、こちらのほうは旧役場庁舎で使用していた給水管と水量計なのですから、水量計の部分が30ミリ、それから給水引込管のほうで25ミリということになっていたような現状がありまして、水道課のほうの指示によりまして25ミリから30ミリに変更するものでございます。

それから、なぜこの追加議案ということで急にというお話なのですから、こちら設計の変更のほうでちょっとぎりぎりまでできなかったものですから、大変申しわけなかったのですけれども、この時期ということになってしまいました。

以上です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、水道の関係なのですが、もともと役場が30ミリを使っていたということなのですか。では、太くするわけではないですから、太くする場合、加入金ではないな、お金がかかりますよね。それは、かからないということなのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 給水引込管を 25 ミリから 30 ミリにするもので、工事費のほうはかかりますけれども、加入金等の変更はございません。

○藤野幹男議長 ほかに。

清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 今設計の変更がなかなかできなかったということなのですけれども、これを契約したのは7月ではないのですか。7月だと、これは、変更設計は7月ですよ。変更設計を7月にしているのであれば、もっと早く議会にかけられたのではないかなというように思うのですが、なぜこの 12 月議会の補正になってしまったのでしょうか。工期も7月 21 日からの工期に、これ変更工事の仕様書で7月 21 日ですよ。だとすると、変更設計そのものは、その前に出されていいはずなのだと思うのですが、その辺はどうなのですか。

○藤野幹男議長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 7月の 21 日に仮契約をいたしまして、この時点ではまだ建築確認申請等おりておりませんでした。その後、建築安全センター等と事前協議を重ねながら、8月の 23 日に確認申請をいたしまして、9月の7日に建築確認許可がおりております。契約した時点ですと、確認申請がおりたときの設計と違いますので、その部分の変更を今回変更ということをお願いするものでございます。

○藤野幹男議長 ほかに。失礼いたしました。

清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) だから、追加議案ということですよ。9月ですと追加議案ではなくてもできたのかなというふうに思うのですけれども。追加議案ではなくて12月の定例会の正式な議案として載せられるということではできなかったのでしょうか。

それと、防災と安全面での変更が目立つのだと思うのですが、この辺の当初設計からすると、その部分というのは十分反映できなかったということなのでしょうか。

○藤野幹男議長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 12月の追加議案でなく当初にということだったのですけれども、確かに9月7日に建築確認のほうの許可はおりているのですけれども、その後いろいろ積算等ありまして、日程的に今の時期になったということでございます。

それからあと、いろいろ安全面の変更が多いということだったのですけれども、これも当初契約した時点ではこれで十分ということで設計していたわけなのですけれども、建築確認申請の段階で、建築安全センターのほうから指導いただいた部分の変更ということでございます。

○藤野幹男議長 ほかに。

河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) これも何回か質問の中で出てきたと思うのですが、LED化の照明器具の関係なのでは、今回16番でLED化がかなりのところに入ってきているのかなと思っているのですが、全照明の何割ぐらいがLED化されたのか、ほかにまだされるべきところはなかったのかどうか、そのところだけお聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 LED照明の変更につきましては、部屋などの蛍光灯などにつきましては、ちょっとまだ安定したそういう照明がないということで、廊下部分などの天井に埋め込まれているダウンライト、そういった部分をLEDライトに変更するということで、こちらにもありますようにフリースペースだとか、トイレ、ホール、廊下等でございます。ちょっと全体の何割かというのは、ちょっとわからないのですけれども。

以上です。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) そうすると、工事の過程の中で変更ということはもうこれでないというふうに確認してよろしいのですか。

○藤野幹男議長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 まだこれから予定されているものがございます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) そうすると、予算の中からさらに追加予算とか出てくるのでしょうか。その辺のところはどうなのでしょう。

○藤野幹男議長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 今年度の変更ということではございませんが、来年度変更するような予定を考えております。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔何事か言う人あり〕

○高橋兼次副町長 ちょっといいですかね。

○藤野幹男議長 では、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 ちょっと先ほどの工期等のことから、もう1回ちょっとお答えしていきたいと思います。

先ほどご説明したように、当初の計画をしたのが、7月に仮契約をして議決をしていただいたと。その後、先ほども文教厚生委員会のいろいろの、注文と言ったらちょっと語弊があるかも知れませんが、いろいろな要望が出されました。トイレを直したらどうかだとか、今言った多目的施設をこう

に利用したらどうかとかいうのは、当然当初考えておらなかったことでございまして、そういうものをできるだけ要望にこたえるために変更してきたと。

それと、西側の駐車場のお話が出ましたけれども、これも木村さん宅のご理解がいただけたので、今回追加として変更させていただいたと。したがって、どんな工事でもそうなのですけれども、当初契約をしてからいろんなところが微妙に変わってくる。というのは、その実情に合わせて変更せざるを得ないというのがございまして、そういう意味で12月に当然最初から出せればよかったのですけれども、ちょっと業者との協議等もございまして、ぎりぎりになってしまったということで、追加議案をさせていただいたと。工期的には来年の7月までございます。

そして、これからも当然外構だとか、いわゆる建物の中も大きな変更というのは多分ないのだと思うのですけれども、微妙な変更というのはいろいろ出てまいります。特に中央公民館の跡地を今駐車場にするというふうなことも考えているわけですが、その中にちょっとこの間申し上げたかどうかあれなのですけれども、消防車庫をどうしたらいいかというものもございします。現契約の中に、中央公民館の後も防災広場として整備をするというような議決をいただいておりますので、当然その辺の変更はまた出てくるというふうなことでございます。できるだけそういう情報を提供しながら、今後もやっていきたいなと思っています。

したがいまして、基本的には現在予算いただいております。その中で、落

札率が結構低かったために今回 1,600 万円ほど増額をさせていただきま
したけれども、予算的には全く問題ございません。ただ、継続事業になって
いますので、22 年度の事業と 23 年度の事業の金額が動いているというの
は当然でございます。したがって、できるだけ情報を早目に提供して、またしか
るべき時期に変更議決というのをお願いすることがあるのかなというふうに
基本的に考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 ほかに質疑はありませんね。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 改めて質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議案第 71 号 工事請負契約の変更について((仮称)ふれあい
交流センター建設工事)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第8、議員提出議案第8号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13 番 渋谷登美子議員登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) それでは、議員提出議案第8号の説明をいたします。

先ほど、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についての請願が採択されました。よって、この意見書を提出させていただきます。

では、意見書案を読みます。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)。

容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。その後、法附則第3条に基づいて、2006年に一部改正されましたが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目も
の附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成

立となりました。

このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している住民には、負担のあり方についての不公平感が高まっています。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。レジ袋などは、先進国だけでなく、アジアの国々でも、無償配布禁止の法制化や課税など国レベルの対策が取られています。

よって、嵐山町議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の

費用を製品の価格に内部化する。

2 分別収集・選別保管の費用を容器包装を選択する事業者から分別収集・選別保管を行うものに拠出する。

3 リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を促進するため、次のような様々な制度を法制化する。

(1)レジ袋など使い捨て容器の無料配布を禁止し、リユース容器の普及を促す。

(2)リサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も、容器包装リサイクル法の対象に加える。

4 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 12 月、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、藤野幹男。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第8号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第9、議員提出議案第9号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13 番 渋谷登美子議員登壇〕

○13 番(渋谷登美子議員) それでは、議員提出議案第9号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書(案)の提出についてご説明いたします。

この意見書は、さきの高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求め

る意見書(案)の提出の請願が採択されましたので、それについて意見書を提出するという議案です。

それでは、意見書案を読み上げます。

高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書(案)

高齢者の所在不明者が次々と報告され、大きな社会問題になりました。背景に高齢者の貧困があることが指摘されています。この10年間、年金は3度引き下げられました。

他方、所得税・住民税の増税や低所得高齢者の住民税非課税措置の廃止などが高齢者の生活を脅かしています。とりわけ無年金・低年金の生活はきびしく、安心して老後を送ることができなくなっています。憲法で保障された最低生活を保障することは緊急の課題となっています。

現在、無年金者は100万人を超え、低年金者はその何倍にもなっています。国民年金者の受給者も苦しい暮らしを強いられています。国民年金保険料の納付率も60%前後まで低下し、将来の無年金・低年金者の増加が懸念されています。

全国の高齢者から「少ない年金から天引きされ生活できない」、「誰も頼る人がいない。生活保護を受けるしかない」、「蓄えもそこをついた。将来が不安だ」などなど切実な声が寄せられており、日々の生活に苦しむ無年金・低年金者を放置することはできません。

以上の高齢者の実情により、下記項目の実現を図るよう要望します。

記

- 1 無年金・低年金者に「生活支援金」を支給すること。
- 2 消費者物価指数が下がっても 2011 年度の年金は引き下げないこと。
- 3 高齢者の生活実態に見合う年金の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 12 月、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、藤野幹男。

提出先は、参議院議長、衆議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

青柳賢治議員、第2番。賛成か、反対か。

○2番(青柳賢治議員) 反対です。

○藤野幹男議長 反対ですね。はい、どうぞ。

〔2番 青柳賢治議員登壇〕

○2番(青柳賢治議員) 2番議員、青柳賢治です。高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書に反対いたします。

まず第1に、年金制度は任意の制度ではありますが、これに加入しているべきもの、さらに無年金者・低年金者ということでは、全くこの意見書に対

して自助努力というものが欠けております。その意味から、私はまず第1点目としてこの自助努力の視点がやはり必要であると思います。

2つ目といたしましては、さらにこのような実態に対しては、今の日本の保障制度は生活保護ということで、セーフティーネットができております。それをさらに推し進めるようなことではありませんが、やはりそういうセーフティーネットができていくということは事実でございますので、その活用をお願いしたいと思います。

さらに、3番目といたしまして、この現在の無年金者が100万人いるということは、今日本国の政府があれほどまでに財源がある、いろいろとされています。このものをどこから捻出してくるのか。現在の消費税をふたをした状態で、この金額はとても日本の国が出せるようなものではございません。900兆円を超える国債が発行されておりますので、その点を考えていただきたいと思います。

以上をもちまして、私は反対討論といたします。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第9号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第10、議員提出議案第10号 TPPに参加しないことを求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) それでは、TPPに参加しないことを求める意見書の提案理由から説明したいと思います。

農は国の大もとなり、これは国の発展は農が支えるものであるということです。この考え方は、21世紀も10年が過ぎようとしている今日も変わることのない普遍的な国の原理であるということが言えると思います。

ところが、菅総理は普遍的な原理である農業に壊滅的な打撃を与えるTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)への参加を明らかにしました。TPPに参加すれば、例外なく関税が撤廃されるため、工業製品の輸出がふえる一方、農林漁業は安い外国産が大量に輸入されることとなります。海外から安い農産物が大量に流れ込めば、農業は深刻な事態に陥り、農産物の市

場開放は国内農業の根幹にかかわります。菅総理はTPP参加を第三の開国と言いました。明治維新、戦後、そしてTPPです。

日本は、菅総理がおっしゃるようにさらなる開国が必要でしょうか、欧州連合EUの平均関税率は19.5%、メキシコは42.9%、韓国は62.2%、インドは124.3%、アメリカは5.5%、そして日本は11.7%です。日本は、世界で2番目に開放された国です。もしアメリカが5.5%でやっているではないかという方がおりましたら、アメリカと日本では農業の規模が違い過ぎます。アメリカは大規模農地に大型機械を使つての生産、世界一の農業国です。大量に輸出をしていて、世界の胃袋を支配しているとも言われ、輸入を心配する国ではなく、関税率が低くてもやっていけるわけです。日本は現在、農産物は準輸入国となっている輸入大国です。これ以上の開放と輸入を拡大することは確実に食料自給率を下げることになり、試算では13%になります。先進国で一番低い日本の自給率を、さらに下げてまで工業製品の輸出を優先してよいのでしょうか。日本農業には未来はなく、輸出により外貨を稼ぐことのほうが大事だという方もいるかと思います。

では、TPPに参加した場合、工業製品はどのくらいふえるかというと、政府の試算ではわずかGDPを0.48%から0.65%引き上げるにすぎないということで、これを金額にしますと、最大で3兆2,000億円です。一方、農林漁業への打撃は4兆5,000億円です。3兆2,000億円を稼ぐために4兆5,000億円を失うわけです。どちらがよいかは明らかではないのでしょうか。

また、農林漁業が打撃を受ければ、農林漁業が果たしている多面的機能の維持も落ちていきます。農林漁業が果たしている多面的機能を貨幣評価した数字があります。農業においては、洪水防止や土壌侵食の防止などで年8兆円、森林は表層崩壊防止や水質原貯留などで70兆円、漁業は物質循環の保管や生態系保全などで11兆円ということが、日本学術会議と三菱総合研究所が発表しています。農林漁業が受ける打撃4兆5,000億円に加え、自然環境が破壊されれば、それを回復するための費用がまたここにかかるということになります。

さらに、アメリカの大気研究センターは、今後温暖化により深刻な干ばつが起り得るとこの10月19日発表しました。もしこういう干ばつに見舞われたら、農産物は大きく減少し、農産物が減少した国は自国の国民を当然優先するため、日本への輸入は止められたり、減少したりすることになります。農産物はお金を出して輸入すればよいと考えても、農産物自体が輸入されないことが起り得ます。こうした事態を想定した政治が今後は求められると思います。であるため、日本農業に力を入れ、食料主権の考えに立ち、自給率を向上させることが政治の責任ですし、逆に日本農業を後退させるTPP参加は亡国の政治と言わなければなりません。

以上、申し上げたとおり、経済的にも自然環境の点でもTPP参加はマイナスの影響しかなく、TPP参加をやめさせることが重要と考え、本意見書の提出に至った次第です。

それでは、意見書の朗読を行います。

TPPに参加しないことを求める意見書(案)

アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指し、その一つとしてTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加について、関係国との協議を政府は開始した。TPPは、すべての関税を撤廃することが条件で、日本の工業製品が輸出しやすくなる一方、農林漁業は安い外国産が大量に入り込むことが予想される。TPPに参加した場合、内閣府の試算では3兆2,000億円の効果があるというが、農林漁業の受ける打撃は4兆5,000億円になると農林水産省は試算した。また雇用においても350万人が職を失うことになり、これは不参加の場合の81万人を大きく上回り、4倍以上になる。

日本の農産物の平均関税率は11.7%である。これは、欧州連合(EU)の19.5%よりはるかに低く、鎖国どころか開放された国である。これ以上の開放は、さらなる食料自給率の低下を招くことになり、TPPに参加することにより現在40%の自給率が13%まで下がることが試算されている。

また世界の食糧生産は今後、大きく低下することも懸念されている。米国大気研究センターは10月19日、地球温暖化により地球的規模で深刻な干ばつが起これと発表した。そうなれば食糧生産は大きく減少し、海外から日本への輸出は止まり、TPP参加で食料自給率が下がった日本は、真っ先に食糧不足に追い込まれることになる。

よって国においては、TPPに参加することではなく、食料主権の考えに

立ち、日本の農業を発展させ、食料の安定供給のため自給率の向上、食の安全をすすめることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月、埼玉県比企郡嵐山町議会議長、藤野幹男。

送り先は、衆参の両院議長、内閣総理大臣はじめ、関係各大臣であります。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

吉場道雄議員、第5番。

〔「反対から」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 では、初め反対からやりますから。では、反対の方。反対者2人、それで賛成者。では、まず反対から。

第3番、金丸友章議員。

〔3番 金丸友章議員登壇〕

○3番(金丸友章議員) 3番議員、金丸友章です。TPPに参加しないことを求める意見書(案)に対し、次の理由をもって反対いたします。

11 月9日、政府は包括的経済連携に対する基本方針を閣議決定し、TPP環太平洋パートナーシップ協定については、情報収集を進めながら対応し

ていく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始すると発表した。現在、アメリカ、オーストラリア、シンガポールなど、9カ国が参加しており、続いてコロンビア、カナダ、また直近では韓国も参加の意向を表明しているTPPは、貿易自由化を目指す経済的枠組みであり、工業製品や農産品、金融サービスなどをはじめとする加盟国で取引される全品目について関税を原則的に100%撤廃するものであり、したがって原則輸入品に対する関税をゼロにするTPPに参加すれば、安い農産物が大量に輸入され、国内農業に打撃となることは当然予想される。

一方、環太平洋の主要各国がTPPの参加を表明する中で、貿易立国である日本がしのぎを削る国際競争の中で、TPPに参加しないことによってこうむる経済的損失はこれまたはかり知れないものがあり、こうした意味で現在我が国を取り巻く国際的な経済環境はまさに日本の将来を見誤ることが許されない極めて慎重な対応を迫られているものである。言うまでもなく、我が国、農林漁業は単に産業としての生産機能のみならず、幾世代にわたり、国民の精神的文化に深く影響を及ぼし、忍耐と勤勉と自然との共生の知恵をはぐくみ続けてきたことは言うに及ばず、国土や環境の保全事業であることも紛れもない事実であり、かつ食料の自給率など、国民の食を守る安全保障機能を担う面からも国家的基礎産業であることは明らかであります。それゆえ後継者不足や耕作放棄地の増加と衰退を言われて久しい農林業を強固な産業に再構築することが差し迫った課題であります。

11月9日決定された政府の基本方針では、国内の農業対策として競争力向上や海外での需要拡大と農業の潜在的能力を引き出す大胆な政策対応が不可欠と指摘し、農業構造改革推進本部を設置して、2011年6月をめどに農業対策の基本方針を決定することを盛り込んでいる。今私たちがすべきことは、TPPをとるのか、農業をとるのかという二者択一的な発想ではなく、輸出産業と農業など輸入保護産業がともに、流動化する世界経済に対してより強固に持続可能な発展をするための、長期的視点に立った制度を構築することこそ国家的課題である。

以上を勧案すれば、現時点でTPPに対する模索まで閉ざしてしまうことになる。本TPP不参加を求める本案は反対をせざるを得ないものであります。

〔「私も反対討論」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 では、もう少し早く挙げてください。わかりました。

次に、賛成討論を第5番、吉場道雄議員。

〔5番 吉場道雄議員登壇〕

○5番(吉場道雄議員) TPPに参加しないことを求める意見書(案)について、賛成の立場で討論します。

政府はTPPの参加を前提に関係国と協議を開始する旨の基本方針を決定しました。この決定は農業のみならず、我が国の将来に深刻な影響を及ぼすものと大いに憂慮するものであります。

まず第1に、TPPは物・人・サービスに関する関税や非関税障壁をすべて撤廃するこれまでにない貿易協定であるため、地域・経済・社会にはかり知れない打撃を与えることは明白であります。

第2に、農業が果たしている国土の保全、水源の涵養、自然環境への保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの広域的機能が低下し、耕作放棄地はさらに拡大し続け、農業全体が衰退の一途をたどってしまうのではないかと心配するものであります。今度の政府の姿勢は、日本農業の現状を無視した慎重さを欠いた対応であり、到底国民の理解を得られるものではないと考えております。今、国がすべきことは戸別所得補償制度等にあり、農家の足腰を強化し、担い手が将来に希望を持って安心して農業を続ける環境をつくることであります。

以上のことから、TPPに参加しないことを求める意見書(案)について賛成討論いたします。

○藤野幹男議長 次に、反対討論を2番、青柳賢治議員。

〔2番 青柳賢治議員登壇〕

○2番(青柳賢治議員) TPPに参加しないことを求める意見書に反対する立場で討論いたします。

このあまたの自由貿易圏の構想の中で、日本にとってとりわけ重要なTPPでございます。おっしゃるとおり食料の安全保障、国土の緑の保全、これは大切なものでございます。ただ、農家だけを守るぞ、そういった農政は非

常に競争力を弱めると。担い手を減らし、耕作放棄をやっぱり促して破綻してきている状態であります。やはり本来は自由化に耐えられる強い農業をつくらなければ、やはり私たちは後悔することになるのではないのでしょうか。経済圏は非情なものです。そこに入らないと、米国などを中心とする輸出が関税分だけ不利になります。競争が激しい自動車産業界などは、生産拠点を3カ国に移すことになるのではないのでしょうか。農家保護を数値化すると、関税による保護の割合は日本が88%、EUの45%の2倍近いと言われております。農村の高齢化で後継者対策が必要な今、まさに改革の好機なのではないのでしょうか。農本主義者でありました戦中に農相を務めた農政の神様と言われました石黒忠篤先生がこんな言葉を残しています。農は国の本なるということは、決して農業の利益のみを主張する思想ではない。「国の本たらざる農業は一顧の価値もない」と言っております。現在の農本主義者も国のもとが何かということをよく考えてほしいものだと思います。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。

○藤野幹男議長 それでは、最後に反対討論、1番、畠山美幸議員。

〔1番 畠山美幸議員登壇〕

○1番(畠山美幸議員) TPPに参加しない意見書に反対の立場から反対の討論をさせていただきます。

文書は何も考えてきていなかったのですけれども、今日本は経済的に大変落ち込んでいる状況であり、日本は大変技術力がある国です。この技術

力のある国がこのTPPに参加しないことによってどんどんおくれをとってしま
うと思います。自由貿易協定(FTA)が韓国とアメリカの間で協定が結ばれ
ました。そういう中で、車を輸出する際に、例えば100万円の車を100万円
で韓国のものは売っているけれども、日本のものは110何、さっきの
11.7%にしますと111万7,000円になってしまうということで、やはりそこ
で競争に負けてしまう、そういう事態が起こってしまいます。

農業のことですけれども、農業者も努力によって今、お米も中国に輸出し
ていて、幾ら高くても中国の人たちは買ってくれています。リンゴとか果物な
んかも日本のものがいいということでたくさんの国が買ってくださっています。
そういう中で、やはり努力をしていけば農業も見込みがあるというか、日本
はもう技術力がある国ですので、十分闘っていけると思います。ただ、今民
主党の政権の状態だと政争の具になっている部分がありますので、農業者
を守るような立場をよく考えて、農業者を守っていく内容をよく吟味していけ
ば、とにかくTPPは経済的損失が大きいので参加しないことに反対をいたし
ます。

以上です。

○藤野幹男議長 それでは、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第10号 TPPに参加しないことを求める意見書
(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

所管委員会より閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○藤野幹男議長 日程第 11、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長あいさつ

○藤野幹男議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成 22 年第 4 回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のあいさつを申し上げます。

今期定例会は、11 月 30 日に開会をされ、本日まで 7 日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成 22 年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案をすべて原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存であります。

さて、12 月 1 日から冬の交通事故防止運動が始まりましたが、交通事故による死亡者は全国で 4,200 人を超え、埼玉県では 11 月 30 日現在、172 人で全国ワースト 6 位となっています。しかしながら、我が嵐山町では

死亡事故ゼロが2年4カ月続いております。これほど長い期間ゼロが続いたことは今までになく、これは小川警察署、関係団体の皆様方が交通事故防止に積極的に取り組んでいただいた成果だと思っております。今後も飲酒運転撲滅、高齢者安全対策、そして嵐山町で一番多いと言われる交差点事故防止、駐車場内事故防止の4つを重点目標に交通事故と犯罪の防止活動を強力に推進してまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても引き続きご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます次第であります。

国政においては、不安定の漂う年でありました。平成22年も間もなく終わろうとしています。議員各位にはご健勝にて越年され、新しき年におかれましても引き続きご活躍されますよう心からご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のあいさつといたします。まことにありがとうございました。（拍手）

◎議長あいさつ

○藤野幹男議長 次に、本職からあいさつを申し上げます。

平成22年第4回定例会も本日をもって閉会となりますが、11月30日から本日までの7日間、議員の皆様には熱心な、そして活発な審議を尽くすとともに、議事進行に多大なご協力をいただき、ここに第4回定例会が無事閉会できますこと、まことにありがとうございました。

また、町長をはじめとする執行機関の皆様には、審議の間、常に懇切丁寧なる説明なり答弁をいただき、そのご労苦に対しましても深く敬意を表するものであります。

提出された長提出議案は、条例6件、予算5件、そのほか2件で、合計13件でありましたが、すべて原案どおり可決されました。議員提出議案は、3件提出されて可決となっております。一般質問は10名の質問者があり、当面する町の諸問題に対して幅広く活発なる論議が展開されました。国政がふらつく中、先日12月4日には東北新幹線が開業から29年目に青森まで全線開通し、東京から新青森駅まで3時間20分で到着するという明るい話題もあります。

来年は、嵐山町も第5次総合振興計画策定の年となります。町民へのサービス向上を第一に今後とも努力されることを希望するものであります。

結びに、執行の皆様、議員の皆様には、師走に入っても大変暖かい日が続いておりますが、インフルエンザの流行も心配されております。健康に十分ご留意されまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◎閉会の宣告

○藤野幹男議長 これをもちまして、平成22年嵐山町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 6時43分）